

149

256.2-57

256.2

57

教育制度の調査

和十六年三月

第十二輯

文部省教育調査部



0042612001

0042612-001

256.2-57

教育制度の調査

文部省教育調査部・編

文部省教育調査部

第12-13輯

昭和16-17

AHD

目次

ドイツ國民學校の教案及教授時數表

一、一般方針

二、各個教授科目大綱

三、教授時數

ドイツ勞働戰線 (附ナチス歡喜力行團)

中華民國國民政府教育關係法令抄

國民政府政綱

教育部組織法

三、中學例規三三制編級辦法

四、師範學校法

五、職業學校法

六、職業補習學校規程

七、修正實施失學民衆補習教育辦法大綱附施行細則

目次

發行所寄贈本



一 七 三 五 五 五 六 六 六 查 查

2562
57

目次

八、民衆學校規程……………五三

九、師範學校科目及各學期每週教授及自習時數表第一表(甲)……………五五

十、同 第二表(甲)……………六八

十一、小學學科目及每週教授時數表……………八二

十二、初級中學各學期每週各學科教授及自習時數表……………八二

十三、高級中學各學期每週各學科教授及自習時數表……………八四

フランス領印度支那に於ける教育(承前)

第三章 各種教育機關(並に之に關聯する問題)……………八七

第一節 フランス人第一段及第二段教育機關……………八七

第二節 土着民第一段及第二段教育機關……………一〇三

第三節 實業教育機關……………一〇六

第四節 高等教育機關……………一五七

第五節 私立教育機關……………一七〇

第六節 外國人學校……………一七九

第七節 補助的施設……………一八四

二

第四章 學術研究機關及圖書館……………一八七

第一節 フランス極東學院……………一八七

第二節 其他の學術研究機關……………一九六

第三節 文庫及圖書館……………二〇四

第五章 教育に關聯する諸般の問題……………二〇八

結 語……………二三一

雜 錄

ドイツの實業學校の學科課程……………二二七

英國に於ける學校の防空計畫……………二五五

目次

三

目次

一、一般方針……………一

二、各個教授科目大綱……………七

 體育　ドイツ語　郷土學　歴史　地理　理科　音樂　圖畫及作業　家政　算術と幾何學

三、教授時數表……………三

一、一般指針

1. 獨逸の學校の任務は、民族社會主義的教育諸機關と共通なるも、特に學校に適合せる方法で以て我々國民の少年少女を身體的にも、心情的にも、精神的にも健全にして強固なる、而も郷土及國民性に緊く根差して居り、各々その持場に於て獻身以て總統及國民に盡す用意ある獨逸的な男子及女性にまで教育することである。この課題の領域内に於て、國民學校は、少年少女に對し、國民協同體のために獻身努力するに必要にして且我々國民の文化生活に關與するに必要な基礎的な知識及技能を與ふべき責任を持つ。

下級學年に於いては國民學校に基礎的な知識及技能の教育並に傳達のために全獨逸少年少女が委託されることによつて更に國民學校には國民協同體に於ける協同生活の基礎を凡ゆる獨逸の兒童に授けると云ふ感謝すべき任務と責任ある義務とが生じて來る。

2. a) 協同體に於ける教育は協同體の中に於てのみ結果し得る。國民學校は兒童を兩親の家から引受ける。國民學校は兒童に對しその家庭協同體を意識せしめ、且兩親の家との連絡を圖り、家庭生活に奉仕すべきである。他面に於て、兒童は亦、學校の最初の數ヶ年に於て既に彼等が更により大きな協同體の一員たることを感ずることを學ぶべきである。國民學校の上級學年に於て兒童は漸次に血縁協同體を超えて、凡ゆる獨逸人の大きな政治的の國民・國防協同體へまで成長し入つて行くべきである。この場合に兒童は、彼等が將來創造的の人間として全體に對する責任を共に擔當すべき國民協同體の部分に屬してゐると云ふことを誇りを以て自覺すべきである。

國民協同體に於けるこの任務を遂行するための要具を兒童に與へることが國民學校の活動目的である。この目的を達するためには國民學校は兒童の身體的、心情的、精神的力の養成と各々の實際生活人に取つて必要な根本的な知識及技能の獲得を保證せねばならぬ。教授はこの際性格陶冶の最も本質的な手段であるが、然し教授の効果は同時に學校の業績に對する尺度でもある。唯確實なる知識及技能のみが職業に於ける効果的な全力傾倒に對し、又國防奉仕に於ける義務の遂行に對し前提を與へるものである。

國民學校は、個々人の利益のために難多なる知識を傳達すべき課題は持つて居ない。國民學校は兒童の全力を國民及國家に對する奉仕のために發展せしめ、有用ならしめねばならぬ。それ故に國民學校の教授に於ては、この目的を達するに必要な教材のみが取り上げられる。國民學校はそれ故に、克服さるべき陶冶觀念に基づいて國民學校へ入り込んでゐた教材の凡てから解放されねばならぬ。

(b) 國民學校に於ける教授はそれが凡ゆる段階に於て生活近接的である場合にのみ、その教育目的に到達し得る。郷土及國民がこの活動の中心點である。下級學年に於ける教授は未だ全く家庭及學校に根を置いてゐる兒童の經驗領域に内容的に結びつけられる。教授はその後には實際生活によつて、就中父母の職業活動によつて決定的に限定される。それによつて、又教授の中へ少年少女のための工作作業 *Verkarbeit* を組み込まれることによつて、國民學校は、我々の國民の生活に於ける勤勞の意義、殊に手仕事の意義が正しく認識され評價されることに寄與する。國民學校がその全教授活動に於て自覺的に民族的な生活現實から出發し、且具案的に固有の勤勞に誘導して行くことによつて、國民學校は、創造的な國民の凡ゆる階層が、各々その素質及能力に應じて、民族社會主義的な國民生活に於ける自己の持場を占むべき態度への基礎を兒童の中へ植へつける。

(c) 獨逸國民の教育の場として、又それと共に國民生活の部分として、國民學校は、國民の統一性と又種々の地方、都市、農村に於ける多様性ととの反映圖である。

村落特有の農村學校に於ける特殊な生活近接は十分に利用されるべき教育的及び教授的長所を提供する。學校はこゝに於て疾くから職業との結合を考慮すべきであり、村落の生活の中へ組入れるべきである。この場合に學校は自らの立場からして、村落協同體の意識を涵養し強化すると共に、更にその意識を國民協同體の意識にまで擴大すべきである。學校はそれと同時に、農村職業學校の特別の任務を奪ふことなしに、その活動に對する基礎を用意する。

兩親の種々なる活動的生活、都市の交通事象、増大せる陶冶機會は勿論農民的生活及特性が我々獨逸の國民性の根本態度であることを都市の國民學校と雖も看過することは許されぬが、都市の國民學校に對し、その特色を與へてゐる。

女子の教授は、女子の發達が既に女子的なる特質を發揮して來る最終二學年に於ては、より強度に主婦及母性としての將來の課題を指さねばならぬ。特にこの學年に於てはその休暇、休日に於ても屢々家政的課題が女子に課せられねばならぬ。

(d) 國民學校の教育目的を達成し、國民學校の教授活動の効果の期するためには、この活動が一つの生きたる學校協同體、學級協同體の中で行はれることが重要な意義を持つものである。この協同體に於ては教師が指導者である。學校秩序の遂行、教授過程、徒歩遠足、體育、家庭作業は協同體教育と指導者の選抜、指導者の陶冶とに對する機會を與へるものである。教師と生徒は、幾分弱く劣れる生徒をも協同體の中に保持しつづけて行く

ために、その生徒を支援することを以て誇とすべきである。多學級の學校に於ては學級協同體は可能なる限り、長期に涉つて持續せらるべきである。

(e) 兒童をして、その學校・學級協同體に於て自己を大なる國民協同體の部分として感ずることを學ばしめるためには、學校自身が凡ゆる大なる郷土的民族的事象に關與せねばならぬ。學校に對しその點に於て重要な課題が課せられる。この課題を果し得るためには、現在の事象の中へ早期に、且具案的に導入することが必要である。たゞかくてのみ兒童に對し、兒童の發達段階に應じた、然も純粹且深い事象の共體驗を開き得るのである。大なる國民協同體の組織へ學校が組入れられることは學校祝祭に於ては一番明瞭に現はれる。學校祝祭は學校の協同體生活に於ける最頂點を形成するものであり、それ故に特別なる熱と配慮とを以て營まれるべきである。

(f) 學校の他に、上級學年の兒童はその協同體教育に於て同一の目標を目指してゐるところのヒットラー・ユーゲント(ドイツ小國民團、ドイツ少女團)に結合されてゐる。この目標が達成せらるべきためには、學校とヒットラー・ユーゲントとは一致協力せねばならぬ。この點に關し國民學校はその教授に於ても注意を拂ふべきである。

3. 國民學校に於ける教授は、生活から、即ち兒童の環界から出發する。兒童の環界に於ては唯一つの體驗が屢々種々の知的領域の諸認識を包括してゐる。それ故に國民學校に於てはその範圍内に於いて原則的に分科の任務が提出される。他面、兒童が外界を、空間的、時間的、或は論理的關係に於て眺める能力の生じて來るときに、兒童は外界をその存在及生成に於て明瞭に把握し、理解し得るのである。それ故に兒童の年齢の高まるに伴

つて分科は教授の中に、より強くに現はれて來る。第一學年の綜合教授から初まつて漸次に各學科が分科して行く。然し上級學年於ても又教授或は兒童の活動が兒童の環界との直接的接觸に於て行はれる場合、或は國民學校によつて行れる教育活動が各學科の綜合的作用を必要とする場合には、分科は退場し得るであらう。自然的に生ぜざる如き綜合教授的觀察はいかなるものも拒否せらるべきである。一つの綜合觀が實際に即せざる強制となり、従つて生徒の業績の低下を來たす惧れある如き場所に於て各學科の固有權が始まる。教授が分科的に實施されてゐる場合に於ても、國民學校の統一的な目標設定は各學科の綜合的作用を要求する。それ故に國民學校に於ける教授は一人の人の手に置かれるべきである。若しこのことが實行不能の場合は、或は上級數學年に於て屢々生ずる事例であるが、このことが全領域に涉つて適當に行はれない場合には、統一的な指導が失はれてしまふことのないやうに配慮せらるべきである。有機的な全體性と正當なる各學科の興味、教案と日々の要求、教案的な拘束と機會教授、こゝにいふものゝ間に自然的な緊張の生じたときは、自由と云ふ精神に於て、然し完全なる責任の精神に於て、調和を發見することが教師の使命である。

4. 教授は凡ゆる學年に於て必須なる知識と技能を直觀的な兒童的國民的な活動形成によつて傳達せねばならぬ。凡ゆる實效ある學校の課業は教師の感激と學級の心からの熱意とを必要とする。教案に定められたる教材は、上すべりに觸れられ、或はたゞ暗記的に覚え込まれるべきでなく、計畫的な指導の下に生徒によつて獲得せられ、内面的に把握されねばならぬ。教材の觀方及活用は身體的精神的發達の過程に於いて男女が夫々異なる素質及生活課題に漸次適合せられねばならぬ。

狹義の意味に於て教育的に作用する教材、特に民族政策的な教材に際しては、教師は、煩瑣な説明や質問、抽

象的な教授、或は暗記的訓練によつて兒童の情操及意志を陶冶する作用を弱め、或は抹殺してしまふことなきやう用心せねばならぬ。教師による民族社會主義的世界觀の喜んでの肯定、及教師の確信的な示範こそ民族政策的教材の効果ある傳達に取つて決定的役割をなすものである。明晰な、熱情的な魂の籠つた教師の言葉は率直な直觀的な説話や敘述として特別の効果を持つであらう。

自己活動的自主的作業への兒童の自然的欲求に對しては發達段階の要求に適應させて考慮せらるべきである。自主的作業への教育並に責任ある態度への教育に對しては學級教授に於ける自己活動の涵養と並んで集團活動及個別活動とが奉仕し得る。組分けの少ない農村學校に於ては屢々必要であり、而も他の學校に於ても亦缺くべからざるところの自習活動は單なる興味的作業として營まれたり、或は間に合せのものとして考へられるべきでなく、むしろ自己陶冶の價值深き形式にまで形成せらるべきである。それ故に教授用具、學習用具の備付は——特に適當なる圖書の備付は——凡ゆる學校に於て、效果的にして、且多様な自習活動を可能ならしめるやう構成せらるべきである。自主的作業への教育はそれに適當なる凡ゆる教授課題に際して涵養せられるべきである。自主的作業への教育は歡喜を呼び覺ますのみならず、認識並に行動へ、更に協同體に對する熱意ある奉仕へと誘導するものである。

讀方、書方、算術の技能は繼續的な練習によつて確保せらるべきであり、事物教授の成果は具案的な反覆によつて確保せらるべきである。

5. 國民學校は夫々の一つの纏つた統一である。國民學校の學級編成は、地方的狀況により、特に學齡兒童の現在數により定められる。學級の數へ方は最下學年から始める、それ故に八學級の國民學校では學級の名稱は學

年の名稱と一致する。

民族社會主義的國家に於ける女子教育の特別の方針については、國民學校に於ける女性の影響が保證せられてゐなければならぬ。女子學校に於てはそれ故に教員定員のほと三分の二が女教員によつて占められるべきであらう。教員定員三人の學校に於ては原則として一人だけは女教員に留保せらるべきである。それより定員數の多い男女共同の學校に於ては適宜處理せらるべきである。男子學校に於ても亦女教員は適當に最下二箇學年に於て用ひられる。共同學校に於ては女子が體育及家政に於てのみならず、生活常識に於ても男子とは別に離れて教授されるやう、能ふかぎり配慮さるべきである。

二、各個教授科目大綱

1、體 育

國民學校に於ける體育に對しては一九三七年九月十四日付男子學校に於ける體育大綱が、更に女子學校に於ける體育に對する準備的大綱が適用される。

2、ド イ ツ 語

我々の母國語への奉仕の義務、母國語の純正性及快音性及表現の豊富性の養護に對する義務は全教授に對して存してゐる。

ドイツ語教授に對しては、兒童に對し、言語及文學作品を彼等の國民性の生きたる表現として解明し、兒童の心をドイツ人の形成力に對する畏敬の念を以て充溢せしめ、ドイツ的なることに對する彼等の誇を覺醒せしめ、彼等を、言語及文章について、その母國語の自主的且正確な使用にまで指導すると云ふ特別の課題が課せられる。

ドイツ語の教授はそれ故に兒童の理解に適當せる國民的な文材の手引を與へ、具案的に言語的及文章的表现を練習し、ドイツ語の生成と構造を明かにするにある。

(A) 讀物 Schritium

讀物は民族的な眞髓のものから選び取られるべきである。選擇に對しては、藝術的價値の他に、國民性のみなきつてゐること、又下級數學年に於ては眞に兒童的なことが決定的重點である。同じ要求が讀物の中の挿繪に對してもなされるべきである。

詩文の範圍はドイツ的生活並にその歴史的生成に對する展望が増大すると併行に段階的に擴大される。第一次世界大戰に關する詩文及民族社會主義的運動の鬭争詩文は特別の顧慮に價する。凡ゆる段階に於て可及的に郷土文學が取上げられるべきであり、第三學年からは亦方言的な特色を持つたものも取上げられるべきである。詩作と並んで他の學科の専門領域からの、形式的にも内容的にも價値深き敘述が讀まれるべきであり、この場合にはこれらの學科のために定められたる教授時間がこの教授のために利用され得る。

教授の中心は讀本にある。兒童の自主的讀書欲は著作自體 *Ganzschrift* を讀むことを望むに至る。讀本と著作自體とは具案的に補足し合ふべきであり、かくして讀み方の材料はより廣き事物的關聯のうちへ擴げられる。

學級に於ける讀書の他に、自宅での讀書が十分に涵養せらるべきであり、これは教授のために活用せらるべきである。本質的には細心に構成されたる學校文庫によつて促進される。

各學年に於て價値深き詩の一定數が暗記せらるべきである。そのかたはら上級學年に於ては立派な散文の二三が暗誦される。各學年に對して必修の學習材料が規定せらるべきである。然し生徒は亦自發的に暗記するやうにも料刺戟せらるべきである。内面的體驗の表現としての演説は兒童らしからざる誇張に陥らぬやうにせねばならぬ。

教育的効果にとつて決定的なことは、その詩文の由つて以て生じたる情操、心的態度、情調を兒童の心に再生せしめることが成功するかどうかと云ふことである。上級數學年に於てはこの場合に作者の姿が、それがその作者の作品中に現はれてゐる限り、簡単に説明せらるべきである。

(B) 言語的練習及文章の練習

重點は話される言葉、耳に聽かれる言葉に置かれるべきである。注意深き聽取への教育、並に發音正確なる、明瞭なる、含蓄ある話し方への教育に奉仕するものは、言語技術的練習、全教授に於ける嚴格なる言語訓練、表情に富める朗讀及講演、自由會話への指導である。

言語技術的練習は健全にして發音正確なる言語を目標とする。この練習は第一義的に讀法、正字法、唱歌の教授と連絡づけられ、就中、方言の影響がそれを必要としてゐるところに於て特に行はれるべきである。

第一學年の終期には兒童は言葉を聯絡づけて讀み得べきである。第四學年の終期に於ては兒童をして、稍々容易な讀章を流暢に、意味に適はしく讀み、内容を正確に把握し、且自由に之を再現し得せしめねばならぬ。文章

理解にとつて缺くべからざる手段なるところの意味に適はしき、且含蓄ある讀法への教育は、恒常的な課題であり、この課題に際しては教師による模範的な示範朗讀が重要な意義を持つ。

兒童の體驗世界の對象、事象について捉はれることなく、正確に、明瞭に述べ得るやう、教育されることは特に重要である。この練習は兒童の自然的な傳達欲と結びつけられる。兒童の體驗を物語らしめると共に、教授に於て習得したることを關聯的に述べるべき機會を屢々與へられるべきである。上級數學年の生徒は標語の用ひ方も指導せらるべきである。

言語的表現力養成を土臺として文章の表現の練習がその上に築きあげられる。この練習は構成練習であり、簡明にして生き／＼したる敘述にまで教育すべきである。この練習の頂點をなすものは文章作成である。文章作成は書き寫し及び自由な書き記しによつて準備せられ、語彙練習、文章結合練習、文章分析練習によつて支持される。短文は出来る限り屢々作成されるべきである。第四學年以降は少くとも一ケ年に十二の作成された文章が特別のノートに書かれねばならぬ。準備されたる言語的表現練習と直接的に關聯させて兒童は、自己の觀察及體驗を自己の言語を以て獨自に文章に形成するやう刺戟されるべきである。敘述形式は、後日の要求に適應させて、主として物語、報告、記述、描寫、書簡文、通告文に限定されるべきである。言語的及文章の敘述間の相違が示されるべきである。

兒童の凡ゆる文章の作業に際して——特に又實物教授 Sachunterricht に於ても——正字法の確實化をはかるべきである。下級四學年に於ける正字法練習は發音通りの書き方、變母音を持つた言葉の書き方、母音の長短記號、名詞の頭文字大書、句讀點の使用法にまで及ぶ。上級數學年に於ては教材の領域はその時々々の要求に應じて

定められる。聴取し話すこと、直觀し書くこと、言葉の内容を解明すること、熟考すること、練習することは缺くべからざる補助手段である。正字法規則は、それが簡單であり、目的に適つてゐるときに限り、用ひられる。學用辭典を使用するやうに、兒童は早期から指導され、且繼續的に刺戟せらるべきである。清書は筆記文字を學習し終りたる後に初められ、恆常的に繼續されるべきである。第三學年以後は三週間毎に一つの清書が特別のノートに書かれる。

ドイツ字習字はドイツの國民文化の一部として涵養されるべきである。書方教授の目標は自然的な、明瞭な、なだらかな、心地よき書風であり、而もそれと共に人格的特色を帯びた手蹟にまで到達することであらねばならぬ。書く際に、字間、行間の釣合を取ることに價値が置かれるべきである。ラテン字習字は第三學年の後半期に於て初められる。第四學年の終期には兒童はドイツ文字、ラテン文字が確實に書けねばならぬ。第一學年に於ける習字練習の後には、第二、第三、第四學年に於てドイツ語教授の内部で習字教授のための特別の時間が配當せらるべきである。上級に於ては習字時間は必要に應じて加へられる。

(C) 文 法

文法の教授は國民學校に於ては、多様な練習及經續的指導によつて、正しく、自然的な言語に對する感情を得せしめることを目指すところの言語力養成に奉仕する。この教授は兒童並にその環界の個有の言葉から出發する。言葉の内容及形式を等しく生々と把握する處の自覺的な言語觀察によつて、語感はその根據が認識され、又語感の土臺が築き上げられる。

教授の最後目標は固定的知識ではなく、むしろ母國語の創造的力を自覺せしめることにある。

最初の數學年に於ては文法的な教示は自然的に正しく話すこと書くことの練習と結びつく。一般に兒童は下級四學年に於て、單純文章の各部分及主要な品詞を區別し、且名詞、形容詞、動詞の變化形式を作り得るやうに、促進せらるべきである。更に兒童は屢々現はれる前置詞に従つて名詞、人代名詞の格變化形式の用ひ方につき練習させらるべきである。上級に於ても教材選擇に當つては、文語とは相違せる兒童の生きた言葉が決定的である。下級數學年で取扱はれる教材は漸次に擴大される。文章論は就中、句讀點の理解にまで導かねばならぬ。單なる言語形式の練習は避けられるべきである。

兒童が母國語の魂を洞察し、母國語をドイツ的存在様式の映像として認識するためには、語の形成と語の意味との理解、言葉の生命と變遷との理解、言葉の表現力 *Bildkraft* の理解が既に早期に開かれるべきである。この場合に郷土的方言——それは文法以外の言語教授に於ても充分に顧慮せらるべきであるが——への絶えざる關係付けが必要であるだらう。

3、郷土誌

郷土學の教授に於て兒童は郷土を體驗し、且愛することを學び、以て自己がドイツ國民の一員であり、而も郷土に根付けられたる一員であることを認識すべきである。國民學校に於ける全教授は廣い意味での郷土學に奉仕するものと云へる。一層重要なことは、下級四箇學年に於ける郷土學の教授が、單に知識を傳達するのみならず、郷土、種族、民族、總統に對する誇りに、確固たる基礎を與へることである。

第一及第二學年に於ける郷土學的の直觀教授はその教材を兒童の最も親近なる生活環界から採る。教授は兒童

の表象 *Vorstellungsschatz* を明確にし、整頓し、擴大する。そして表象を特に教育的に豊富にする。

第三學年以降兒童は彼等の郷土を具案的に知ることを學ぶ。この場合に民族學的、歴史的、地理的、博物的基礎が傳達される。

家庭から出發しつゝ、兒童は人間をその仕事に於て、その祝祭に於て、生活態度に於て、風俗、習慣に於て、言語と歌謡に於て、童話と傳説に於て知る。郷土史的物語の傍、この年齢段階に於ける理解に適合化され得る限り歴史的人物がこの教授の中へ含め入れられる。英雄的思想が前面に据えられるべきである。郷土の英雄、世界大戰の英雄、ナチス運動の英雄、日常の隠れたる英雄、傳説の英雄が兒童の心を感激せしめるべきである。

郷土の甚だ重要な鑛石種類、土質種類、及海河川湖沼、地形、殖民の直接的な直觀及觀察からして地理的根本形式の生きたる觀念が獲得せられる。天候の經驗及觀察とが(民族特有の農民慣用天氣豫測法)取上げられる。郷土の地方で活動してゐる人々に對する理解が開き與へられる。眼で見得る毎日の、及年々の太陽の運行、月の變化、星空に於ける簡易なる現象が觀察される。砂箱を十分に利用して立體模型 *Hochbild* 及土地竝に近隣地方の地圖が作製せらるべきである。地圖理解及地圖の讀み方に對する基礎が傳達せらるべきである。郷土の縣、及郷土の郡 *Heimatgau* は第四學年の終期に取扱はれねばならぬ。

兒童は又郷土の屢々現出する極く重要な動植物を知り學び、觀察せねばならぬ。自然を取扱ふ場合に兒童は眞劍なる自然觀察、創造主に對する畏敬、自然の生命に對する喜びへと導かれるべきである。教授は自然に對する愛、天然保護、郷土保護に對する理解、身體の自然的な健康保持に對する理解を覺醒せねばならぬ。

凡ゆる知的觀察の場合に、教育者は、之と同時に、郷土の美、特性に對する感情を、及郷土の上方にある星空

の崇高さに對する感情を覺醒し涵養すると云ふ課題を恆に腦裏にきざんでゐねばならぬ。方法上の必要により郷土を個々の觀察對象に分解する場合、連絡なき四分五裂に陥らざるやうにすべきである。教授の最も重要な目標はつねに一つの全體としての郷土であらねばならぬ。

4、歴 史

國民學校に於ける政治的教育は第一義的に歴史教授を基礎としてゐる。歴史教授は兒童の心に我々の偉大なる過去に對する畏敬の念を充溢せしめ且我々國民の歴史的使命及將來に對する信念を充溢せしむべきである。歴史教授はドイツの國民生成のための宿命的な闘争に眼をそゝがせ、現在に於ける我々國民の政治的課題に對する理解を與へ、少年少女をして國民及祖國のために欣喜獻身せしむるやう教育する。

この政治的目標を達成するためには、歴史教授は政治的事實を徹底的に前面に押出す。然し科學的、文化的問題も亦忽せにせらるべきではない。この場合にドイツ國民に取つて有力なる、且極めて北方的色彩を帯びたる民族的根本諸力が特に重點として引出されるべきである。就中、我々國民の、及その指導者達の偉大なる業績の中に於て生き／＼とさせられるべきである。英雄的精神、ゲルマン・ドイツ的特性を示せる指導者精神の思想が全歴史教授に充溢すべきであり、少年少女を感動せしめ、國防意志を覺醒し強化すべきである。適當な箇所にて、就中女子學級に於て、典型的なドイツ的女性層が提示せらるべきである。

十歳までの兒童は未だ明瞭な歴史的時間觀念を所有して居ぬ故に、時代順に配せられたる歴史教授は第六學年に於て初めて始められる。その準備として第五學年に於て第四學年の郷土學に連絡せしめられたる現代誌

が豫め與へられる。この教授は、現代に於て我々國民の生活を規定してゐる歴史上の諸々の大事件につき早期より兒童をして知らしめ、以て歴史理解の基礎を授け、且最近の過去、及現在に於ける兒童の祖先の偉業に對する誇を兒童の心に充満せしむべきである。歴史教授の最後の目標は、兒童をして既にかゝる早期の年齢に於て我々國民のために、又國民の指導者のために心を奮ひ立たしめるにある。兒童はこの教授によつて、彼等の爾後の學校生活に於て既にドイツ國民の祝祭時 *Feiertunde* 及現代の事象を、十分なる理解と精神的關心とを以て共體験すべく能力付けられねばならぬ。

郷土誌に於ては地理的觀察から出發せられたが、現代誌に於ては歴史が主導的地位を擔當する。この場合には然し事件の歴史的順序に（例へば世界大戰の經過の歴史的順序の如し）價值が置かれるべきではない。むしろ典型的な個々形象に於ける（例へば或る隊に於ける、或る個人に於ける）祖先の英雄的奮闘を兒童の胸にまさ／＼と蘇へらせることが重要である。歴史の偉大なる人物の形象が重要である限り、羅列的な全生活記述が提供せらるべきでなく、むしろ彼等の行動、彼等の本質に取つて特徴的な個々形象が彼等の生活の中から選ばれて與へられるべきである。總統の形象は特に細心の配慮を以て描かれるべきである。

この教授の特に教育的なる目標は永續的な教育的な成果の獲得を除外するものではない。むしろ、諸事件に對する歴史的概観が概括的に傳達され、かくて歴史的思考に對する基礎一般が獲得されるやうに配慮せらるべきである。それ故に若干の歴史上の數字は確實に記憶せしめられるべきである。亦傳達されたる地理的知識は兒童の永續的記憶にまでなされるべきである。然しながら地理的指示は、歴史的事象の理解に取つて必要な限りに於て、又之に奉仕する限りに於て行はれるべきである。世界大戰の場面に於ては、かくて兒童に取つて既に一つの

世界の姿が生來する。この世界の姿は地理的完全さに於ては缺けてゐる點があるが、然しドイツ國に關係せる最初の世界の姿として、現代に於ける事象の理解に對する前提となるものである。

教材の順序については先づ現代から世界大戰までさかのぼられるべきであらう。世界大戰は、歐洲に於けるドイツ國の地位、及ビスマルクによつて基礎付けられたる第二帝國の權勢、地位を説明し、以てそれに續く歴史形象に對する出發點を掴むべき機會を與へる。世界大戰の英雄行爲に關聯して、ヴェルサイユ條約の結果についての、短い然し重點主義的な敘述が連結する。ナチス運動の闘争は總統による解放への歴史にまで、大ドイツ國の創造と保全にまで展開する。郷土誌の結びのために、及ドイツ國民の歴史へ進み入るために、第五學年の最終數週間に於て、現代誌に關聯して原始ゲルマン時代及大ゲルマン移住時代の若干の細心に選ばれたる人物が取上げられる。これ等は、如何にドイツ的な英雄精神が深く、我々の祖先の血の中に根付けられてゐるかを兒童に示すべきである。敘述は如何に眼前に躍如たらしめるやう努める場合に於ても歴史的真理に對する顧慮を忘れてはならぬ。

我々國民の前史及古史を正しく理解させるためには、種族と、郷土の土と、種族固有の文化との關聯が爾後の教授に於て繰返し／＼指摘せらるべきである。

ドイツ歴史を年代順に並べて進めて行く場合——これは第六學年から初められるが——には、諸事件及過去の偉大なる指導者達の姿が兒童に徹底的に説明せられ、その結果兒童は獨逸國民の生成の有様、特に我々國民が歐洲の中央に位してゐて、外國の侵入、領土の狹隘化、内部的分裂不和を防ぎつゝ、民族的生活秩序、大ドイツ國思想のために遂行せねばならぬ不斷の、且大小様々の闘ひの有様を覺るやうにせねばならぬ。この際には歴史觀

察はドイツ國內の土地のみでなくそれ以外に及び、國境外に在る同胞の運命にも注目すべきである。郷土史及種族史中の事件及人物は、それが國民史に取り意義ある場合に限り、國民史の中へ組入れられるべきである。最近世(世界大戰、民族の崩壊と覺醒、大ドイツ國の創造と保全)は、その中には第三帝國の建設を遂行した諸力(諸人物)が明らかに現はれてゐる故に、特に精密に取扱はれるべきである。ナチス運動の歴史は總統の個性にまで連關して行き、この運動が總統の偉業なることが明らかにされる。

歴史教授の重要性の強調が、如何なる場合に於ても教授材料を増大すると云ふ結果になつてはならぬ。將來の世代に對し何等の課題をも與へぬやうなもの、又は何等感激をも起させず、或は警告的な意義も持たぬやうなもののは排棄せらるべきである。

教師の明確な魅力ある物語は、歴史教材を青少年の心の中に生き／＼せしめるべき有效なる手段である。歴史に生命を吹き込み、歴史を深く掘り下げ、歴史を明白に知るためには、歴史原典、兒童讀物、見學、繪畫、フィルム、繪葉書、地政學上のスケッチが役立つ、祖先系圖表、時代年表並に家庭史的、郷土史的回顧は歴史的な時代觀念の發達を促進する。新聞及雜誌は、重要な政治的時事問題の理解のために十分に活用せられるべきであり、民族的祝祭は政治的教育に役立つべきである。重要な人名、地名、必要な事實、標準的な數字は固く記憶せしめられ、絶えざる反復によつて確保せしめられるべきである。

ドイツ歴史の具案的取扱は第六學年に於て初められる。第六學年はフランク王國に於ける凡ゆるドイツ種族の統一、第一帝國の創設と完成を敘述し、一六四八年まで進め、その場合、王權と法王權との争闘、東部ドイツの復歸、指導者の無い時代に於けるドイツ國民の分裂と無氣力を強調する。第七學年は大選定侯並にオイゲン皇太

子の英雄的姿を描き、フランスのライン河への進出、トルコの恐威、フリードリッヒ一世及フリードリッヒ大王によるプロイセン國家の強化、南方及北方に於けるドイツ國民のナポレオンに對する争鬪を示す。而して一八六六年に至るまでの統一のための苦闘を以て第七學年は終る。第八學年に對しては、第二帝國の創設、世界大戰、大ドイツ國の生成と保全に對する精細なる知識を傳達すべき課題が残されてゐる。

ドイツの個々の種族の歴史に於ける特殊發展が個々に教材に選擇される場合は、この教材が全ドイツの大なる發展系列の中へ組込まれるやう注意すべきである。我々の歴史に影響を與へてゐる根本諸力は絶えず取上げられて明らかにせらるべきである。この場合にナチス的思想財の根本特徴が顧慮せらるべきである。

5、地 理

狭い意味の郷土から出發して、地理教授はドイツ祖國の根本的知識を與へることを目標とし、我々國民に取つて重要なドイツ以外の他の諸國、地球上の空間を概観せしめる。地理教授は空間的立場から世界に於けるドイツ國地位、總統の偉業に對する政治的理解を得せしめる。ドイツの國及世界に於けるドイツ國の地位に關する深い知識から出發して、ドイツ國とその生活圏との運命的結合——この結合は郷土に對する愛、國民及祖國に對する誇の中に、更に、天與の生活基礎の一層の完成への責任ある協力に對する心構への中に現はれてゐる——に對する洞察が育成せらるべきである。民族ドイツ的な志操 *Gesinnung* を覺醒するために全ドイツの國民の土地が兒童に知悉せしめられねばならぬ。

國民と空間との、血と土地との相互作用が地理的教授の主導的思想を形成する。空間は國民生活、國家生活、

經濟生活の自然的基礎として示されるべきである。然し取扱に際して重點は、文化創造に對する決定的な力としての人間による空間支配の點に置かれねばならぬ。この場合諸種族の差異、北方種族の特別な業績が説明せらるべきである。地政治學上の、及國防地理的の觀察はナチスの指導當局の主要なる方策に對する理解、並に世界に於ける重要な政治的事象に對する理解を得させる。

地方誌は取扱に際して一律な形式を避ける。自然に一律的形式になるやうな場合には、當該の空間の相貌を明示する處の特に著しい根本特徴から出發するも差支へなく。

一般地理學の基本概念は各地方、各國を取扱ふ際に適當な箇所を傳達せらるべきである。郷土の地球史的生成が顧慮せらるべきである。

地圖、立體地圖模型、地球儀は十分に利用されねばならぬ。繪畫、幻燈、映畫、風景描寫、旅行記は教材を直觀的ならしめ、生氣を注入するに役立つ。徒歩旅行、車船による旅行に於ては、俯瞰圖、測量板、十萬分地圖についての地圖の讀方の實際的應用が行はれる。見取圖 *Faustskizzen* を描かせること、砂箱で模型を作らせることは地圖の正しき理解、知識の確實なる習得に取つて缺くべからざるものである。

地方誌的研究は第五學年に於てはドイツ國をその範圍とし、その取扱は第六學年に於て終結される。その後、に於て歐洲並に他の諸大陸が觀察される。その際、生徒は主なる植民地、植民地國家を學び知る。その説明は植民地、植民地國家の母國の取扱に關聯せしめられ得る。歐洲の取扱に際しては我々祖國が中央歐洲の中間位置に位してゐると云ふ事實が徹底的に解明されるべきである。歐洲大陸以外の諸大陸はそれが政治的經濟的に我々の國民に取つて意義を持つてゐる限りに於て觀察せらるべきである。地球の探求に關するドイツ人の寄與、世界に

於ける我々國民の植民上の業績、植民地獲得に對する我々の要求は特に明らかに力説せらるべきである。ドイツ國及狭い意味での郷土が中心となつてゐるところの、反復され、深化され、まとめ上げられて行く概観に際しても政治的、國防地理的、國民經濟的、交通技術的、人口政策的重點が顧慮せらるべきである。氣象學的、天文學的な觀察及認識は四季を通じて行はれるべきである。最終學年に於て要約的説明が與へられる。

6、理科

理科教授は生物學 (Lebenskunde) 及自然學 (Naturlehre) を包括す。兩者は國民學校に在つては相互が密接に關聯する。兩者の領域にまたがる適當な教材はいづれかの教科に結合され得る。

(A) 生物學

教授は兒童をして重要な動物、植物の生活、並に人間の生活を知らしめる。教授は自然の美しさに對する喜びを目覺まし、創造者及其の創造物に對し畏敬せしむるやう教育すべきである。教授は主要なる生活現象及一般的な、人間にも妥當する生活法則に對し眼を開かせ、それによつて生物學に即せる思考及行動にまで導く。この場合ナチス的生活理解、國民理解と有機的生命の法則性との一致が教示せらるべきであり、我々國民の種族的價値の保持及涵養の必要性が責任感を起させつつ、痛切に説明されるべきである。

動物學及植物學に於ける教授は有機的生命及一般的生活法則の根本事實を明瞭に且簡明に直觀せしめねばならぬ。教授は當初より、生物をその生活關係に於て觀察するやうに導くべく、工夫されてゐなければならぬ。個々觀察と總括的な概観はこの場合、意義深く結合せらるべきである。かくて兒童はその國民の生活秩序の中へ、及

その生活から生ずる義務秩序の中へ自己の分に應じて入つて行くことを、知識的にも感情的にも教へられる。

遺傳學は最も簡明な形式でメンデルの法則及胚種細胞 Keimzelle 中の重要なものを教へる。素質及び淘汰、適者生存 (Auslese, Ausmerze, Gegenauslese) の生活法則的意義が兒童に明かにせらるべきである。動物養殖の簡單な觀察は遺傳學に於ける生活法則的知識を人間に適用せしむるに至る。

種族の本質差異の理解、及種族混種の危險の理解のために、動物學植物學に於てその理解の基礎となるものが興へられるべきである。人間生活に對する推論及其の推論の教育的利用は國民學校に於ては主として歴史、獨逸語、地理の教授に於て行はれる。

人間については肉體、及肉體の主要な生活現象の知識が傳達せらるべきである。この場合、教師は兒童を健全なる生活法及規律的な身體養護へと導くべきである。例へば災難に際しての應急處置の如き、實際的問題に對しては、その問題の重要さに適應せる顧慮が興へられるべきである。酒煙草類の有害な作用について強く教へ示されるべきである。

女子學級に於ける人間についての教授は乳兒養護、病人看護も取入れられるべきである。

生物學の教授は原則として直接的經驗を土臺にして打建てられる。組織的な觀察と實驗、動物養殖、學校庭園に於ける作業、教授の運び方が教授の効果の條件である。觀察されたる事象、現象を繪圖に描くことが重視されるべきである。直接的な自然物の印象を補足すべき補助手段は、有りのまゝの自然直觀が不可能な場合にのみ用ひられるべきである。

國民として必要な Volkswichtig 教材と云ふ點で生物學は就中、我々國民の衣食住に取つて重要な動・植

物と原料、機具材料と、害蟲及其の驅除法と、國民經濟の限界内に於ての動植物保護とを顧慮する。村落學校 Landschule に於ては國民學校と農村職業學校との課題領域を細心に限界を分けるやう顧慮せらるべきである。

教材の選擇及各學年への配當は學校の夫々の特殊の事情に基づいて行はれる。動植物學に於ける教材選擇は特に郷土の動植物生活を顧慮する。

(B) 自然學

現在に於ては無生物界に於て働いてゐる自然力が益々廣大な範圍に人間に奉仕するやうになつてゐる。自然力の利用は普遍化されて居り既に兒童に取つても自明のこととなつてゐる。それ故に自然學は國民學校の領域内に於ても亦以前より高い意義を得てゐる。國民學校の課題は、物理的化學的自然法則の——たとへ簡單にしても——知識を、科學と關聯せる組織的な構成に於て傳達することでは勿論あつてはならない。然し國民學校は、兒童に對し、自然學の領域から兒童の觀界に現はれ來つてゐる現象につき、實際生活に十分なる程度の理解を與へると云ふ課題を持つ。この場合には完全無缺と云ふことが必ずしも無條件に重視せらるべきではない。然し、自然學の凡ゆる問題となる領域に於ける根本的諸現象が精密に觀察され、その範圍内に於て確實な知識が傳達されると云ふ點が顧慮せらるべきである。自然が人間の探求精神の手を通して與へてゐる手懸りを、無思慮に使用することなく思慮と慎重さを以て使用するやうに、兒童は教育せらるべきである。この場合、兒童は、自然を支配することに對して畏敬の念を以て臨み且ドイツの科學の成果を誇りを以て尊重することを學ぶべきである。

教材は就中、郷土の生活圏、民族の生活圏の主要なる活動領域から家及其の周圍から、その地方の自然及郷土の工業から選び採られるべきである。災害防止の思想には特別の注意が向けられるべきである。ナチス國家の建

設の仕事からの教材が(例へば、エネルギー確保、原料調達、防空、防毒、航空術)簡單な形式で取入れられるべきである。

地理教授との關聯に於て氣候學 Klimakunde、氣象學 Wetterkunde の原則的問題が取扱はれるべきである。教授は經驗、觀察、實驗から出發する。この場合には實生活に即したる簡單なる學習實驗 Schülerversuch が重視されるべきである。郷土の産業經營の參觀、及直接的直觀に訴へ得ざる技術領域の具體的觀察のための小型映畫の利用は技術に於ける自然力の驅使及利用と云ふことを兒童に眼前に示すことが出来る。

自然學の教授は第六學年に初められる。教材配當は生物學に於けると同様にその學校の特殊の事情に基づいて行はれる。

7、音樂

音樂は兒童の生活を喜びと快活 Frohsinn とを以て満たし、且自己が自己の郷土並に自己の國民と結合してゐることを感得するところのドイツ意識的な人間にまで兒童を教育することに對し、音樂の持つ民族的な協同體的な力によつて助力すべきである。兒童はドイツ的な歌を美しく、自覺を以て、喜ばしく歌ふことを學び、自ら演じ、他の演ずるを共感して聴くことによつて民族固有の音樂の簡單な諸形式に通曉するやうになり、且それによつてドイツ國民の音樂愛好性及ドイツ國民の創造的業績についての感銘を得るべきである。兒童の音樂的な力及素質が發達せしめられるべきである。國民學校の音樂教育によつて學校卒業後も國民の音樂生活に喜んで參加すべき能力と意欲とが生れて來るべきである。

國民學校の音楽教育の中心となるものはドイツの國民歌 *Volkslied* である。過去及現在のドイツの無数の歌財の中から民族的にも、音楽的にも價值深きものが選抜されるべきである。音楽教育の初めは、兒童が學校へ持つて来る遊戯、數へ歌、舞ひ歌 *Reigen* に連結されて行はれる。それにつゞくものは、童歌、舞踊歌 *Tanzlied*、遊び歌 *Spielied* であり、出来れば體操的な、及舞臺的な方面も取入れる。卒業するまでの間に、ナチス運動歌、郷土歌、進軍歌、旅行歌、軍歌の幾つか、確實に且好んで歌ふやうになる程度に、兒童に對し教へられるべきである。本來の教會歌(讚美歌)は音楽教授に於ては除外される。事情が許す場合には巨匠の簡單な曲、平易な藝術的歌謡を兒童に授けても差支へない。各學年に對して授けるべき歌が決定されてゐるべきである。

凡ての歌は最初には單音で歌はれるべきである。次に輪唱が、更に後に至つて二重唱が、なほ出来る場合には三重唱が習はれるべきである。然し複音唱歌のために美しい單音唱歌が忽せにされるやうなことがあつてはならぬ。

兒童の音楽的素質を發達させるためには、技術的練習が必要である。これは興味あるやうに形成せらるべきであり、且出来るだけ歌唱と密接に關聯せらるべきである。自覺的な呼吸法 *Atemführung*、餘計な息をひびかせぬ *hauchfrei* 音、正しき發聲の子音、柔らか *weich* な初めの聲の出し方 *Stimmeinsatz*、並びに一音、又は一音別の次第に強める發聲、次第に弱める發聲が練習せらるべきである。兒童の聲の凡ゆる部分が細心な顧慮を必要としてゐる。音の高限界、低限界が漸次的に、即ち慎重に擴大せらるべきである。聲を張上げた歌ひ方は避けられるべきである。變聲期に在る兒童は唱歌を免除せらるが、音楽教授を免除せらるべきではない。

兒童をして兒童の環界の音楽的印象 *Eindruck* を意識的に攝取し、且之を再現することに慣れしめることに

よつて第一學年から聽覺が啓發されるべきである。リズムは身體的運動に移し轉ぜられるべきであり、兒童歌、ダンス歌は唯に歌はれるだけでなく、亦遊戯、ダンスが演ぜられるべきである。音楽的な音發見練習 *Erfindungsbung* は、それが音楽練習目的から自然に生じてゐる場合にのみ行はれる。例へば低學年に於ける環界の音模倣の場合の如き、リズム的表現の場合、特に第二音 *die zweite Stimme* の發見の場合の如きである。

第二學年からして兒童は次第に音譜の理解へと導き入れられるべきである。第四學年の終期に於ては二調長音階の全音階が兒童に知悉されてゐなければならぬ。上級に於てはその他の音階を取入れることによつて讀譜による歌唱が續けられるべきである。古代及近代の短音階の多くの歌曲は必然的に短音階を顧慮せしめる。兒童が容易なメロディ及容易な複音歌節を譜を讀みつゝ自分で歌ひ得ることが、目指されるべきである。この場合に各個の學校に於て教授法の統一が保たれてゐるべきである。

適切な樂器は音楽教育の仕事を活潑にさせ、深めるものである。樂器の使用は家庭音楽、國民音楽に對する、殊に自ら演ずることに對する喜びを目覺ます。國民學校に於ては樂器は第一義的には歌曲及合唱の伴奏に用ひられる。出来る場合には特殊の樂奏隊が形成されるも差支へない。自ら歌ひ、自ら彈ずることにより、又レコード及ラジオにより良い音楽に對する感受力 *Aufnahmebereitschaft* が、並にドイツの作曲家の青少年に親しき作品を知ることが、促進させられるべきである。

音楽は全學校生活に浸透するものである。音楽は毎日の學業の區切りをつけ *Schulagumrahmen*、且音楽の持つ特別な表現力によつて、他の教授領域の教育的効果を高め、更に祝祭の形成に力を致すものである。

8、圖畫及作業

圖畫及作業の教授は手を用ひての創造に對する兒童の喜びに連繫させて行はれ、兒童の造形美術的形能力を發達せしむることを求め、教授の經過につれて漸次實際生活の課題への奉仕に進んで行く。教授はこの場合、手による仕事を尊重するやうに、及その成功を喜ぶやうに兒童を教育すべきである。技術的な技能及知識を傳達する場合には細心さ、正確さに對する教育が十分行はねばならぬ。圖畫及作業の教授は、簡明性、明確性、目的性、及美性に對する感覺を涵養せねばならぬ。特に圖畫及作業の教授は親切に他に助力する心、協同精神、正しき、且國民經濟的な行動を教育する。若し機會が與へられるならば本教授は實際に協同體にも仕へるべきである。

教授の問題は兒童の生活圏から、郷土の生活から、更に現代の事象から選り取られるべきである。問題の範圍は第一、第二學年に於ては全教授の範圍内で積木、造形細工 *Formen*、寄せ合せ細工 *Bastel*、塗繪である。

自由畫に於ては、内的體驗と、意識的に行はせられたる觀察とを形及色によつて表現することが根本である。言語に於ける表現力養成と同様にこゝでも目標となるものは、一本一本の線が心の籠つてゐること、仕事が自らなされること、明確なることである。自由に仕事をさせる場合には、兒童に適したる表現方法を示し、兒童の能力の限界を示すために、十分なる機會を兒童のために用意しておくべきである。最初の二ヶ學年に於ける塗繪と關聯して、切抜練習と、兒童の眼界にある對象を描くことゝが——記憶畫並に寫生畫として——行はれるべきである。第三、第四學年に於ては形體に對する兒童的な表現が教へられ、それから次第に教授は、生徒の概念財を明確化し、擴大し、生徒の形體感覺及手工的技能を發展させることによつて、より高等な表現方法及より豊

富な表現材へと進んで行く。上級に於ては良き色を出すことと感覺が養成せらるべきである。

簡単な差し繋ぎ *Reihung* から初まり、リボン飾り、刺繡 *Flachenzier* に至る裝飾的製作は就中女子の學級に於て營まれるべきである。裝飾文字の練習によつて良い字形に對する感覺が眼醒まされるべきである。生徒は、明瞭な良い形で色々に文字を描き入れ、縫込むことを學ばねばならぬ。但し生徒が實際に習得し得る日常使用の文字の形のみが問題になる。簡単な印刷術がつけ加へられるべきである。

工作製圖の理解をその最後目的とする製圖の練習は、生徒の環境に在る簡單なる對象、作業教授、家事 *Haustat* の領域にある簡單なる對象の幾何學的表現に及ぶ。この練習は平面を持つた對象の測定から初まり、與へられた尺度で測ることから、最後に立體的對象の表現を取扱ふに至る。兒童は正確な表現に必要な道具(定規、卷尺 *Messstreifen*、コンパス)の使用に通曉させられるべきである。

作業は容易なる寄せ合せ細工 *Bastelarbeit* から適當に初め、容易なる木工作業、ボール紙作業の教授によつて續けられ、その後地方の事情を顧慮しつゝ、容易なる鉋櫃工作及金屬工作に進む。適當と認められる時は、上述の技術に代るものとして土地に即したる他の家内作業が行はれることは差支へない。

仕事の間に生徒は工作材料及道具につき知識を與へられるべきである。

ドイツ的性格の大なる製作物(例へば總統の家如き)につき及出来る場合には、郷土の國民藝術、手工業藝術 *Handwerk* につぎ兒童に機會ある時に紹介説明することを得る。國民藝術、手工業藝術としての藝術史的説述は國民學校の課題領域に屬してゐない。

模型飛行機製作は圖畫及作業の最後の段階として眺められるべきである。仕事の技術的能力、正確さ、丹念さ

に對する、より高度の要求、竝に思考能力に對する、より高度の要求は、作業仕事に不適性な生徒が各個の作業グループに於て助手として參與し得るやうにグループを構成することを必要とする。

9. 家 政 Hauswirtschaft

家政の教育は家庭及家の保持に對する思想を涵養し、促進する。この教育は、ドイツ的な女性、母性への教育にとつて、——特に上級の學年に於ては——極めて重大な意義を持つてゐる。兒童と同じ經濟的階層の、且ドイツ國民性に根差してゐる主婦・母性の活動が模範として重視せられねばならぬ。自らの家政的活動によつて生徒は、思考及行爲に於て、秩序、慎重、丹念、節儉、責任感、獨立性が養はれ、グループ内での作業によつて仕事同胞體 *Arbeitskameradschaft* の一員になるべき教育がほどこされる。主婦としての活動に必要な技術的技能的獲得はこの教育課題に役立つものである。家の經濟と國民の經濟との間の關係が常に繰返し教示せらるべきである。各々の主婦が我々の國民財産の共同管理者であり我々の總統の事業の責任ある協力者であると言ふことを、女生徒に自覺せしめねばならぬ。

(A) 手 藝 Handarbeit

手藝の教授は、家事の領域に於て主婦、母性の果すべき課題へと女生徒を導くものである。本教授は圖畫及作業によつて兒童の形成する喜びと創造力とを覺醒し、促進し、以て良き趣味への道、價值ある仕事を正しく評價する道を示す。

教授は學級教授である。女生徒の才賦が種々たる場合には本教授を遂行するためには、學級教授の領域内で營

み得る副次的仕事 *Nebearbeit* が必要である。二六名以上の女生徒を同時に教授しないことが望ましい。

手藝の教授は、兒童が第一學年に於て、紙その他の材料を折疊み、切抜くことを習得したる後に、第二學年に於て初められる。教授は鈎編み、棒編み、手縫ひ、ミシン縫ひ、刺繡に進む。その傍ら、他の技術、例へば組み編み、網作り、機織り等が與へられ得る。能力の進歩は、獨立して行へる分の増加、裝飾形式及び仕事の方法の織細化によつて現はれる。修繕(つぎ當て、孔塞ぎ)の練習、竝に衣類、家政用品の洗濯、或は手入等による整頓は特に重視されねばならぬ。

仕事の技術は、原則として兒童が自ら或は両親の家で實際に使用し得る如き品を用ひて練習される。目的と材料と形との關係が兒童に明らかに認識されねばならぬ。そして形と裝飾とは兒童自らによつて決定されねばならぬ。裝飾形式の選擇に際しては、簡明にして目的に適へる國民藝術に對する眼識が開かれるべきである。計畫された、取りかゝられた、完成された仕事を兒童自身に評價させることは仕事の過程に對する理解力を發達させ、且趣味の涵養に役立つ。上級の女生徒は服裝及び流行の實際についても通曉せしめられるべきである。

作業に用ひられるべき材料は、その由來、性質、價值につき説明される。この場合、ドイツの工作材料に對して特別の注意が拂はれねばならぬ。女生徒は購入に當つては教師から適切な助言を受ける。

協同の目的 *Allgemeinheit* のために全力を注いで打込んで行かせる教育は學校協同體及國民協同體のための活動へまで進められる。

(B) 家 事 Hauswerk

家事の教授は凡ての主婦としての仕事を、特に家族の肉體的安寧に對する配慮と家を眞のホーム *Heim* に形

成することとを包括する。割烹及家庭の諸々の仕事はそれ故に主要なる教育手段である。出来るならば、學校庭園も家事の教授に役立てられるべきである。

教材は學校の特別の事情に即して選擇されるべきである。割烹に於ては食品の選擇に對して季節と市場とが第一義的重要性を持つ。實行と教示とは相互に關聯せしめられるべきである。食料品の取入れ、購入、竝に食料品の調理に當つては榮養價、食料品の食皿への盛合せ方、食料品の病人用食物としての用ひ方、食料品の保存法が教へられる。時間の計算、値段の計算は家政的工夫 Hauswirtschaftliches Denken への教育、節約的家政遂行への教育に奉仕する。

居間の手入れ、節約的な適切な暖房、食卓の作り方、調膳法、下着類の取扱ひと洗濯、日常生活を美化する品の手入れは家の諸仕事の領域内で顧慮せらるべきである。同時に教授を受ける兒童の數は使用に充てられたる竈の數に應じて定められる。最高學年の女生徒は凡て家事の教授に参加せねばならぬ。

10、算術と幾何學

算術と幾何學は國民學校に於ては相互に密接な關聯を立つ。それは方法的にも時間配當の點に於ても同様である。

(A) 算 術

算術教授は數の大きさ、數の構造についての明瞭なる理解を覺醒し生活に必要な知識、技能を確保せしめ、國民の主要なる生活領域に於ける數の知識、數の使用を教へるべきである。

數及數の法則性、數の順序と數の區分法は特に細心に習得せしめられねばならぬ。實際生活の實例から現はれて来る新らしい計算法を教授する場合にもあまり早きに失する機械化は避けねばならぬ。正規の計算の仕方を確實に習得した後は、兒童は種々の解き方の中から、適切な解き方を選ぶ力もつくやうにならねばならぬ。

適當に變化を與へての反復練習は各算術時間に於て計算能力の向上のために行はれねばならぬ。この場合、凡ゆる能力練習が意義ある、興味ある方法で形成されるやう努力すべきである。暗算に對しては、凡ゆる段階に於て重要な意義が與へられてゐる。筆算の傍ら、筆算を加味した暗算 Halbschriftliche Rechnen が練習されるべきである。單純な計算法 Rechenvorteil は差支へない。簡單な事實から問題を自分で考へ、自分で解くと云ふ能力は段階的に絶えず發達せしめられるべきである。結果の切上げ、切捨て、概算、及解答の驗算は持續的練習によつて習慣にまで成らねばならぬ。時折の試験は、生徒が教材を理解したか、教材を利用し得るか、丹念にまとめて表はし得るかと云ふことを示すべきものである。

實物計算 Sachrechnen は事物を數的に處理することに主として奉仕するものである。然し計算技能の練習がそれによつて忽せにされてはならぬ。凡ゆる段階に於て、就中、然し最高學年に於て算術教授は民族政策的教育へ奉仕するやう進まねばならぬ。そして他の諸學科と連絡して、民族生活の數を土臺とせる要求、事件、成果が兒童に示されねばならぬ。事例をどこの領域から採つて來るか云ふときは、男生徒、女生徒の生活領域が顧慮される。算術書の他に汽車時間表、諸統計、新聞が教材資料として實狀を適當に簡單化されて取上げられる。郷土の數字的資料は蒐められるべきである。具體化、明白化のために、各年齢段階及算術目的を顧慮しつゝ利用せらるべきである。

明確な理解及確實な能力を獲得させるために、算術教材の範圍は生活そのまゝの、及生活に取つて必要な事例のみに限定せらるべきである。このことは就中、分數算、比例算、利息算、混和算 *Mischungsrechnung* に対してあてはまる。分數を分數で除す計算は行はれない。利息算に於ては利息及利率に重點が置かれるべきである。單位が三項に渉る時間計算及數計算は除外せらるべきである。乗算大九々 *das grosse Einmaleins* は機械的に覚込ませるべきでなく、十分に數の關係を理解させつゝ練習させねばならぬ。

第一學年の算術教授に於ては一から百までの數の範圍で比較的容易な算術が與へられるべきである。

第二學年の教材は百までの數の範圍で、加法、減法、及容易なる乗法、除法、及倍數算出法 *Enthaltensein* の基礎算法が授けられるべきである。

第三學年に於ては千までの範圍での凡ゆる基礎算法、及乘法小九々 *das kleine Einmaleins* とその逆算、筆算による加算減算、及十分數で書き現はされてゐる問題の計算（十分數 *Zehnerbruch* から二桁まで）が取扱はれる。

第四學年の教材は千以上の數も取扱ひ、筆算による乗算除算（積の最高は三桁まで、除數の最高は二桁まで）、筆算による加算減算のやゝ難しい問題、及ローマ數字の知識を包括する。整分數の計算が練習せらるべきである。

第四學年の終期には兒童は極く通常の貨幣、長さ、重さ、時間、その他の單位を確實に習得して居り、且尺度及重量を實際に取扱ふことが出來て居なければならぬ。

第五學年の教材は種々の數を取扱ふ計算の復習と關聯付け、特に無限なる數領域に於ける復習と關聯付け、更に、日常の物の尺度 *Maas* の單位を一層取入れること、十分數の書き現はし方による數の計算を確實にすること

とを目的として構成される。分數算に於ては日常生活に用ひられる分數に限定しつゝ、倍分及約分の練習、整分數を十分數に直し、その逆をする練習を行はさせる。比例算の簡単な練習は之を既に筆算で行はせても差支へない。

第六學年に於ては四則が整分數及十分數によつて取扱はれるべきであり、平均算、比例算、簡単な百分算、割引算、利得算、損失算にまで進むべきである。

第七學年の教材は分數算の經緯、比例算の比較的難しい問題、更に百分算、利息算、複比例算 *Verhältnisse chung* を包括する。

第八學年に於ける算術は應用算として、凡ての教授の領域からその問題が取り來られるべきであり、特に民族政策的な事物を數的に取扱ふことを教へねばならぬ。貨幣交換の通常の事例が説明せらるべきである。

(B) 幾 何

幾何教授は兒童をして空間の大きさを理解し、表現し、並にその相互間の關係を正しく理解し表現し、更に平面及立體を測るべき能力を得せしめるべきである。

教授は可及的實生活に關係ある空間の觀察から出發する。生徒が形を作り、折り疊み、切抜き、圖畫を描き、目分量で概算し、測定することを練習するのは、空間知覺の習練に取つて根本的な意義を持つものである。それ故に本教授は圖畫及作業、並に女子の手藝と連絡して營まれるべきである。實際に地形にあたらせて教へることに重點を置くべきである。

平面及立體の計算に際しては、兒童が直觀から出發しつゝ合理的推理によつてその計算の正しいことを理解し

ドイツ國民學校の教案及教授時數表

た後に、初めて公式の助けを藉りての計算が許されるべきである。
 空間理解は既に下級學年の實物教授、及算術教授に於ても習練せらるべきである。
 第五學年は空間直觀の基礎概念を與へることを當面の課題とする。平面形（正方形、矩形）は立體の部分たる一面として、並にそれだけで獨立せる平面として觀察されるべきである。周圍の事物の測量及距離の推測練習は屢々行はれねばならぬ。

第六學年以降に於ては教授は、直線、角、及主要なる三角形、平行四邊形、四角形、不等四邊形、圓、正六面體、圓柱、圓筒、角錐、圓錐、球を取扱ふ。

女生徒に對する幾何教授は主要なるものゝみに限定すると共に、女性としての仕事に於ける特殊の要求に適合せしめられるべきである。立體の教授は平面を授けたる後に行はれる。

三、教授時數表

次の教授時數表は、各學年が一學級を組織してゐる學校に對し考へられてゐるものである。教員一名の學校に於ては、又二教員三個學級、三教員四個學級の學校に於ては男教員に對しては三十時間、女教員に對しては二十八時間と云ふ基礎の下に別に時間表が定められるべきである。
 外部的事情が許さぬ故に女子に對して家庭仕事の教授が取入れられぬ場合には女子に對する教授時數表の括弧内の數字が適用される。

男子に對する教授時數表

科目	年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
體												
獨逸												
郷土學												
歷史												
地理												
理科												
音樂												
圖畫及作業												
算術及幾何												
宗派による宗教教授												
合計	18	21	25	27	30	30	32	32	32	32	32	32

ドイツ國民學校の教案及教授時數表



ドイツ労働戦線

附、ナチス歡喜力行團

一九三五—三六年

ドイツ國民學校の教案及教授時數表
女子に對する教授時數表

年	科目											
	體 育	逸 語	郷 土 學	歴 史	地 理	理 科	音 樂	圖 畫	手 藝	家 事	算 術 及 幾 何	宗 派 に よ る 宗 教 教 授
18						16					2	
21	2		11				1	1		4	2	
25	2		12				3	2		4	2	
30	3		13				3	2		4	2	
31	5	7		2	2	3	2	1	2	4	2	
32	5	7		2	2	3	2	2	3	4	2	
32	5	6		3	2	3	2	2	3	4	2	
32	3 (5)	7		3	2	3	2	3	2	4	1	10 (10)

目次

中央事務局	三〇
本質、目標指導及組織(附總統指令)	三六
ドイツ労働戦線統監部	四三
ドイツ労働戦線諸官廳	四三
ドイツ労働戦線の構成	四四
ドイツ國職業團體	四四
ドイツ労働戦線に於ける州	四六
株式會社ドイツ労働銀行	四八
ドイツ労働戦線法律部	四九
地方法律相談所	四九
ナチス「觀喜力行」團	五〇

ドイツ労働戦線 Die Deutsche Arbeitsfront

(附ナチス共同團體「歡喜力行團」Kraft durch Freude)

中央事務局 Zentralbüro (所在地 Berlin W 9)

保護者 Schirmherr 總統兼獨ドイツ首相アドルフ・ヒトラー

ドイツ労働戦線獨逸國首領 Reichsleiter der DAF ドクトル・ロベルト・ライ(ナチス黨編成部長 Reichsorganisationsleiter der NSDAP)

一九三三年五月二日ドクトル・ロベルト・ライの指導の下に獨逸労働保護戰鬥委員會 Aktionskomitee zum Schutz der Deutschen Arbeit が先づ自由職工組合 Freie Gewerkschaften、その次に基督教職工組合 Christliche Gewerkschaften のナチス化を實施し、斯くして漸くして後初めて新労働組織建設がその實現を見るに到つた。總統事務代理 Stellvertreter des Führers ルードルフ・ヘスによりドクトル・ライが任命されたのは一九三三年五月三日であるが、その僅か一週間後五月十日にプロイセン邦議會プレナール廣間 Plenarsaal des Preussischen Staatsrats のその第一次會議で新「獨逸労働戦線」が組織された。

最初はこの労働戦線も「獨逸労働者總同盟」Gesamtverband der deutschen Arbeiter と「獨逸勤勞者總同盟」Gesamtverband der deutschen Angestellten との二團體に互るにすぎなかつたが、間もなく獨逸に於ける生産者が悉くDAF(獨逸労働戦線)の組織内に編入せられるに至つた。DAFの企圖する目標は従前の經濟同盟や職工組合の目標とは本質的に異なる。即ちこれは先づ國民的及國民經濟的利害關係の總體から出發するもの

である。従つて組織構成も成員の社會的經濟的保護形式も全然新規なものとなつた。一九三五年三月二十六日に産業經濟を掌握するに及んでDAFは全生産階級を包括することゝなつた。

本質、目標、指導及組織

一九三四年一月二十日附國民労働保護法發令によりDAFの使命は次の如くに總括せられた。

- (イ) DAF成員の國民社會主義的世界觀教育。
 - (ロ) 國民労働組織法に定めたる使命の達成。
 - (ハ) 全會員の労働法的社會法的保護。
 - (ニ) 職業教育。
 - (ホ) 會員の爲の後援組織の形成及管理。
 - (ヘ) 獨逸國職業團體と労働管理者及主要經濟團體との共働による經濟的平定。
 - (ト) ナチス團體「歡喜力行團」による自由時間の催。
 - (チ) 其他總統アードルフ・ヒトラーがDAFに授けたる種々の使命
- 總統兼獨逸國首相は一九三四年十月二十四日に親しくDAFの本質及目標(指導と組織)に關し次の如き指令を發した。

第一條

獨逸労働戦線ハ頭腦及拳ノ獨逸生産者ノ機關ナリ。

獨逸労働戦線内ニアリテハ特ニ舊職工組合、舊労働者同盟及舊企業協會ニ所屬セルモノハ同一資格ヲ有スル一

員トシテ之ニ包括セラル。

獨逸労働戦線ノ會員タルコトハ、職業團體、社會政策團體、經濟團體乃至ハ世界觀的團體ノ會員タルコトヲ以テ之ニ代フルヲ得ズ。總統ハ法律ニヨリ認めタル階級團體 Gesetzlich anerkannte Ständische Organisationen ガ團體トシテ獨逸労働戦線ニ所屬スルコトヲ規定スル權限ヲ有ス。

第二條

獨逸労働戦線ノ目標ハ全獨逸人ヨリ成ル眞ノ國民技能團體ノ陶冶デアル。

獨逸労働戦線ノ配慮スルトコロハ、各人ヲシテ精神狀態、肉體狀態ニ於テ國民經濟ノ生活内ニソノ所ヲ得シメ、ソノ技能ヲ充分ニ働カシテ國民共同團體ニ極力利スルコトアラシムルニアリ。

第三條

獨逸労働戦線ハ、一九三三年十二月一日附黨及國家ノ統一確保ニ關スル法令ノ意味ニ於テ、ナチス黨ノ一構成員ナリ。

第四條

獨逸労働戦線ノ指導ハナチス黨之ヲ爲ス。

獨逸労働戦線ノ指導ハ本部附指導官 Stableiter 之ヲナス。本部附指導官ハ總統兼獨逸國首相ニヨリ任命セラ

ル。本部附指導官ハ獨逸労働戦線ニ於ケル其ノ他ノ指導者ヲ任免ス。

本部附指導官以外ノ指導者ヲ任命スルトキハ既ニナチス黨内ニ存在セルナチス職業組合團體 NSBO 及ナチス

商工業團體 NS-Hago 組織ノ會員及其ノ他突撃隊 SA、親衛隊 SSノ隊員ヲ先トスベシ。

第五條

獨逸労働戦線ノ地方的組織ノ規範ハ、ナチス黨綱領提示シタル組織制度ノ目標ナリ。

獨逸労働戦線ノ地方的組織並専門的組織ハ本部附指導官ヲ規定シ獨逸労働戦線奉仕記帳 *Dienstbuch der Deutschen Arbeitsfront* 公表セラル。

本部附指導官ハ獨逸労働戦線ヘノ所屬及入會許可ニ關スル決定ヲナス。

第六條

獨逸労働戦線ノ會計ハ一九三四年三月二十三日附黨及國家ノ統一確保ニ關スル法令ノ第一實施規定ノ意味ニ於テナチス黨會計課長 *der Schatzmeister der NSDAP* ノ支配下ニアリ。

第七條

獨逸労働戦線ノ職業指導者 *Betriebsführer* (彼等ノ部下 *Gefolgschaft* ノ合法的要求ヲ理解シ、部下ヘ彼等ノ職業ノ情況ト可能性トヲ理解シ、以テ労働平和ヲ確保スベシ)。

獨逸労働戦線ヘ次ノ如キ使命ヲ有ス。即凡テノ當事者ニ於ケル合法的利害關係間ニ關シテハ、ナチス原則ニ適合シ、且一九三四年一月二十日附法令ニ依テ當該國家機關ノミニ之ガ決定ニ委任セラレタル爭議事件ノ數ヲ減少セシムルガ如キ調停ヲ見出ス。

コノ調停ニ必要ナル全當事者代表ノ權ハ獨逸労働戦線ノ專有權ニ屬ス。他ノ機關ヲ設ケ或ハ此ノ件ニ關シ他ノ機關ヲ活動セシムルコトハ之ヲ許サズ。

第八條

獨逸労働戦線ハナチス共同團體「歡喜力行團」*Kraft durch Freude = KDF* ノ代表者ナリ。

獨逸労働戦線ヘ職業教育ニ配慮スベシ。

獨逸労働戦線ハ更ニ一九三四年一月二十日附法令ニ依リ委任セラレタル使命ヲ遂行セザルベカラズ。

第九條

本規定第一條ニ示シタル舊組織(補助機關及補充機關ヲ含ム)、財産管理及經濟的企業ノ財産ヘ、獨逸労働戦線ノ財産ヲ爲ス。コノ財産ハ獨逸労働戦線ノ共済施設 *Selbsthilfe-Einrichtung* ノ基礎タリ。

獨逸労働戦線共済施設ヘソノ會員ノ何レニモ不應ノ際ニ生計ノ維持ヲ可能ナラシメ、遂ニハ有能ナル國民ヲシテ立身ヲ計リ、或ハ自活シ得ルヨウ援助シ場合ニヨリテハ私有地ノ獲得ニ援助スルモノナリ。

第十條

本規定ハ發令ノ日ト同時ニ效力ヲ有ス。

第三條に示されたる規定に於てはDAFは未だナチス黨の「組織」として記されてゐるが、これは一九三五年三月二十九日附の黨及國家統一確保法令施行規定に依り變更された。爾來DAFは獨立の法人を附與せられたるナチス黨の「外廓團體」*eigene Rechtspersönlichkeit zukommt* である。一九三四年一月二十六日に國務大臣ドクトル・ライにより國民労働組織法訓令のすぐ後に附加せられたDAFの内部新構成は、一九三四年十月二十四日附獨逸國總理大臣訓令に依り特にその法的完成を見るに至つた。

この新構成のうちに於て諸團體の舊會員は除去され、職業團體の會員が加入せしめられた。職業が最下級の單位と看做されてゐる。

職業は何れもナチス職業組合 NS-Betriebszelle 及ナチス職業共同團體 NS-Betriebsgemeinschaft から成つてゐる。従つてナチス職業組合とナチス職業共同團體とは一つの全體を成すものである。職業組合のうちには黨員がある。彼等はナチス職業組合團體 NSBO に屬す。その他の職業及企業者の鑛山労働者會員 Belegschaftsmitglieder はDAFの會員であつて、職業の別なく職業共同團體を形成してゐる。

獨逸に於ける同一經濟部門に於ける全職業共同團體は合して獨逸國職業共同團體を形成する。その數は全國で十八ある。

ドイツ労働戦線統制部 Reichsleitung der DAF

所在地 Berlin W 9,

DAF獨逸國統監 Der Reichsleiter der DAF

ドクトル・ロベルト・ライ 住所 Berlin W 9,

統監代理 Stellvertretender Leiter

奉仕指導長官ルードルフ・シユメール

副官 Adjutant

オッター・ブーレンシュタック

本部附DAF指導官 Stabsleiter der DAF

ドクトル・フォン・レンテルン

ドイツ労働戦線諸官廳

總務局 Geschäftsführung (所在地 Berlin SW 19)

社會保安・労働保護局 Amt für Sozialversicherung und Arbeitsfürsorge (所在地 Berlin W 9)

労働政策局 Amt für Arbeitspolitik (所在地 Berlin SW 19)

宣傳局 Propagandaamt (所在地 Berlin SO 16)

人事局 Personalamt (所在地 Berlin W 9)

女子局 Frauenamt (所在地 Berlin SO 36)

編成局 Organisationsamt (所在地 Berlin 9)

獨逸國修練局 Reichsschulungsamt (所在地 Berlin W 9)

會計局 Schatzamt (所在地 Berlin Wilmersdorf, Hohenzollerndamm174/77)

教育施設局 Amt für Ausbildungswesen (所在地 Berlin-Wilmersdorf, Kaiserallee 25)

青少年局 Jugendamt (所在地 Berlin SO 16)

新聞局 Presseamt (所在地 Berlin W 62)

住宅局 Heimstättenamt (所在地 Berlin W 35)

國民健康局 Amt für Volksgesundheit (所在地 Berlin So 36)

職業教育局 Amt für Berufserziehung (所在地 Berlin W 57)

法律局 Rechtsamt (所在地 Berlin SW 19)

法律依託局 Amt für Rechtsauftragungsstellen (所在地 Berlin SW 19)

ドイツ労働職線の構成

二種會員組織

(1) 個人的會員

これはナチス職業組合團體 NSBO、ナチス商工業團體 NSHagc の舊會員及舊職工組合の組合員並に DAF 成立後新に入會せる會員である。これ等の會員は特別會費及特別入學手續なくして同時にナチス共同團體「歡喜力行團」の會員である。

(2) 團體的會員

これは最初或る團體に所屬してゐたがこの團體が DAF に入會したる爲 DAF の會員となつたものである。ナチス共同團體「歡喜力行團」への團體の團體的入會は、ナチス共同團體「歡喜力行團」の報酬を確約する特別協定を必要とす。

ドイツ職業團體 Reichsbetriebsgemeinschaften = RBG

全國に亘り次の十八箇の職業團體がある。

- (1) 營養飲食 Nahrung und Genuss (所在地 Berlin NW 40)
- (2) 纖維工業 Textil (所在地 Berlin O 34)
- (3) 衣服 Bekleidung (所在地 Berlin W 30)

- (4) 建築 Bau (所在地 Berlin SW 48)
- (5) 木材 Holz (所在地 Berlin SW 48)
- (6) 鐵及金屬 Eisen und Metall (所在地 Berlin SW 68)
- (7) 化學 Chemie (所在地 Hannover, Adolf-Hitler-Platz 3)
- (8) 印刷 Druck (所在地 Berlin SW 61)
- (9) 紙 Papier (所在地 Oldenburg, Stau 19)
- (10) 交通及公共的職業 Verkehr und Öffentliche Betriebe (所在地 Berlin SW 68)
- (11) 鑛山業 Bergbau (所在地 Bochum, Wiemelhauser Str 38/42)
- (12) 銀行及保險 Banken und Versicherungen (所在地 Berlin NW 7)
- (13) 自由職業 Freie Berufe (所在地 Berlin W 15)
- (14) 農業 Landwirtschaft (所在地 Berlin SW 48)
- (15) 皮革 Leder (所在地 Berlin SO 16)
- (16) 石及土壤 Stein und Erde (所在地 Berlin W 35)
- (17) 商業 Handel (所在地 Berlin SW 11)
- (18) 手工業 Handwerk (所在地 Berlin SW 11)

州職業團體、地方職業團體乃至地區職業團體及職業團體。DAF 職業團體、DAF 職業團體組合 Zellen 及 DAF 職業團體住居群 Block は DAF 地區集團の下級組織であつて、住居群は大抵十名乃至二十五名の會員を包

擁し、組合は二個乃至六個の住居群から成る。諸組織の首位には夫々州事務官 Gauwalter、地方事務官 Kreiswalter、地区集團事務官 Ortsgruppenwalter、職業事務官 Betriebswalter 及住居群事務官 Blockwalter がゐる。

DAFの州、地方及地区の集團區畫は夫々ナチス黨の下部組織區畫に相應する。

ドイツ労働職線に於ける州 Die DAF Gaue

バーデン Baden
 バイエレン東部國境 Bayrische Ostmark
 ダンツィヒ Danzig
 デュセルドルフ Düsseldorf
 エッセン Essen
 大伯林・ブランデンブルク Gross-Berlin-Brandenburg
 ハツレ・メルゼブルク Halle-Merseburg
 ハムブルク Hamburg
 ヘッセン・ナッサウ Hessen Nassau
 ケルン・アーヘン Köln-Aachen
 コブレンツ・トリエール
 クールハッセン Kurhessen

クールマルク Kurmark
 マグデブルク・アンハルト Magdedurg-Anhalt
 マインフランケン Main Franken
 メックレンブルク・リネーベック Mecklenburg-Lübeck
 中部フランケン Mittelfranken
 ミュンヘン・上部バイエルン München-Oberbayern
 東部ハンノーヴァー OST-Hannover
 東部プロイセン Ostpreussen
 プアルツ・ザール Pfalz-Saar
 ポムメルン Pommern
 ザクセン Sachsen
 シュレージエン Schlesien
 シュレスヴィヒ・ホルシュタイン Schleswig-Holstein
 シュヴアーベン Schwaben
 南部ハンノーヴァー・ブラウンシュタイン Süd-Hannover-Braunschweig
 テューリンゲン Thüringen
 ヴェーザー・エムス Weser-Emms

ドイツ労働戦線

四八

ヴェストフアーレン北部 Westfalen-Nord
ヴェストフアーレン南部 Westfalen-Süd
ヴュルテムベルク・ホーエンツォレルン Württemberg-Hohenzollern
外國機關州事務所 Gauverwaltung Auslandsorganisation
(1) 外國に於ける獨逸國人
(2) 航海業者
ルーベルク委員 Komm. Ruberg

株式會社ドイツ労働銀行 Bank der Deutschen Arbeit AG

所在地 Berlin SW 19

資本金 二〇〇〇〇〇〇〇〇ライヒスマルク

總裁 Präsident 目下空位

監査役 Aufsichtsrat

アレキサンダー・ハルダー (DAF會計課長代理 Stellvertreter des Schatzmeisters der DAF)

ヴェルナー・ボルツ (伯林、會計課長の本部附指導官 Berlin, Stabsleiter des Schatzmeisters)

セバステイアン・クラツアー (ハムブルク、「國民保護」Volkfürsorge 生命保險株式會社 Lebensversicherung AG 社長)

獨逸労働銀行株式會社は、以前は自由職工組合財團銀行 Bankinstitut der Freien Gewerkschaften である。

たが今日では獨逸労働戦線の財團銀行になつてゐるが、嘗ては公共労働調達資本供給に共働したのである。労働者の住宅施設を主とする植民會社に莫大なクレディトを授け、その他の住居建築にも中間クレディトの準備により之が促進を計り、更にこれ以外の經濟にも巨額のクレディトを自由ならしめたのである。

一九三四—三五年後には獨逸労働協會貯蓄金庫 Deutsche Angestelltenschaft Verbandssparkasse、獨逸經濟銀行株式會社 Deutsche Wirtschaftsbank AG、及獨逸ヴェルクマイスター貯蓄銀行株式會社 Deutsche Werkmeister-Sparbank AG の貯蓄者預金合計六千萬ライヒスマルクが引繼がれた。併しDAFへの引繼が行はれたが故に、決算額の増大はその結果として生ぜず済んだ。

ドイツ労働戦線法律部 Rechtsabteilung der DAF

所在地 Berlin SW 19

部長 Leiter ドクトル・ヘーレン

一九三四年五月一日國民労働組織法の效力發生後法律相談所 Rechtsberatungsstellen はDAFより職員並に之に従屬せる會員の爲に分離施設せられた。この使命は單に狹義の労働法上の諸件に關する相談及代理のみならず公法的老朽者、癡人、失業者、病人及傷害保險上の要求にも及び、又保護問題にも及ぶ。法律相談所は労働裁判所 Arbeitsgerichten の所在地に設けられる。併しこの他に更に他の場所特に人口稠密なる工業中心地にも施設された。

DAF地方法律相談所 Bezirks-Rechtsberatungsstelle der

東部プロイセン Ostpreussen

ドイツ労働戦線

四九

シュレージエン Schlesien
 伯林＝ブランデンブルク Berlin-Brandenburg
 ポンメルン Pommern
 北部國境北方 Nordmark
 低部ザクセン Niedersachsen
 ヴェストフアレン Westfalen
 ライン地方 Rheinland
 ヘッセン Hessen
 中部獨逸 Mitteldeutschland
 ザクセン Sachsen
 バイエルン Bayern
 南西獨逸 Südwestdeutschland

ナチス「歡喜力行」團 Amt NS-Gemeinschaft Kraft durch Freude

所在地 Berlin-Wilmersdorf, Kaiserallee 25

團長 Leiter ホルスト・ドレスラー・ブンドレス

一九三三年十一月二十七日獨逸國指導官ドクトル・ロベルト・ライは獨逸國政府員の参加せる會議に於てナチス「歡喜力行」團の創設を公表した。その目的とするところは、「全獨逸人をして何等社會的地位を顧慮すること

なく美術・音楽・演劇・映畫の豊富高尚なる文化、吾が國土の美及吾が國民のスポーツ的優秀、要するに人生の歡喜と美とに關與せしめる」ことである。

統監部 Organisationsamt

經理部 Schatzamt

宣傳部 Propagandaamt

ハイキング・旅行・休暇部 Amt für Wandern, Reisen und Urlaub

スポーツ部 Sportamt

労働美化部 Amt für Schönheit der Arbeit

作業隊課 Abteilung Werkscharen

修練・國民教化課 Abteilung Schulung und Volksbildung

中華民國國民政府教育關係法令抄

目次

一 國民政府政綱	壹
二 教育部組織法	叁
三 中學恢復三三制編級辦法	天
四 師範學校法	天
五 職業學校法	六〇
六 職業補習學校規程	六三
七 修正實施失學民衆補習教育辦法大綱附施行細則	六六
八 民衆學校規程	七三
九 師範學校學科目及各學期每週教授及自習時數表第一表(甲)	七五
十 師範學校學科目及各學期每週教授及自習時數表第二表(甲)	七八
十一 小學學科目及每週教授時數表	八二
十二 初級中學各學期每週各學科教授及自習時數表	八三
十三 高級中學各學期每週各學科教授及自習時數表	八四

國民政府政綱

- 一 善隣友好ノ方針ニ基キ和平外交ヲ以テ中國ノ主權行政ノ獨立完整ヲ求メ以テ東亞永遠ノ平和及ビ新秩序建設ノ責任ヲ分擔ス
- 二 友邦各國ノ正當ナル權益ヲ尊重シ且ツ其ノ關係ヲ調整シ其ノ友誼ヲ增進ス
- 三 友邦各國ト聯合シ國際共產主義ノ陰謀及ビ一切ノ平和攪亂ノ活動ヲ共同防遏ス
- 四 和平建國ヲ擁護スル軍隊及ビ各地ノ遊擊隊ニ對シテハ夫々コレヲ收容安定セシメカツ國防軍ヲ建設ス軍政軍令ノ大權ヲ明瞭ニ區分シ以テ軍事獨裁制度ヲ打破ス
- 五 各級ノ民意機關ヲ設立シ各界ノ人材ヲ網羅シ全國ノ公意ヲ集中シ以テ民主政治ヲ助成ス
- 六 國民大會ヲ召集シ憲法ヲ制定シ憲政ヲ實施ス
- 七 友邦各國ノ資本ト技術的合作ヲ歡迎シ以テ戰後經濟ノ恢復及ビ產業ノ發展ヲ圖ル
- 八 對外貿易ヲ振興シ國際收支ノ均衡ヲ計リ併テ中央銀行ヲ再建シ幣制ヲ統一シ以テ金融ノ基礎ヲ確立ス
- 九 稅制ヲ整理シ人民ノ負擔ヲ輕減シ農村ヲ復興シ難民ヲ救濟シ各々其ノ生業ニ安ンゼシム
- 十 反共和平救國ヲ以テ教育方針トナシ科學教育ノ向上ヲ圖リ浮華妄動ノ學風ヲ一掃ス

教育部組織法 (民國二十九年七月六日修正公布)

第一條 教育部ハ全國ノ學術及ビ教育行政ニ關スル事項ヲ管理ス

第二條 教育部ハ各地方ノ最高級行政長官ノ本部主管事務ヲ執行スルニ對シ指示監督ノ責ヲ有ス
第三條 教育部ハ主管事務ニ就キ各地方ノ最高級行政長官ノ命令又ハ處分ニ對シ違法行爲若クハ越權行爲ト認メタル場合ハ行政院會議ノ決議ヲ經タル後之ヲ停止又ハ取消スコトヲ得
第四條 教育部ニ左ノ各司ヲ置ク

- 一、總務司
- 二、高等教育司
- 三、普通教育司
- 四、社會教育司
- 五、邊疆教育司

第五條 教育部ハ行政院會議及ビ立法院ノ決議ヲ經テ各司及ビ其ノ他ノ機關ヲ增減改廢スルヲ得教育部ハ必要ナル場合ハ行政院會議ノ決議ヲ經テ各委員會ヲ置クヲ得

第六條 總務司ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、文書ノ接受及ビ發送分配調製保管ニ關スル事項
- 二、部令ノ公布ニ關スル事項
- 三、官印ノ保管ニ關スル事項
- 四、本部職員ノ任免賞罰ノ記錄ニ關スル事項
- 五、報告書ノ編製ニ關スル事項

六、公報ノ編輯印刷及ビ發行ニ關スル事項
七、本部ノ官有物ノ保管ニ關スル事項
八、本部ノ經費ノ出納ニ關スル事項
九、本部ノ庶務及ビ其ノ他各司ニ屬セザル事項

第七條 高等教育司ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、大學教育及ビ專門教育ニ關スル事項
- 二、外國留學ニ關スル事項
- 三、各種ノ學術機關ノ指導ニ關スル事項
- 四、學位授與ニ關スル事項
- 五、其ノ他高等教育ニ關スル事項

第八條 普通教育司ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、中等教育小學教育幼稚教育ニ關スル事項
- 二、師範教育ニ關スル事項
- 三、職業教育ニ關スル事項
- 四、地方教育機關ノ設立及ビ變更ニ關スル事項
- 五、其ノ他普通教育ニ關スル事項

第九條 社會教育司ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、民衆教育及ビ識字運動ニ關スル事項
- 二、補習教育ニ關スル事項
- 三、低能兒及ビ不具者ノ教育ニ關スル事項
- 四、美化教育ニ關スル事項
- 五、公共體育ニ關スル事項
- 六、圖書及ビ文獻保存ニ關スル事項
- 七、其ノ他社會教育ニ關スル事項

第十條 邊疆教育司ヘ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、蒙藏地方ノ教育調査ニ關スル事項
- 二、蒙藏地方ノ各種教育事業ノ振興ニ關スル事項
- 三、蒙藏教育ノ教員養成ニ關スル事項
- 四、蒙藏子弟ノ就學獎勵ニ關スル事項
- 五、蒙藏教育經費ノ計畫ニ關スル事項
- 六、其ノ他邊疆教育ニ關スル事項

第十一條 學校所用ノ標本科學用器具及ビ其ノ他ノ教育用品ハ教育部ニ於テ審査選定ス其ノ方法ハ教育部之ヲ定ム

第十二條 教育部ニ大學委員會ヲ置キ全國ノ教育及ビ學術上ノ重要事項ヲ決議ス其ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 教育部ニ華僑教育設計委員會ヲ置キ華僑教育設計ニ關スル事項ヲ掌ル其ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 教育部ニ編審委員會ヲ置キ各種學校ノ圖書編輯及ビ檢定ニ關スル事項ヲ掌ル其ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 教育部部長ハ部務ヲ總理シ所屬職員及ビ各機關ヲ監督ス

第十六條 教育部ニ政務次長常務次長各一名ヲ置キ部長ノ部務處理ヲ補佐ス

第十七條 教育部ニ秘書四名乃至六名ヲ置キ部務會議及ビ長官ノ委任セル事務ヲ分掌ス

第十八條 教育部ニ參事四名乃至六名ヲ置キ本部ノ法案命令ヲ起草審查ス

第十九條 教育部ニ司長五名ヲ置キ各司ノ事務ヲ分掌ス

第二十條 教育部ニ督學六名乃至十名ヲ置キ全國教育事項ノ視察及ビ指導ヲナス

第二十一條 教育部ニ專員若干名ヲ置キ長官ノ命ヲ受ケ指定ノ事務ヲ處理ス

第二十二條 教育部ニ科長科員各若干名ヲ置キ長官ノ命ヲ受ケ各科ノ事務ヲ分掌ス

第二十三條 教育部部長ハ特任トシ次長、參事、司長及ビ秘書二名督學四名專員二名編審二名ハ簡任、其ノ他ノ秘書、督學、專員、編審、科長ハ薦任、科員ハ委任又ハ薦任トス

第二十四條 教育部ニ會計主任一名、統計主任一名ヲ置キ歲出歲入會計統計事項ヲ處理シ教育部部長ノ指揮監督ヲ受ケ且ツ國民政府ノ主計處組織法ノ規定ニ依リ直接主計處ニ對シ責ヲ負フ會計室及ビ統計室所用ノ人員ハ教育部及ビ主計處ニ於テ本法所定ノ薦任委任ノ人員及ビ僱員ヲ打合せノ上任用ス

第二十五條 教育部ハ事務上ノ必要ニヨリ僱員ヲ採用スルヲ得

第二十六條 教育部ノ處務規程ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

中學恢復三三制編級辦法

- 一、凡ソ前ノ維新政府法令ニヨリ改組又ハ設立セラレタル五年制中學ハ二十九年年度ヨリ一律ニ改メテ初級中學高級中學及ビ高中合設ノ中學トナス
- 二、凡ソ五年制中學ノ一年級ノ學業ヲ修了シタル者ハ初中ノ二年級ニ編入スルヲ得二年級ノ學業ヲ修了シタル者ハ初中ノ三年級ニ編入スルヲ得三年級ノ學業ヲ修了シタル者ハ高中一年級ニ編入スルヲ得四年級ノ學業ヲ修了シタル者ハ高中ノ二年級ニ編入スルヲ得
- 三、凡ソ五年制中學ノ三年級ノ學業ヲ修了シ試験ニ合格シタル者ニシテ退學又ハ他校ニ轉入ヲ希望スル者ニハ修業證明書ヲ授與スルヲ得
- 四、凡ソ本年度五年制中學ノ五年級ノ學業ヲ修了シ試験ニ合格シ卒業ヲ許可セラレタル者ハ大學ノ先修班ヲ受験スルヲ得尙其ノ程度優秀ナルモノハ大學ノ一年級ヲ受験スルヲ得
- 五、中學ノ各年級ハ秋季始業ヲ以テ原則トス從來ノ春季班級ハ必要ニヨリ繼續シテ設置スルヲ得其ノ進級方法ハ第二條ノ規定ニ依リ處理スベシ

師範學校法 (民國二十九年九月十九日修正公布)

第一條 師範學校ハ中華民國教育主旨及ビ其ノ實施方針ニ依リ嚴格ナル身心ノ訓練ヲ以テ健全ナル小學教員ヲ養

成スルヲ目的トス

- 第二條 師範學校ハ特別師範科幼稚師範科ヲ附設スルヲ得
- 第三條 師範學校ノ修業年限ハ三年、特別師範科ノ修業年限ハ一年、幼稚師範科ノ修業年限ハ二年又ハ三年トス
- 第四條 師範學校ハ教育部、省及ビ行政院直屬ノ市ニ於テ之ヲ設立ス但シ地方ノ必要ニヨリ縣市ニ於テ又ハ二縣以上聯合シテ之ヲ設立スルヲ得
- 第五條 師範學校ノ教育部省市及ビ縣ニ於テ設立セルモノハ國立省立市立及ビ縣立師範學校トシ二縣以上聯合シテ設立セルモノハ某某縣立師範學校トス
- 第六條 師範學校ノ設立變更及ビ停止ハ其ノ國立ニ係ルモノハ教育部ヨリ行政院ニ上申シ認可ヲ受クベシ省又ハ行政院直屬ノ市ニ於テ設立セルモノハ省市教育行政機關ヨリ教育部ニ上申シ縣市設立ノモノハ省教育廳ニ報告シ認可ヲ經テ教育部ニ上申スベシ
- 第七條 師範學校及ビ其ノ特別師範科幼稚師範科ノ教授科目及ビ課程標準實習規程ハ教育部ニ於テ之ヲ定ム師範學校ハ地方ノ必要ニ應ジ夫々職業科目ヲ設置スベシ
- 第八條 師範學校及ビ其ノ特別師範科幼稚師範科ノ教科用圖書ハ教育部ノ編輯檢定セルモノヲ採用スベシ
- 第九條 師範學校ハ附屬小學ヲ設クルヲ得其ノ附設幼稚師範科ニハ幼稚園ヲ設クルヲ得
- 第十條 師範學校ハ校長一名ヲ置キ校務ヲ綜理ス國立師範學校長ハ教育部ニ於テ有資格者中ヨリ嚴選シテ任用ス省立師範學校長ハ教育廳ニ於テ有資格者中ヨリ嚴選シ省政府委員會議通過ヲ經テ任用ス行政院直屬ノ市ノ市立師範學校長ハ市教育行政機關ニ於テ有資格者中ヨリ推薦シ市政府ニ申請認可ヲ經テ任用シ縣市立師範學校長ハ

縣市政府ニ於テ有資格者中ヨリ推薦シ教育廳ニ申請認可ヲ經テ任用ス總ベテ校長ハ本校ノ教科ヲ擔任スル以外ニ他職ヲ兼任スルヲ得ズ

前項ノ師範學校校長ノ任用ハ國立ニシテ行政院ニ申請スベキモノ以外ハ均シク省市教育行政機關ニ於テ一定期間内ニ取纏メテ教育部ニ報告スベシ

第十一條 師範學校教員ハ校長之ヲ聘任シ專任トスベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ兼任教員ヲ招聘スルヲ得其ノ人數ハ教員總數ノ四分ノ一ヲ超ユルヲ得ズ師範學校職員ハ校長之ヲ任用ス總テ主管教育行政機關ニ上申スベシ

第十二條 師範學校校長教員ノ任用規程ハ教育部ニ於テ之ヲ定ム

第十三條 師範學校及ビ其ノ幼稚師範科ノ入學資格ハ公立又ハ認可済ノ私立初級中學卒業トシ特別師範科ノ入學資格ハ公立又ハ認可済ノ私立高級職業學校卒業トシ均シク入學試驗ニ合格スルコトヲ要ス

第十四條 師範學校及ビ其ノ特別師範科幼稚師範科ノ學生ニシテ修業年限滿了シ實習完了シ成績及第セルモノニハ學校ヨリ卒業證書ヲ授與ス

第十五條 師範學校及ビ其ノ特別師範科幼稚師範科ハ均シク學費ヲ徵收セズ

第十六條 師範學校規程及ビ師範學校卒業生服務規程ハ教育部ニ於テ之ヲ定ム

第十七條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

職業學校法 (民國二十九年九月十九日修正公布)

第一條 職業學校ハ中華民國教育主旨及ビ實施方針ニ依リ青年ニ生活ノ知識ト生産ノ技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二條 職業學校ハ分チテ初級職業學校高級職業學校トナス

第三條 職業學校ノ設立ハ單科ヲ以テ原則トス但シ特別ノ事情アル場合ハ數科ヲ設クルヲ得

第四條 初級職業學校ハ小學卒業生又ハ職業ニ從事シ相當程度ノ知識技能ヲ具有スル者ヲ收容ス修業年限ハ一年乃至三年トス

高級職業學校ハ初級中學卒業生又ハ相當程度ノ知識技能ヲ具有スル者ヲ收容ス其ノ修業年限ハ三年トス小學卒業生又ハ相當程度ノ知識技能具有者ヲ收容スル場合ハ其ノ修業年限ハ五年又ハ六年トス

職業學校ノ學生ヲ入學セシムル場合ハ總ベテ入學試驗ニ合格スルヲ要ス

第五條 職業學校ハ事情ヲ斟酌シテ各種職業補習班ヲ附設スルヲ得

第六條 職業學校ハ設クル科別ニヨリテ高級或ハ初級某科職業學校ト稱ス其ノ二科以上ヲ兼設スルモノハ高級或ハ初級職業學校ト稱シ兩級ヲ合設セルモノハ單ニ職業學校ト稱ス

第七條 職業學校ハ教育部又ハ行政院直屬ノ市ニ於テ設立ス但シ地方ノ必要ニ依リ縣市又ハ二縣以上聯合シテ之ヲ設立スルヲ得尙私人又ハ團體モ亦職業學校ヲ設立スルヲ得

第八條 職業學校ハ教育部省市及ビ縣市ノ設立セルモノハ國立省立市立及ビ縣立職業學校トナシ二縣以上聯合設立セルモノハ某某縣立職業學校トス私人又ハ團體ノ設立セルモノハ私立職業學校トナス

第九條 職業學校ノ設立變更及ビ停止ハ其ノ國立ニ係ルモノハ教育部ヨリ行政院ニ上申シテ認可ヲ受クベシ其ノ省又ハ行政院直屬ノ市設立セルモノハ省市教育行政機關ヨリ教育部ニ上申スベシ其ノ他ハ省市教育行政機關ニ

報告シ其ノ認可ヲ經タル後教育部ニ上申スベシ

第十條 各職業學校ノ教授科目、設備標準、課程標準及ビ實習規程ハ教育部之ヲ定ム

第十一條 職業學校ハ校長一名ヲ置キ校務ヲ綜理ス國立職業學校長ハ教育部ニ於テ有資格者ヲ嚴選シテ任用ス省立職業學校長ハ教育廳ニ於テ有資格者ヲ嚴選シテ省政府委員會議通過ヲ經テ任用シ行政院直屬ノ市ノ市立職業學校長ハ市教育行政機關ニ於テ有資格者中ヨリ推薦シ市政府ニ申請認可ヲ經テ任用シ縣市立職業學校校長ハ縣市政府ニ於テ有資格者中ヨリ推薦シ教育廳ニ申請認可ヲ經テ任用ス總ベテ校長ハ兼職スルヲ得ズ

前項ノ職業學校校長ノ任用ハ國立ノ行政院ニ申請スベキモノ以外ハ總ベテ省市教育行政機關ニ於テ一定期間ニ取纏メテ教育部ニ報告スベシ私立職業學校校長ハ校董會ニ於テ有資格者中ヨリ嚴選シテ聘任ス總ベテ主管教育行政機關ニ報告スベシ

第十二條 職業學校教員ハ校長之ヲ聘任シ專任トスベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ兼任教員ヲ招聘スルヲ得職業學校職員ハ校長之ヲ任用シ總ベテ主管教育行政機關ニ報告スベシ

第十三條 職業學校ノ校長教員ノ任用規程ハ教育部之ヲ定ム

第十四條 職業學校ノ學生ニシテ修業年限滿了シ實習完了シ成績及第セルモノニハ學校ヨリ卒業證書ヲ授與ス

第十五條 職業學校ハ學費ヲ徵收スルヲ得ズ但シ私立職業學校ノ主管機關ノ認可ヲ經タルモノハ此ノ限りニアラズ

第十六條 職業學校規程ハ教育部之ヲ定ム

第十七條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

職業補習學校規程 (民國二十二年九月教育部公布)

第一條 職業補習學校ハ生産補充教育ヲ實施スル場所ニシテ其ノ主要目的左ノ如シ

一、既ニ職業ニ從事セル者ニ對シテハ其ノ現在ノ職業ニ具フベキ知識技能ヲ補充シ又ハ其ノ他ノ職業ノ知識技能ヲ増進シ併セテ公民訓練ヲ施ス

二、職業従事志願者ニ對シテハ職業ノ知識技能ヲ授ケ併セテ公民訓練ヲ施ス

第二條 省市縣ハ地方ノ必要ニ應ジ職業補習學校又ハ職業補習班(以下職業補習學校ト略稱ス)ヲ設立シ並ニ農工商團體及ビ私人ニ獎勵シテ之ヲ設立セシム

前項ノ職業補習學校ハ各級ノ學校均シク之ヲ附設スルヲ得

第三條 職業補習學校ノ設立變更及ビ停止ハ省行政區域ニ在ルモノハ主管縣市教育行政機關ノ認可ヲ經テ教育廳ニ報告スベシ行政院直屬ノ市區域内ニ在ルモノハ市教育行政機關ニ申請シ其ノ認可ヲ受クベシ省及ビ行政院直屬ノ市又ハ縣市教育行政機關直轄ノモノハ該管轄上級教育行政機關ニ報告スベシ

第四條 職業補習學校ヲ設立セントスル時ハ所設學科、修業年限、設備經費等ノ詳細ナル計畫及ビ理由ヲ主管教育行政機關ニ報告スベシ

第五條 職業補習學校ハ每學期内又ハ每學科修了ノ時ニ教職員一覽、學生名簿、學業成績、經費收支及ビ實施概況ヲ主管教育行政機關ニ報告スベシ

第六條 職業補習學校ノ入學資格ハ既ニ相當ノ識字教育ヲ受ケタル滿十五歲以上ノモノタルベシ

第七條 職業補習學校ノ修業年限ハ學校ニ於テ地方ノ事情及ビ職業ノ性質ニヨリ之ヲ定メ主管教育行政機關ニ上申シ認可ヲ受クベシ

第八條 職業補習學校ノ編制ハ分チテ左ノ二種トナス

一、學期制 學期ヲ以テ單位トシ若干學期完修ヲ以テ終了トナス

前項ノ學期ノ始及ビ終ハ一般學校學期ノ制限ヲ受ケズ

二、學科制 學科ヲ以テ單位トシ某某學科完修ヲ以テ終了トナス

第九條 職業補習學校ハ左ノ數種ニ分ツ

一、農業及ビ農藝ニ關スルモノ 種子改良病蟲害製種養蜂養雞牧畜園藝普通農作等ノ如シ

二、工業及ビ工藝ニ關スルモノ 電氣鍍金自動車運轉自動車修理印刷製圖攝影捺染織編織製革等ノ如シ

三、商業ニ關スルモノ タイプライター速記簿記爲替保險廣告廣告圖案等ノ如シ

四、家事ニ關スルモノ 制烹造花刺繡裁縫看護保姆理髮傭工等ノ如シ

五、其ノ他ノ職業ニ關スルモノ 地方ノ必要情況ニヨリ之ヲ定ム

第十條 職業補習學校ハ毎月每週指定ノ日時或ハ夜間一部ノ授業以外ニ季節寒暑休暇業餘ノ時間或ハ其ノ他ノ特定ノ時間ニ於テ授業ヲナスヲ得但シミナ主管教育行政機關ニ上申シ認可ヲ受クベシ

第十一條 職業補習學校ノ設科及ビ每週ノ授業時數ト時間ハ學校ニ於テ地方ノ事情及ビ職業ノ性質ニ依リテ定メ主管教育行政機關ニ上申シ認可ヲ受クベシ

前項ノ授業時數及ビ時間ハ既ニ職業ニ從事セル者ニ對シテハ其ノ現在ノ職業ヲ妨ゲザルヲ以テ原則トナス

第十二條 職業補習學校ノ學科ハ普通ト職業ノ二種ニ分チ普通學科ハ公民體育ヲ必修科目トシ職業學科ニハ職業知識技能ト職業事務ヲ含ム

前項ノ公民科ノ内容ハ普通學校ノ公民科ト比較シ廣範圍トナスヲ得

第十三條 職業補習學校ノ職業學科及ビ實習ハ少クトモ全學科ノ百分ノ七十ヲ占メ普通學科ハ多クトモ百分ノ三十ヲ超ユルヲ得ズ

第十四條 職業補習學校ノ課程設備及ビ經費ノ標準ハ各省市ニ於テ地方ノ事情ニ應ジ之ヲ定ム

第十五條 職業補習學校ハ必要ニ應ジ隨時新入生ヲ收容ス

第十六條 職業補習學校ノ學生ニシテ修業期限滿了シ或ハ所定ノ科目ヲ完修シタル時ハ學校ノ試驗合格者ニ對シ學校ヨリ學業成績證明書ヲ授與ス學業成績ハ試驗成績ト平常成績ヲ合計シテ計算ス平常成績ハ學業成績ノ三分ノ二ヲ占メ試驗成績ハ三分ノ一ヲ占ム

前項ノ學業成績證明書ニハ修業時期及ビ職業學科ヲ註記スベシ

第十七條 公立職業補習學校ハ學費ヲ徵收セズ私立職業補習學校ハ主管教育行政機關ノ認可ヲ經テ之ヲ適當ニ徵收ス

第十八條 私人經營ノ職業補習學校ノ成績優秀ナルモノニハ省市縣教育行政機關ヨリ適當ニ給與又ハ補助ヲナスコトアルベシ

第十九條 職業補習學校ハ校長又ハ主任一名ヲ置キ校務ヲ綜理ス

第二十條 職業補習學校ノ校長主任及ビ教員ハ左ノ資格中一ヲ有スル者ニ限ル

- 一、高初級職業學校ノ專科或ハ專門學校卒業後一年以上ノ職業經驗ヲ有スル者
 - 二、專門技能ヲ具有スル熟練者
- 普通學科教員資格ハ中小學校教員資格ノ規定ニヨリ處理スルヲ得
- 第二十一條 職業補習學校ノ校長又ハ主任ニハ前條ノ規定ノ外凡ソ曾テ民間團體職業機關ノ主要職務ニ在リシ者ヲ均シク充任スルヲ得
 - 第二十二條 本規程ハ必要ニ應ジ教育部ニ於テ之ヲ修正ス
 - 第二十三條 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

修正實施失學民衆補習教育辦法大綱 (民國二十九年八月三十日行政院認可)

- 第一條 教育部ハ全國ノ義務教育年齡ヲ超過セル不就學民衆ニ短期間内ニ逐次補習教育ヲ受ケシムル目的ヲ以テ本辦法大綱ヲ制定ス
 - 第二條 不就學民衆ノ受クベキ補習教育ハ左ノ如シ
 - 一、公民教育(和平建國ノ意識ト現代生活ノ常識ヲ重視ス)
 - 二、識字教育
 - 第三條 不就學民衆補習教育ヲ實施スル場所ハ民衆學校トス
 - 第四條 不就學民衆補習教育ハ各省市トモ民國二十九年年度ヨリ滿五年以内ニ之ヲ普及スベシ(各省市ニ於テ特別ノ事情アル場合ハ申請ノ上許可ヲ受ケ期限ノ短縮或ハ延長ヲナスヲ得)毎年各縣市内ニ民衆學校二十校乃至四十校ヲ増設シ各校トモ每年少クトモ二期ヲ開設スベシ各期ハ約三個月乃至六個月トス(鄉村地方ニ在リテ農業期ヲ避クベシ)各期ニ於テ二班ヲ設クルヲ以テ原則トス
- 前項ノ民衆學校ハ各小學其ノ他ノ學校及ビ各公共機關内ニ附設スルヲ得但シ學校數ノ三分ノ一ハ單獨ニ設立スルヲ以テ原則トス

- 第五條 不就學民衆補習教育ハ先ヅ十六歲ヨリ三十歲迄ノ男女ヨリ實施シ繼續シテ年長ノ民衆ニ及ブベシ
 - 第六條 不就學民衆補習教育ノ實施ニ當ツテハ強制的ニ入學セシムルヲ得
 - 第七條 不就學民衆補習教育實施ノ場合各縣市ニ於テ民國二十九年ヨリ縣市教育經費中ヨリ若干ノ支出ヲナシ民衆學校ノ經費ニ充ツベシ尙必要アル時ハ省ヨリ之ヲ補助スベシ
 - 第八條 民衆學校ノ教科書ハ教育部ニ於テ編纂印刷ス尙各地方ノ事情ヲ斟酌シテ無料ニテ配付スルヲ得民衆學校ニ於テ教授上附設スルラジオ映寫機等モ亦教育部ヨリ各地方ノ事情ヲ斟酌シテ給與又ハ補助ヲナス其ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第九條 不就學民衆補習教育ノ實施ハ各省市トモ本大綱ノ規定ニ依リ處理スベシ變更スル場合ハ教育部ノ認可ヲ經ベシ
- 各省市ノ主管教育行政機關ハ不就學民衆補習教育實施計畫案ヲ毎年七月十五日以前ニ教育部ニ報告シテ認可ヲ受クベシ民國二十九年年度ノ上項計畫ハ遅クとも九月十五日迄ニ報告シテ認可ヲ受クベシ
- 第十條 本大綱施行細則ハ教育部ニ於テ各地方ノ實狀ヲ調査シテ之ヲ規定ス
 - 第十一條 本修正大綱ハ行政院ニ上申シ其ノ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

修正實施失學民衆補習教育辦法大綱施行細則

第一章 總 則

- 第一條 本施行細則ハ實施失學民衆補習教育辦法大綱第十條ノ規定ニ依リ之ヲ定ム
- 第二條 全國ノ義務教育年齡ヲ超過セル不就學民衆ハ不就學民衆補習教育實施期限內(自民國二十九年七月至民國三十四年六月)ニ全部民衆學校ニ入り補習教育ヲ受クベシ各省市トモ特別ノ事情アル場合ハ當局ノ許可ヲ受ケ期限ヲ短縮シ又ハ延長スルヲ得
- 第三條 不就學民衆補習教育ハ中華民國教育主旨及ビ其ノ實施方針ニ依リ實際生活ノ必要ニ即應シ不就學民衆ヲ短期間內ニ公民教育(民族意識ト現代生活常識ヲ重視ス)識字教育ヲ受ケシム民衆學校ノ課程ハ國語(公民ヲ含ム)算術唱歌體育トス
- 第四條 民衆學校ハ學費ヲ徵收セズ
- 第五條 民衆學校ノ教科書ハ教育部ニ於テ編纂印刷ス尙地方ノ事情ヲ斟酌シテ無料ニテ配給ス其ノ他優良ナル教科書ニシテ教育部ノ檢定ヲ經タルモノハ各省市モ亦之ヲ採用スルヲ得
- 民衆學校ノ副教科書ハ各省市ニ於テ編纂スルヲ得但シ教育部ノ檢定ヲ受クベシ

第二章 強制入學

- 第六條 民衆學校ニ當地ノ不就學民ヲ收容スルニ足ル地方ニ在ツテハ凡ソ身體健全ナル民衆ニ對シテソノ設クル不就學民衆補習教育機關ニ於テ年齡及ビ家庭狀況ヲ斟酌ノ上民衆學校ニ強制的ニ入學セシムベシ尙各省市ニ於テ強制入學方法ヲ定ムルヲ得
- 前項ノ強制入學方法ハ教育部ニ報告スベシ
- 第七條 不就學民衆補習教育實施期限內ニ義務教育年齡超過セル不就學民衆ハ本細則第二條ニ依リ民衆學校教育ヲ受ケタル者ニシテ既ニ其ノ補習教育ヲ完成セルモノト認メタル者ノ外曾テ短期小學又ハ普通小學ノ一年修業者又ハ他種ノ訓練ヲ受ケタル者及ビ私塾家庭工場會社商店ニ於テ民衆學校相當程度ノ教育ヲ受ケタル者ニシテ當地ノ民衆學校ノ試驗ニ合格シ證明ヲ與ヘラレタル者ハ均シク民衆補習教育ヲ受ケタル者ト見做ス

第三章 施 行 程 序

- 第八條 各省市ハ民國二十九年年度ヨリ所屬縣市ニ自治區坊鄉鎮ノ區域(自治組織尙未完成ノ者ハ保甲制又ハ從來ノ鄉村ノ區域)ニ依リ不就學民衆補習教育ノ單位期別毎ニ民衆學校ヲ設立セシムルコトヲ命ズベシ
- 第九條 各縣市所設ノ民衆學校ハ少クトモ半數以上ハ單獨ニ設置スベシ其ノ他ハ各級學校又ハ公共機關內ニ附設スルヲ得各校最少二班各班ノ毎日ノ授業約二時間授業時間ハ休日又ハ夜間ニ行フヲ得(鄉村地方ニ在ツテハ農業期ヲ除ク)各四個月ヲ以テ完成期トナスベシ(必要ニ應ジ三個月ニ短縮シ又ハ六個月ニ延長スルヲ得但シ授業總時間數ハ二百時間ヲ下ルヲ得ズ)一年ニ二期共計四班開設シ各班五十人合計各校毎年二百人ヲ教フベシ第

一年度内ニ大縣ハ四十校中縣ハ三十校小縣二十校ヲ設立シ以後ハ各縣市毎年二十校ヲ増設スベシ

第十條 凡ソ義務教育年齢(十二歳)ヲ超過セル不就學民衆ハ皆入校學習スベシ但シ先ヅ十六歳ヨリ三十五歳マデノ男女ニ實施シ逐次繼續シテ年長者及ビ年少者ニ及ブ

民衆學校ノ組分ケハ補習教育ヲ受ケル人數多キ地方ニ在ツテハ年齡性別或ハ職業ノ種類別ニ依リ編級シ授業スルヲ得

第十一條 各縣市ハ本辦法大綱施行細則發布以前ニ既ニ設立セル民衆學校ノ繼續シテ經營スベキモノ以外ハ本細則第九條ノ規定ニ依リ毎年増設シテ定數ニ達セシムベシ

第十二條 不就學民衆補習教育ノ實施ニ當ツテハ各省市ハ修正實施失學民衆補習教育辦法大綱及ビ本細則ノ規定ニ依リ處理スベシ其ノ特殊ノ事情アリテ變更スル場合ハ教育部ニ申請シテ認可ヲ受クベシ

第十三條 各省市ハ修正實施失學民衆補習教育辦法大綱及ビ本細則ノ規定ニヨリ各省市ノ五個年度實施計畫並ニ第一年度ノ詳細實施計畫ヲ作製シ遅クトモ民國二十九年九月十五日マデニ教育部ニ送呈スベシ以後毎年度詳細ナル實施計畫及ビ前年度實施經過ヲ均シク六月十五日マデニ教育部ニ報告スベシ

第四章 教 員

第十四條 單獨設置ノ民衆學校ニシテ其ノ班數二班以下ノモノハ校長兼教員一名ヲ置ク其ノ班數二班以上ノモノハ教員ヲ増加スルヲ得

第十五條 教育部ハ必要ニ應ジ中央ニ民衆教育教師幹部講習班ヲ開キ各省市ヨリ民衆教育ニ從事セル人員ヲ選拔シテ上京受講セシメ講習完了後各省市ニ歸リテ民衆學校教員ノ訓練ニ從事セシム

第十六條 各省市ハ不就學民衆補習教育實施開始後區別ニ民衆教育教員訓練班ヲ設ケ初級中學卒業相當程度ノ學生(教育未發達ノ地方ニ於テハ高小卒業程度ノ學生ヲモ收容スルヲ得)ヲ收容シ一個月乃至二個月ノ訓練ヲナス其ノ課程ハ民衆學校教材教授法ノ研究ヲ中心トス訓練期滿了シ試験ニ合格シタル者ニハ證明書ヲ與ヘ民衆學校校長又ハ教員ニ充任スルヲ許ス

第十七條 各省市各機關學校團體ニ附設セル民衆學校ノ教員ハ附設機關ニ於テ文理ニ通ジ常識ニ富メル者ヲ指定シ之ニ充任ス各省市モ事情ヲ斟酌シテ公務人員ヲ派シ民衆學校校長又ハ教員ニ充任セシムルヲ得

第五章 校 舍 設 備

第十八條 各鄉鎮ノ單獨ニ設置セル民衆學校ハ當地在來ノ機關學校或ハ公會堂祠堂寺廟等ノ家屋ヲ充分利用スルヲ得又民家ヲ借用スルコトモ得利用又ハ借用出來ザル場合ハ當分假校舍ヲ建テ、使用スルヲ得

第十九條 各鄉鎮ノ民衆學校ハ机腰掛ノ利用スベキモノ無キ場合ハ學生各自準備スルヲ得

第二十條 各鄉鎮民衆學校ノ單獨ニ設置セルモノハ五個年度ノ期限内ニ逐次設備ヲ充實シ以テ改メテ小學トナシ又ハ其ノ他民衆教育機關ノ用ニ備フ

各重要鄉鎮民衆學校ノ教授上ノ備品ラジオ映寫機等ハ教育部ニ於テ地方ノ事情ヲ斟酌ノ上給與又ハ補助ヲナス其ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 經費

- 第二十一條 不就學民衆補習教育ニ要スル經費ハ直轄市ニ在ルモノハ市政府ニ於テ計畫統一シ省區所屬ノ各縣市ニ在ルモノハ省縣市ニ於テ斟酌シ分擔スルヲ原則トナス
- 第二十二條 省市ノ不就學民衆補習教育ノ經費ハ地方ノ事情ニヨリ省市教育經費項目中及ビ省市總收入項目中ヨリ若干支出シ又ハ特定ノ費目ヲ定メテ之ニ充ツ
- 第二十三條 縣市ノ不就學民衆補習教育ノ經費ハ地方ノ事情ニヨリ學產或ハ特殊ノ税金ヲ定メテ之ニ充ツ又ハ人民ノ寄附ヲ勸導スルヲ得

第七章 機關

- 第二十四條 不就學民衆補習教育ノ實施ニツイテハ中央ノモノハ教育部之ヲ管理シ各省市ノモノハ省市主管教育行政機關之ヲ管理ス各縣市ノモノハ教育行政ヲ主管スル科局之ヲ管理ス
- 第二十五條 各縣市ハ區ヲ分チテ民衆教育館或ハ中心民衆學校又ハ其ノ他主要民衆學校ヲ定メ各該區民衆學校ノ輔導監查ノ責任ヲ擔任セシメ併セテ全區ノラジオ教育映畫教育等ノ事項ニ從事セシムベシ

第八章 獎懲

- 第二十六條 不就學民衆補習教育施行ノ狀況ハ地方行政員監查ノ時特別注意事項トナスベシ

- 第二十七條 不就學民衆教育ニ對スル民間ヨリノ寄附ハ捐資與學獎勵辦法ニヨリ特ニ之ヲ獎勵ス
- 第二十八條 不就學民衆補習教育促進ノ獎勵方法ニ關シテハ教育部ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第九章 附則

- 第二十九條 本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

民衆學校規程 (民國二十三年六月二日 十六日教育部公布)

- 第一條 民衆學校ハ中華民國ノ教育主旨及ビ其ノ實施方針ニ依リ年長ノ不就學者ニ簡易ナル知識ト技能トヲ授與ス民衆學校ハ實際ノ必要ニ應ジ高級班ヲ設クルヲ得
- 第二條 民衆學校ハ鄉鎮坊及ビ各教育機關民衆團體工場商店ニ於テ夫々之ヲ設立シ省市縣政府區公所及ビ私人モ均シク民衆學校ヲ設立スルヲ得
- 第三條 民衆學校ノ設立變更及ビ停止ハ主管教育行政機關ニ報告シ其ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 民衆學校ハ年度毎ニ豫算書計算書及ビ進行計畫書ヲ作製シ主管教育行政機關ニ報告シテ審査ヲ受クベシ
- 第五條 民衆學校ハ各組學生授業開始一個月以内ニ教職員履歷書俸給表ニ學生名簿授業時間表教科書表等ヲ添ヘテ主管教育行政機關ニ報告スベシ
- 第六條 凡ソ年齡十六歲以上ノ不就學者ハ民衆學校ニ入學スベシ
- 民衆學校ノ課程ヲ修了シ或ハソレト同等ノ學力ヲ有スルモノハ高級班ニ入學スルヲ得短期義務教育ヲ授ケザル

地方ニ在ツテハ年齢十歳以上ノ不就學者モ亦民衆學校ニ入學スルヲ得

第七條 民衆學校ノ學級編制ハ學習能力ヲ以テ標準トナス但シ必要ニ應ジテ年齢及ビ性別ニ依リ班ヲ分チテ教授スルヲ得

第八條 民衆學校ハ授業料及ビ其ノ他ノ費用ヲ徵收セズ尙經費充實セル時ハ貧困ナル學生ニ所用ノ書籍及ビ文具ヲ給與スルヲ得

第九條 民衆學校ノ學生ノ授業總時間數ハ二百時間ヨリ下ルヲ得ズ高級班ノ學生ハ規定ノ課程ヲ完修セシ時ヲ以テ終了期限トス民衆學校ノ毎日ノ授業時間ハ二時間ヲ以テ原則トナス尙休暇中又ハ夜間ニ於テ之ヲ行フヲ得

第十條 民衆學校ノ學生ニシテ修業終了成績及第者ハ學校ヨリ學業成績證明書ヲ授與ス

第十一條 民衆學校ハ學生ノ修業終了後各學生ノ氏名性別年齢本籍及ビ學業成績表等ヲ作製シ主管教育行政機關ニ報告スベシ

第十二條 民衆學校ノ學科ハ國語(公民及ビ常識等ヲ含ム)算術(珠算又ハ筆算)唱歌體育等トナシ高級班ハ國語(公民及ビ常識等ヲ含ム)算術唱歌體育及ビ職業關係ノ科目トス

第十三條 民衆學校ノ教科書ハ教育部ノ編輯又ハ檢定セルモノヲ採用スベシ

民衆學校ハ環境及ビ必要ニ應ジ別ニ副教科書ヲ編纂スルヲ得

第十四條 民衆學校ハ課外作業ヲ督勵實施シ各學校ノ環境及ビ必要ノ情況ニ應ジ之ヲ定ムベシ

第十五條 民衆學校ハ校長一名教員若干名ヲ置キ小學教員有資格者及ビ民衆教育教師ノ訓練ヲ受ケタルモノヲ之ニ充任ス

專任ノ校長ハ授業ヲモ擔任スベシ

第十六條 省市縣立民衆學校校長ハ省市縣教育行政機關ニ於テ之ヲ任用ス各級ノ自治機關民衆團體工場商店及ビ私人ノ設立セル民衆學校校長ハ設立者之ヲ任用シ主管教育行政機關ニ報告スベシ民衆學校教員ハ校長之ヲ聘任ス

第十七條 本規程ハ必要ニ應ジ教育部ニ於テ之ヲ修正ス

第十八條 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

師範學校學科目及各學期每週教授及自習時數第一表(甲)

(師範學校及ビ女子師範學校ニ適用)

科 目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
公 民 育	二	二	二	二	一	一
體 育	二	二	二	二	二	二
軍 事 訓 練	三	三	一	一	一	一
軍 事 看 護	(三)	(三)	一	一	一	一
衛 生	一	二	一	一	一	一
國 文	四	四	五	五	三	三

- 最後ノ一學期ニハ選擇科目七種ノ中既修セル科目以外ノ二種ヲ選擇スルモノトス、但シ英文又ハ日本語ヲ選擇履修スル者ハ第一學期ヨリ履修ヲ開始ス可ク、且ツ履修ヲ繼續シ完了スルヲ便宜トス
- 四 選擇科目ハ十五人以上選擇スルモノアルトキ開講スベシ
- 五 實習ハ參觀・試習・實地教授ノ三項ヲ含ム、各項ノ實習ノ前後ニハ準備・報告・討論ノ三種ノ手續ヲナスベシ、三時限ノ實習ハ略々半日ノ時間ヲ占ムベシ
- 六 師範學校學生ノ毎日ノ授業・自習及ビ課外運動ノ總時數ハ十時間ト規定シ、每週ハ六十時間ト計算ス
- 七 毎日ノ授業時間以外、一時間ヲ朝ノ禮操及ビ課外運動ノ時間ニ充テ、ソノ他ハ自習時間トス
- 八 校内ニ於ケル自習及ビ課外運動ノ時間ニハ教員ノ監督指導アルヲ要ス
- 九 校内ニ於ケル自習ハ寄宿生ハ必ズミナ参加スベシ、通學生ハ夜間ニハ参加ヲ免ズルヲ得、但シ各校ニ於テ監督ノ方法ヲ嚴重ニ定ムベシ
- 十 各地方ハ特殊ノ事情ト必要アルトキハ選擇科目ノ時間ト實習ノ時間ヲ適宜ニ變更スルヲ得、但シ主管教育行政機關ヲ經テ教育部ノ認可ヲ受クベシ

師範學校學科目及各學期每週教授及自習時數表第二表(甲)

(鄉村所在ノ師範學校及ビ鄉村師範學校ニ適用)

公 民	科 目	時 數	
		第一學期	第二學期
二	第一學年	第一學期	二
		第二學期	二
	第二學年	第一學期	二
		第二學期	二
	第三學年	第一學期	一
		第二學期	一

農 村 經 濟 及 合 作	農 業 及 實 習	音 樂	美 術	勞 作 (工 藝)	論 理 學	物 理 學	化 學	生 物 學	歷 史	地 理 學	數 學	國 文	衛 生	(家 事)	(軍 事 看 護)	體 育	
	四	二	二	二	二			三	二	二	三	四			(三)	三	二
	四	二	二	二				四	二	二	三	四			(三)	三	二
	四	二	二	二			三		二	二	三	五	一	(三)			
	四	二	二	二			三		二	二	三	五	一	(三)			
三	三	二	二	二		六						三					
	三			二								三					

水利概要 教育心理 小學教材及教授法 小學行政 教育實驗及統計 鄉村教育 實習	每週教授總時數		每週課外運動及在校自習總時數	
	二四	三六	二四	三六
一	三	一		
二	四	一		
三	三	三		
四	三	三		
五	三	三		
六	三	一		
七	三	一		
八	三	一		

說明

- 一 軍事訓練ハ男生ニ課シ、軍事看護及ビ家事ハ女生ニ課ス
- 二 實習ハ參觀・試習・實地教授ノ三項ヲ含ム、各項ノ實習ノ前後ニハ準備・報告・討論ノ三種ノ手續ヲナスベシ、三時限ノ實習ハ約半日ノ時間ヲ占ムベシ
- 三 師範學校學生ノ毎日ノ授業・自習及ビ課外運動ノ總時數ハ十時間ト規定シ、每週ハ六十時間ト計算ス
- 四 毎日ノ授業時間以外、一時間ヲ朝ノ體操及ビ課外運動ノ時間ニ充テ、ソノ他ハ自習時間トス
- 五 校内ニ於ケル自習及ビ課外運動ノ時間ニハミナ教員ノ監督指導アルヲ要ス
- 六 校内ニ於ケル自習ニハ寄宿生ハ必ズミナ参加スベシ、通學生ハ夜間ハ参加ヲ免ズルヲ得、但シ各校ニ於テ監督ノ方法ヲ

嚴重ニ定ムベシ

小學學科目及每週教授時數表

科目	分數	低年級		中年級		高年級	
		一年級	二年級	三年級	四年級	五年級	六年級
公民訓練	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
國語	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇
社會常識	一五〇	一五〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
自然	一五〇	一五〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
算術	六〇	六〇	一八〇	二二〇	一八〇	一八〇	一八〇
勞作	一五〇	一五〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
美術	一五〇	一五〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
體育	一八〇	一八〇	一二〇	一五〇	一八〇	一八〇	一八〇
音樂	一八〇	一八〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
唱歌遊戲	一八〇	一八〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
總計	一、〇二〇	一、一〇〇	一、二九〇	一、二九〇	一、三三〇	一、二九〇	一、三三〇

說明

- 一 公民訓練ハ其ノ他ノ科目ト異ナリ平時ノ訓練ヲ重ンズ、表中ノ時間ハ團體訓練ノ時間ニシテ毎日十分間ヲ標準トナス(朝禮等ノ集中中ニ併入ス)
- 中華民國國民政府教育關係法令抄

中華民國國民政府教育關係法令抄

- 一 低中年級ノ常識科ハ社會自然及ヒ衛生ノ知識ニ關スルモノヲ含ム(衛生ノ習慣ニ關スルモノハ公民訓練ニ入ル)
- 二 四年級ヨリ算術科ニ珠算ヲ加フ
- 三 高年級ノ社會科ハ公民(公民知識)歴史地理ノ三科ニ分ツテ得、時間ノ配分ハ公民三十分、歴史九十分、地理六十分トス
- 四 高年級ノ自然科ハ衛生ノ知識ニ關スルモノヲ含ム(習慣ニ關スルモノハ公民訓練ニ入ル)
- 五 低年級ノ工作科ハ美術勞作ヲ含ム、唱歌遊戯科ハ體育音樂作業ヲ含ム
- 六 總時間ハ各校地方ノ情況ニヨリ每週三十分又ハ六十分ヲ減ズルヲ得
- 七 八時間ノ配分ハ三十分一時間ヲ原則トス、科目ノ性質ニヨリソレソレ四十五分又ハ六十分マデ延長スルヲ得
- 八 外國語ハ教授セザルヲ原則トス、但シ都市區域ニ於テハ實際ノ必要ニヨリ高年級(即チ五、六年級)ニ外國語(日本語又ハ其ノ他ノ外國語)ヲ增加教授スルヲ得

初級中學各學期每週各學科教授及自習時數表

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
國	六	六	六	六	六	六
衛	—	—	—	—	—	—
童	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
體	—	—	—	—	—	—
公	—	—	—	—	—	—
子	—	—	—	—	—	—
民	—	—	—	—	—	—
育	—	—	—	—	—	—
軍	—	—	—	—	—	—
生	—	—	—	—	—	—
文	—	—	—	—	—	—

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
日	三	三	四	四	四	四
英	三	三	四	四	四	四
數	四	四	五	四	四	四
自	二	二	四	—	—	—
然	—	—	—	—	—	—
物	—	—	—	—	—	—
化	—	—	—	—	—	—
動	—	—	—	—	—	—
植	—	—	—	—	—	—
物	—	—	—	—	—	—
學	—	—	—	—	—	—
理	—	—	—	—	—	—
史	—	—	—	—	—	—
地	—	—	—	—	—	—
理	—	—	—	—	—	—
勞	—	—	—	—	—	—
作	—	—	—	—	—	—
圖	—	—	—	—	—	—
畫	—	—	—	—	—	—
音	—	—	—	—	—	—
樂	—	—	—	—	—	—
每	三	三	三	三	三	三
週	五	五	五	五	五	五
教	—	—	—	—	—	—
授	—	—	—	—	—	—
總	—	—	—	—	—	—
時	—	—	—	—	—	—
數	—	—	—	—	—	—
每	—	—	—	—	—	—
週	—	—	—	—	—	—
課	—	—	—	—	—	—
外	—	—	—	—	—	—
運	—	—	—	—	—	—
動	—	—	—	—	—	—
及	—	—	—	—	—	—
在	—	—	—	—	—	—
校	—	—	—	—	—	—
自	—	—	—	—	—	—
習	—	—	—	—	—	—
時	—	—	—	—	—	—
數	—	—	—	—	—	—

說明

- 一 童子軍ハ每週三時間トシ、授業時中ニ一時間、課外ニ二時間トス
 - 二 初級中學生ノ毎日ノ授業及ビ校内ニ於ケル自習總時數ハ八時間ト規定シ、每週四十八時間ト計算ス、授業時間以外ハ校内ニ於ケル自習時間トナス
- 中華民國國民政府教育關係法令抄

中華民國國民政府教育關係法令抄

- 三 校內ニ於ケル自習時間ニハ教員ノ監督指導アルヲ要ス
- 四 校內ニ於ケル自習ニハ寄宿生ハ必ズミナ参加スベシ、通學生ハ夜間ニハ参加ヲ免ズルヲ得、但シ各校ニ於テ監督ノ方法ヲ嚴重ニ定ムベシ
- 五 學生ノ課外運動及ビ作業ハ校內ニ於ケル自習時間ニ含マズ
- 六 校內ニ於ケル自習及ビ課外運動作業ノ時間ハ地域・季節及ビ通學寄宿等ノ情況ヲ斟酌シ多少ノ變更延長短縮ヲナスヲ得

高級中學各學期每週各學科教授及自習時數表

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
公民	二	二	二	二	二	二
體育	二	二	二	二	二	二
衛生	二	三	一	一	一	一
軍事	二	三	一	一	一	一
國文	五	五	六	六	五	五
日語	二	二	二	二	二	二
英語	四	四	四	四	四	四
數學	四	四	四	四	四	四
生物	五	五	四	四	二	二

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
化學	一	一	一	一	一	一
物理	一	一	一	一	一	一
本國歷史	三	三	三	三	三	三
外國歷史	二	二	二	二	二	二
本國地理	二	二	三	三	二	二
外國地理	一	一	一	一	一	一
論理	一	一	一	一	一	一
勞作	二	二	二	二	二	二
國畫	二	二	二	二	二	二
音樂	二	二	二	二	二	二
每週教授總時數	三七	三六	三六	三五	三一	三一
每週課外運動及在校自習總時數	一	一	一	一	一	一

說明

- 一 高級中學生ノ毎日ノ授業自習及ビ課外運動總時數ハ九時間ト規定シ、每週五十四時間ト計算ス
- 二 毎日ノ授業時間以外、一時間ヲ朝ノ體操及ビ課外運動ノ時間トシ、其ノ他ハ自習時間トス
- 三 校內ニ於ケル自習及ビ課外運動ノ時間ニハミナ教員ノ監督指導アルヲ要ス
- 四 校內ニ於ケル自習ニハ寄宿學生ハ必ズミナ参加スベシ、通學生ハ夜間ニハ参加ヲ免ズルヲ得、但シ各校ニ於テ監督ノ方法ヲ嚴重ニ定ムベシ

中華民國國民政府教育關係法令抄

中華民國國民政府教育關係法令抄

五 音樂及ビ圖畫ノ選擇科目トス

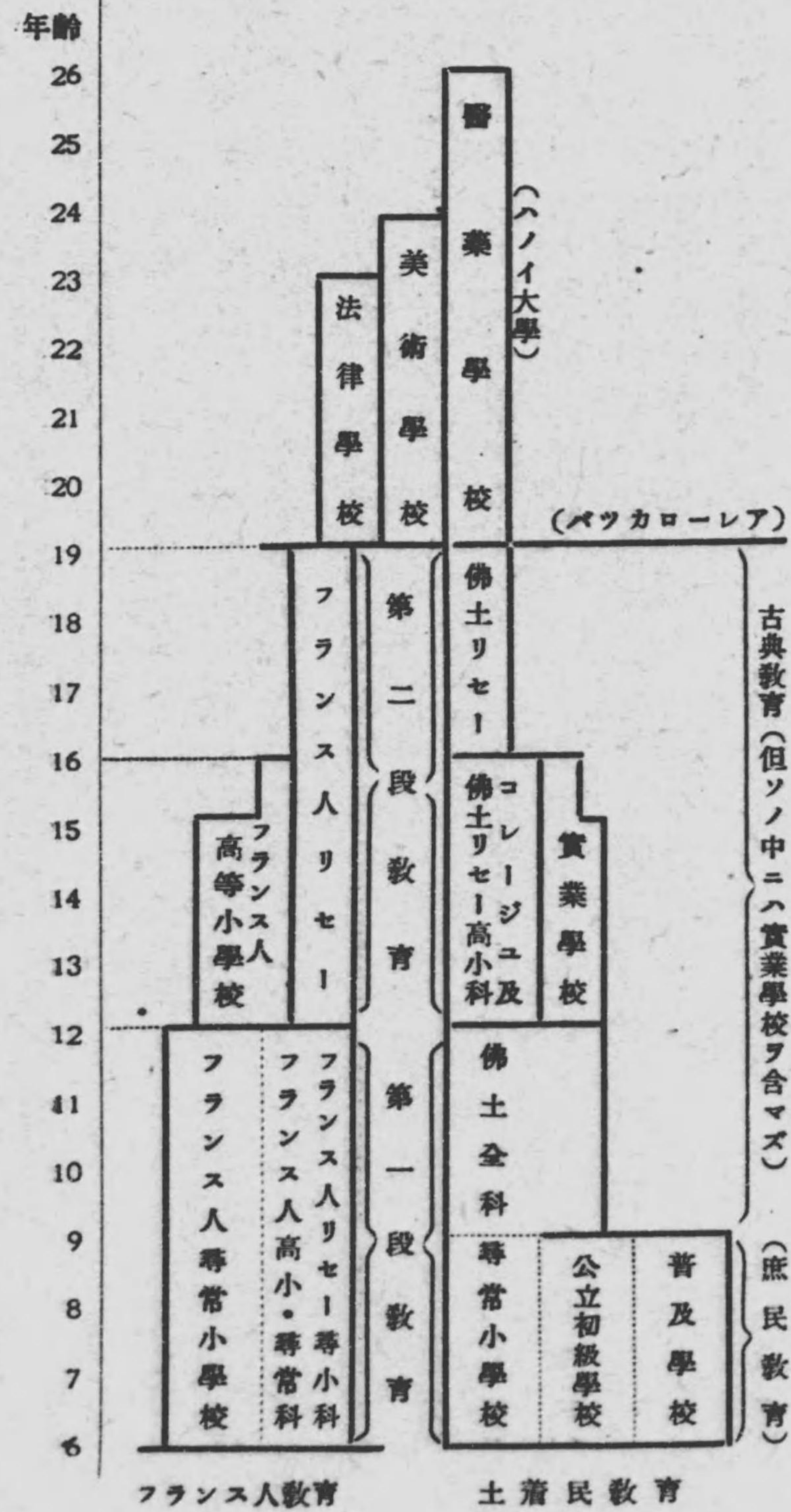
六 勞作學科ニハ農・工・商各科ノ作業ヲ含ム

フランス領印度支那に於ける教育

(フランス植民地に於ける教育・第一編・續)

目次

まへがき(フランス領印度支那概観)	
第一章 印度支那に於ける教育概説	以上前編
第二章 教育制度(沿革、教育の階程、教育行政)	一七
第三章 各種教育機關(並に之に關聯する問題)	一七
第一節 フランス人第一段及第二段教育機關	一七
(一) フランス人尋常小學校	一八
(二) 第二段教育機關(高等小學校及リセー)	一九
第二節 土着民第一段及第二段教育機關	二三
(一) 土着民第一段教育機關	二四
A、公立小學校(初級學校及全科尋常小學校) B、普及學校(村落學校及聯合村落學校、寺院學校、山間普及學校)、土着民初等教育に關する諸問題	
(二) 土着民第二段教育機關(附、教員養成機關)	二六
佛士リセー及コレージュ(高等小學校) コレージュ附屬師範科	
第三節 實業教育機關	二六
工業學校(修理工場 工業實科學校) 徒弟學校(附、女子職業學校) 工藝學校	
附 其他の實業學校	
第四節 高等教育機關	二七
ハノイ綜合大學(印度支那醫藥學校 高等法律學校 印度支那美術學校)	
第五節 私立教育機關	二七
宗派學校 非宗派私立學校 家庭學校	
第六節 外國人學校	二九
華僑學校 マレイ人及ビルマ人學校	
第七節 補助的施設(特殊教育機關及學校基金)	二九
第四章 學術研究機關及圖書館	二七
第一節 フランス極東學院	二七
第二節 其他の學術研究機關	二九
氣象臺 農學研究所 海洋研究所 パストゥール研究所 人類學研究所	
其他の研究機關	
第三節 文庫及圖書館	三〇
第五章 教育に關聯する諸般の問題	三〇
(一) 教員(養成機關 教員構成 待遇)	三〇
(二) 教科書及教具(附、教育雜誌)	三三
(三) 教育費	三四



参考圖 フランス領印度支那學校系統圖

第三章 各種教育機關

(並に之に關聯する問題)

前述(第一章参照)の如く、フランス領印度支那に於ては初等及中等教育はフランス人・土着民別學方針を採り、大學に到つて始めて共學せしめてゐるが、フランス人子弟でハノイ大學に學ぶ者の數は極めて少い。

フランス人子弟の爲の初等中等教育機關としては、ほゞフランス本國の制度に近い公立の尋常小學校、高等小學校及びリセーがあり、土着民子弟の教育機關としては佛土全科尋常小學校其他があることは前に述べたが、これ等の諸學校は之を分類する人の立場により、前掲圖の如く分類される。

本編に於ては之をフランス人子弟を對象とするものと土着民子弟を對象とするものとに分ち、更に第一段、第二段の教育階程に従つて略説する。尙、前掲圖に掲げられたもの、他に私立學校が存する。私立學校中には支那人學校、マレー人及ビルマ人學校があり、又、フランス人及土着民を對象とするものも兩者の共學を許す等、公立諸學校と趣を異にする所が尠くないので之は一括して最後に記述する。

第一節 フランス人第一段及第二段教育機關

用語的確性を期する爲に「第一段教育」及「第二段教育」なる言葉を用ひる。印度支那に於ては「統一學校」(註)
 Ecole unique なるものはフランス本國に於けるが如き單なる理想ではなく、既に實現されてゐるからである。

フランス領印度支那に於ける教育

従つて、こゝに言ふ第二段教育はフランス本國の中等教育、高等小學校教育及實業教育を含むものである。尤もフランス人子弟を対象とする實業學校はなく、形式的にはフランス人及土着民共學と言ふことになつてゐるが、實際上フランス人子弟で之に通ふものは殆どない。

(註) 本國に於ても今次大戦の始まる前年法令上はほど實現を見るに至つたが、具體的實施を見る以前に戦争開始となつた。フランス人教育は總てフランス本國と略々同様の學制により、その教育機關としては第一段——尋常小學校、第二段——高等小學校及リセーがある。尋常小學校は無月謝であるが、其の他のものは原則として授業料を徴收する。然し本國同様、給費生の制度がある。又、各學校を通じて寄宿舎を有する。

(一) 尋常小學校 *Ecole primaire élémentaire*

印度支那總督府は、遠く本國を離れて極東の植民地に在る全フランス人の子弟に對して、本國在住のフランス人子弟と同等の教育を受ける権利と機會とを與へることを原則とした。此の原則に基いて本國と同一組織の學校の全土設置、即ち假令一兩名でも就學を希望するフランス人兒童の居住する村には一小學校を設置する計畫を立てた。然し、實際問題として之は到底不可能なことであり、輿論の支持をも得なかつたので、結局フランス人學齡兒童十名以上を有する都市及村落に設置することとした。その結果次の現象が起つた。①學校數の減少——全印度支那を通じて學校數三十(ヴィアル氏によれば一九三八年、三八校とあり、之はリセー附設三校、高等小學校附設五校を合算せるものであらう)となり重要地點に集中された。②寄宿舎の設置及給費制度の擴充——小規模の學校の廢止に伴ひ自宅よりの通學が不可能となつた者の爲に寄宿舎を設け、更に學校給費 *Bourses scolaires*

制度の擴充を行つた。

上記三十八の小學校は學校により甚だしく形態を異にする。多くは經濟的理由から、又、中には教育的理由から、リセーや高等小學校の中に設けられ、場合によつては土着民學校に附設の形式を採ることもある。然しかくの如き形式を採る場合にも、本國のリセー初等科等とは異り、それは單に建築物の借用に止まり、管理及教育に關しては全く獨立してゐる。生徒數も亦、學校によつて大いに異り、三四百名に達するものもあれば、交趾支那の *Rachgia, Bacieu, Chaudoc* 等の如く五、六名に過ぎぬものもある。後者の如き小規模のものは將來當然消滅するであらう。一九三六—三七年度に於ける獨立尋常小學校、リセー又は高等小學校附設の尋常小學校並に第一段教育を施す私立學校の生徒數は左表の如く、私立小學校の占める割合は相當大きい之に就ては他の私立學校と共に最後に一括して記述する。

第一表 フランス人尋常小學校學校數及生徒數 (一九三六—三七年度)

要 項	安 南		カンボヂア	交趾支那	ラオス	トンキン	合 計
	公 立	私 立					
學 校 數	五	四	二	(一)	一	(一)	三八
合 計	八	四	二	七	一	一八	五八
學 生 數	(一)	(一)	(一)	一五	一	(一)	二〇
合 計	八	四	二	七	一	一八	五八

数	生徒		合計	在留フランス人口	人口百人ニ對スル生徒數
	私立	公立			
合計	六二〇	三六〇	二、九〇一	四九	二、九〇七
私立	四一三	一九六	二、〇八六	四九	二、〇一五
公立	二〇七	一六四	八一五	〇	八九二
					四、七五九
					二、〇七八
					六、八三七

註 (一) 公立小學校中には、リセー(安南、交趾支那、トンキン各一校)及高等小學校(交趾支那二校、トンキン三校)附設のものを合算した。

(二) 私立小學校は宗派立のもの十四校、非宗派立のもの六校よりなる。

學校設立の目的が前記の如く本國の子弟と同一の教育を受ける機会を與へるにあるので、教科目及教育組織は勿論、本國のものと同様で、出來得る限り男女別學の方針を取り、教師の如きも全部フランス人である。修業年限は現在六箇年で、準備級 Cours préparatoire 中級 Cours moyen 上級 Cours supérieur の三期各二箇年宛に分れてゐるが、修業年限の延長は近く實施の機運にあり、凡ゆる點で本國との差異の消滅が圖られてゐる。設備其の他の點に於ても、モデル・スクールとも見做すべき數校は本國の如何なる都市(パリをも含めて)の學校に比べても遜色がない。

現在の在籍兒童は約五、〇〇〇人(私立小學校の兒童を合算すれば約七、〇〇〇人)であるが、衛生狀況改善の結果、子弟を本國より呼寄せ、或は從來現地の學校に對する不信から子弟を本國に歸して居たものが現地教育主義に轉向したこと、歸化土民又は混血兒にしてフランス人學校入學を希望する者が急調子に増加したことから在留フランス人の總數には左程の變化が認められぬにも拘らず、生徒數は年々増加の一路を辿つてゐる(第二表参照)。従つて學校の設置が相當困難な問題となり、殊に交趾支那に於ては重大問題と化した。到る處で生徒が溢れ、建築物の不足が告げられ、人員超過の學級の分割、分校の設置、新校の創設が必要となつた。植民地當局が此の方面に關して現在までに拂つた努力は決して尠くないが、尙不十分であり、今後先人の努力を繼承して益々之を強化する必要が叫ばれてゐる。

第二表 フランス人尋常小學校生徒數累年表 (フランス人在留民數との比較)

年 度	生徒		合計	在留フランス人口	人口百人ニ對スル生徒數
	公立	私立			
一九二七—二八年	不詳	不詳	四、一二〇	不詳	
一九三〇—三一年	不詳	不詳	四、四五二	不詳	
一九三一—三二年	二、七〇三	一、九九三	四、六九六	三〇、四七六	一五・四一
一九三二—三三年	二、八四五	二、〇〇八	四、八五三	三四、八一三	一三・九四
一九三三—三四年	三、八一	一、八二八	五、六三九	三三、五〇一	一六・八三
一九三四—三五年	三、九八三	二、〇七二	六、〇五五	不詳	
一九三五—三六年	四、四三一	一、九〇四	六、三三五	二七、七四〇	二二・八四
一九三六—三七年	四、七五九	二、〇七八	六、八三七	三〇、七一一	二二・二七

(註) (1) 一九三三—三四年以降はリセー附設の尋常小學校兒童を含む。

フランス領印度支那に於ける教育

(2) フランス人人口は共和國統計年鑑によるものであり、軍人を含まず。

教育内容の點から見ても、本國から派遣された十分の経験と能力とを有する教員の献身的努力によつて相當の成果を收め、尋常小學修了證書試験 *examen du certificat d'études primaires* の好成绩となつて表はれてゐる。即ち約九〇〇名の同試験受験者中、約六〇〇名が合格した。しかも此の三分の二の合格率は、受験者中に多數の土着民子女を含みつゝ獲得し得た優秀なものである。體位の點から見ても本國の兒童に比べて大した遜色がなく、ヴィアル氏は、一部植民的偏見者が印度支那居住のフランス人子女を蒼白い・病身の・恵まれぬ環境にあるものと考へてゐるのは根據なき憶斷に過ぎぬと一笑に附してゐる。

監督及財政上より見れば、フランス人尋常小學校は地方廳(各邦)の管轄に屬し、その經費は原則として市町村豫算より支辨せられ、各邦豫算より補助を受ける。豫算額に就ては、フランス共和國統計及印度支那統計の何れにもフランス人尋常小學校のみに關する獨立の項目が掲げられてゐないので明かでないが、一九三六―三七年度に於ける土着民初等教育の經費と合算した額は各邦豫算一、四一二、〇〇〇ピアストル、州及市町村豫算六、三四六、〇〇〇ピアストル(各邦豫算の合計額、一ト)であつた。

尙、尋常小學校附屬の機關として幼稚園 *Ecole maternelle* がある。幼稚園に就ては統計書に記載されてゐないので詳細は不明であるが、昭和六年八月のハノイ總領事からの報告書によれば、當時サイゴン一、ハノイ一、ハイフォン一、ブロンベン一、合計五園があつた。サイゴンのものは獨立幼稚園で園兒の數も二三五名に上つたが、其の他のものは何れも尋常小學校附設のものであつた。

(二) 第二段教育機關(リセー及高等小學校)

フランス本國のリセー及高等小學校を模した部分が甚だ多い。本國の教育制度に就ては既に既刊の調査部資料により屢々紹介せられて居るから、こゝでは主として本國の制度との異同を中心として記述する。

○學校の監督機關及經費の負擔關係

高等小學校は地方廳(各邦)の所管に屬し、リセーは總督府の直轄にかゝり、經費も前者は各邦豫算より支出し、後者は總督府豫算より支出する點では本國の高等小學校及リセーと類似してゐる。然し、本國にはリセー(官立)と同程度の教育機關としてコレージュ(公立)があるが、印度支那には左様なものはない。經費の額に就ては總督府豫算に於ても各邦豫算に於ても、同一段階の土着民教育豫算と一括してあるので詳細は不明である。兩者を合算したものに就ては後出の教育費豫算表を参照せられたい。(二二五頁参照)

尙、リセーに於ては校長は教育局長の推薦に基き、總督が任命する。物的管理に關する校長の補佐機關としては、理事會 *Conseil d'Administration* があり、生徒の監督機關としては懲戒委員會 *Conseil de discipline* が設けられてゐる。

○學校の不足

フランス人第二段教育機關に就て誰しも先づ氣附くことは、人口に比べて學校數が極めて少いことである。現在印度支那にあるフランス人第二段教育機關は僅にリセーが三校(安南、交趾支那及トンキン)、高等小學校が

みを入學せしめるが、缺員ある場合には土着民をも容れる。且又、前述の如く、フランス市民権所有者中にも多數の歸化土着民を含むものであるから、土着民の占める割合は相當大きく、此の點では外觀的にも實質的にも(生徒の質の上から見ても)本國のリセーや高等小學校とかなり趣を異にする。

ハノイにあるアルベール・サロー中學校 Lycée Albert Sarraut の如きは官吏、商人、フランス人移民の子弟が多いのでフランス本國、殊に外國人子弟の多いパリのリセーに甚だ似通つてゐるが、一方、高等小學校中の或ものでは安南人、カンボジア人、其の他の土着民の數は純粹のフランス人の數より遙かに多く、中には漆黒の皮膚、縮れた髪の毛のネグロの少女さへ見られる所がある。

第二段教育全體に就て、全生徒數中土着民子弟の占める割合は詳かでないが、リセーのみに就て見れば左表の如く、大體三分の一に達する。但、これはリセー尋常科の兒童をも含んだものである。

第四表 公立リセー生徒の人種別内譯 (一六三六—一七三七年度)

	フランス人	土着民	外國人	合計
L. Albert Sarraut (ハノイ)	六三三	四〇一	三五	一、〇六八
L. Chasseloup-Laubat (サイホン)	七七〇	一八四	八	九六二
L. Yersin (安南・ダット)	二七四	三一	一六	三二一
合計	一、六七六	六一六	五九	二、三五一

一九三五—三六年度	一、五五二	六三六	二、一八八
-----------	-------	-----	-------

○分科及學科課程の本國との同一性

上記の如く生徒は本國の學校と甚だ異なるが、學校の組織、學科課程、教員構成の點では全く純粹にフランス的である。即ち先づ分科の方法を見れば高等小學校は普通科の他に商業科及工業科、更に女子高等小學校にあつては家政科を有し(ハノイ及サイゴンの女子高等小學校)、リセーはA科、A'科、B科、最上級に於ては哲學級と數學級とに分たれてゐる等、本國の制度と全く同一である。たゞ、高等小學校以下が原則として男女別學の方針を採つてゐるのに對して、リセーが共學方針を採つてゐる所が本國と相違してゐる。

リセーに於ける學科目も最初の六箇年間に於てラテン語及ギリシヤ語(A科は双方、A'科はラテン語のみ、B科は双方共これを缺く)の他に共通科目としてフランス語、地理、歴史、外國語、數學、自然科學、物理、化學、藝術を課し、最高學年に於ては哲學級では哲學、地歴、國文學、外國語、物理及化學、自然科學等を課し、數學級では哲學、地歴、外國語、數學及用器畫、物理及化學、自然科學等を課してゐる點も本國と同様である。殊に學科課程の點では、今後共聊かも變更の餘地がないものと考へられてゐる。その理由とする所は官吏、農園主、商人或は普通の移民として印度支那に居住するフランス人の子女は、(本國への引揚とか本國の學校に入學する爲とか或は何かの資格を得る爲に本國で試験を受ける爲とか)種々の事情でいつ何時本國へ歸還することとなるかも知れず、従つて、必要に應じて、植民地の學校からフランスの學校へ、或は逆に本國の學校から植民地の學校へ、特別の準備を要

せず自由に轉校し得る爲には、學科課程を本國と同一ならしめて置くことが絶対に必要であるからである。この「學科課程の同一性」は移植民徵募の上からも、植民地官吏任命の上からも、甚だ都合な條件であるとされてゐる。

然し乍ら、フランス人子女に取つては甚だ有益であり、必要でもある「學科課程の同一性」は、最近益々増加の傾向にある土着民學生に取つては誠に以て迷惑な事であり、有害であり、危険でさへある。純粹にフランス的な教授要目や陶冶の方法が、全く異つた歴史・遺傳・趣味を有し、寧ろ反對とさへ言ひ得る氣候と環境の下に生育した土着民の子女に如何にして適合することが出来よう。勿論この種の教育を誰も強制したのではなく、印度支那土着民が自らこれを選び、非常な熱意を以てこれに突進したことは事實である。且又、彼等が素晴らしい開化の才を示し、極めて良好な、寧ろ良すぎる位の成績を収めてゐることも事實である。然し、其の結果、先づ以て起る現象は如何と言へば、彼等を極東の環境・固有の思想・固有の信仰・固有の傳統・固有の風習から引離すことである。しかも一方、何等の準備もなく、生育にも適せぬ土地に移植された西歐的教養は彼等の心に深く根を下すことが出来ない。これが彼等の思考の基準を喪はしめ、精神の平衡を失せしめるものであり、其の影響する所尠からざるものがあることは明かである。此の問題の含む重要性に就ては後段に於て改めて検討することとして、茲では印度支那に於ける教育問題の複雑性、互に背反する諸要求を満すことの困難さの一例として本問題を一應提出するに止めて置く。

○教員の任用及配置

植民地の學校に於て本國に於けると同様の教育を施す爲には、先づ第一に本國の學校と同様の教員を配置する必要がある。印度支那に於ては此の要求は滿され、官公立のリセー及高等小學校の教授は悉く、嘗て本國に於て教職に就いた経験を有する者か、或は教授任用名簿に登録された者、従つて中等教授資格(agrégation, licence, certificat 等)、師範學校教授資格、或は高等小學校教授資格等、本國の教員と同等の資格を有する者のみである。

本國の場合と同様、植民地の利益に最も適合する教員徵募の方法は、誰しも直に氣附く様に、先づ第一に、原則として未経験者を採用せぬことである。これは單に未経験者に取つて氣候・風土・環境等の甚だしく異なる植民地で始めて教職に就き大過なく任務を遂行するといふことが極めて困難であるといふ理由からばかりでなく、印度支那居住者——フランス人及土着民の双方——に對して本國が不親切であるかの如き印象を與へぬ爲にも極めて重要なことであるとされてゐる。此の意味から言つて植民地に於て教育に従事するに最も適した教員は、自己の職務に熟達した有經驗者であるか、或は未経験者の場合には、其の資質並に熱意の點で遙に儕輩を凌駕し、其の有する價值が職業的經驗の有する價值に比べて一層大であることが必要である。

第二に之とは別の觀點から、教員構成を恒久的定住者と然らざる者とを以てし、兩者の割合は其の時々の事情に應じて變ずることも亦、極めて有効な方法である。其の土地に長く居住し、土地の事情に精通し、生徒の家族の深い信頼と心からの敬愛の對象となつてゐる一團の教授の必要性は本國に於ても認められるところであるが、海外植民地、就中經營後日なほ淺く生徒の素質及自然的・社會的環境に適合すべき特殊の教育、特殊の方法を樹

立する暇のなかつた印度支那の如き土地に於ては益々其の重要性を増大する。然し、その半面、同一土地に於ける勤続年限の長い、経験の豊かな此の種の教員は、長年の中には、兎もすれば精神の弛緩を來し、或は少くともマンネリズムに墮する虞がある。教育と云ふ事業ほど舊慣にとらはれ、陳腐に陥る虞のあるものは尠く、しかも其の結果として起る悪影響は他の職業に於けるよりも一層大きい。従つて、前者の如き植民地教育の根幹をなす有能練達の教員を萎靡沈滞から救ふ爲に、時折、元氣に満ちた若々しい血液の數滴を注入する必要がある。かゝる意味から、未だ年少氣鋭のアグレガシオン試験新合格者中特に探究心の旺盛な者を幾人か植民地教育界に送りこむことも前者に劣らず重要な意義を持つてゐる。且又、此の方法を採ることによつて實現される適度の新陳代謝、本國との人事の交流によつて本國教育界の得る所も亦決して尠くない。即ち、旺盛なる探究心を以て植民地に赴任したこれ等の教員の教授の餘暇を利用した研究の結果は、單に印度支那自體を益するのみではなく、他日彼等が本國のリセーに歸つて教鞭を取る場合には、植民地に於ける経験が彼等の眼界を廣くし、視野を大ならしめて生徒を益すること尠からざるものがあらう。

以上述べた所は、日本の外地教育乃至は在外邦人子女の教育に關しても十分問題とすべき價値を有するものであり、一見簡単なことのように見えるが、事實は（殊に現在の日本内地に於けるが如き教員不足の時代には）必ずしも簡単なことではなく、これを實現するには各方面の協力が必要である。本國より極めて遠隔の地にあり、しかも極度に氣候風土を異にする印度支那の場合にあつては、この困難は更に著しいものがある。

○施設・設備の狀況

印度支那に於けるフランス人第二段教育機關は極めて（或は比較的）新しいので、建築様式や施設の點ではかなり進んで居り、概して本國の同種の學校より優れてゐるとさへ言ひ得る。之は設立が新しいので最新の本國技術の粹を採り入れることが出來たといふ有利な條件にもよるが、他面、氣候・風土の關係上廣大な土地を取つて通風を良くする必要があり、且その餘裕があつたことにもよる。例へばサイゴン^{註(1)}やハノイ^{註(2)}のリセーはその快適さ及美觀の點で本國の如何なるリセーにも劣らず、更に、最も歴史の新しいダラトのリセーに至つては、フランス本國にも現在の所これに比すべきものを見出し得ぬ。最後のものに就ては次に少しく説明を加へる。

註(1) Lycée Chasseloup-Laubat (de Saigon) — 舊名 Collège Chasseloup-Laubat 一九三八年度に於ける生徒數は尋常科を合して約一、〇〇〇名で、其の中女子が約二五〇名、安南人生徒の數は二六〇名以上に達した（ヴィアル氏記述に依る）。

註(2) Lycée Alb-ert-Sarraut (de Hanoï) — 舊名 Collège Paul Bert と稱し、一九二三年七月現名に改められた。一九三八年度に於ける生徒數はヴィアル氏の記述によれば約一、二〇〇名（内女子二五〇名、安南人四〇〇名以上）で安南人の生徒數は、何れの年度を見ても前者に比べて（ダラトは原則として土着民を容れなかつた）甚だ多い。尙、リセー三校の制度は一九三〇年二月十一日及同年九月六日の總督令によつて統一された。

(註)
ダラトのリセー Lycée Yersin (de Dalat) は一九二七年の創立にかゝり、安南脊梁山脈の一部をなしたランピアン峰を有する高原の中央、高度一、五〇〇米の地點に位するダラトの町にあり、此の町の都市計畫の一部をなすものである。高層地中學 Lycée (ou collège) d'altitude の典型として、フランス本國に於けるアルプス山麓諸都市の羨望の的となつてゐる。本國に於ては Embrun, Saint-Gervais, Chamonix 其の他の諸都市の間に猛フランス領印度支那に於ける教育

烈な争奪戦が行はれた爲に未だ實現を見るに至らぬものが、却つて印度支那の地に於て殆ど非の打ち所もなく完全に實現せられたものである。

註 ダラト Dala 熱帯地の暑熱と濕氣とに悩むヨーロッパ人、特に婦女子の酷暑期に於ける避暑地として急激に發展した高原都市である。總督府を始め土木・森林・財政等の諸局も宏壯なる夏季事務所を此の地に設け、一部には、總督府を恒久的に此の地に移さうとする意見もある。かくの如く氣候上及衛生上惠まれた土地にリセーを設け、虛弱なる兒童乃至はデルタ地方及カンボジア低濕地の氣候に堪え難いフランス人子女を容れようと考へつくのは寧ろ當然であらう。

本校の校舍は大小の二つに分れて町の兩端にある。小さい方のリセーは圓丘の中腹にあり、瀟洒な建物は松の木立に半ば隠れ、花園や芝生や草地に包まれ校地の境をなす園の如きものは見られず、自然の公園の中に在るが如き印象を與へる。この方には女子の生徒が居る。大きい方のリセーには男生徒が居るが、この方の校舍を包む風景は前者に比べると遙に壯大で、此所からは町や湖水を一望の中に收めることが出来る。この方でも建物は一面の花園の中に分れ分れに建つてゐる。

何れもリセー本來の姿をそなへ、寄宿制度を採つてゐる。原則として、生徒は熱帯地方の氣候に堪え難いヨーロッパ人の子女に限られ、父祖の代から此の地に住み體質的に熱帯の環境に馴れ、普通のリセーやコレージュで教育を受け得る土着民の子女は容れないことになつてゐた。其の後町の發展につれて、歸化によりフランスの市民権を得た安南人の商人等で此の地に定住する者が増加し、フランス人としての取扱を受ける當然の権利を主張し、子女の本校への入學を認めさせた。その爲に近年生徒数は建物の建築が間に合はぬ程急激に増加し、一九三六—三七年度に於ては合計三二一名(土着民は僅か三十一名)であつたものが、一九三八年にはヴァル氏によれば既に四〇〇名に達したといふ。以上の諸點に加へて、更に

(1)、本國に於けると同様の試験を経て、(a)中等教育を受けた者には“brevet de capacité coloniale”が與へられ(試験はパリ大學區の監督の下に行はれ、合格者は文部大臣によ)、(b)高等小學校教育を終へた者には上級免狀 Brevet supérieur が與へられること(試験の審査は本國で行はれる)。

(2)、氣候の庸す悪條件、教員に對して三年毎に六箇月乃至八箇月間本國に歸ることを許す長期休暇制の實施、知的水準の甚だしく異なる家庭より來た生徒の雜多性等の悪條件にも拘はらず、此の地に於ける教育の平均水準は決して本國に劣らず時にはそれを凌駕すること。

の二點を附記すれば、印度支那在住のフランス人が、子女の教育といふ點では、普通考へられてゐるよりは遙かに惠まれてゐると言ひ得るであらう。

第二節 土着民第一段及第二段教育機關 (庶民教育と古典教育)

フランス人子弟の教育機關は専ら本國の制度の模倣であり、特に之と云ふべき新味も見出されないが、土着民教育は之に比べて遙かに興味ある問題を含んでゐる。

一九一七年十二月二十一日の教育令(總督令)によれば土着民普通教育機關としては尋常小學校、高等小學校及印度支那中學校があり、尋常小學校五箇年の課程(幼稚級、準備級、初級、中級、上級各一年)を終へた者が中等教育機關たる高等小學校に進むこととなつてゐたが、實施の結果は後に述べるが如く、尋常小學校の課程を完

全に終へる者が極めて少かつた爲、特に上級に進まぬ者を對象とする庶民教育機關を設けることゝなつた。之に對して上級に進む者の大學入學に至るまでの教育を總稱して古典教育とする分類の方法もあるが、茲ではフランス人普通教育の場合と同様に第一段及第二段の教育に分つて説明する。土着民教育の組織を下より順に列記すれば次の如くである。

初級教育 *enseignement élémentaire* (年齢六歳に達した者を入學せしめ修業年限は三箇年)——庶民の子弟を對象とする眞の印度支那民衆教育で、後者に對して之を庶民教育と稱する場合もある。

小學教育 *enseignement primaire* (三箇年)——初級教育の上に續くもので、初級學校修了者中の優秀分子を入學せしめる。前項に對し、これ以上中等教育に至る迄を總稱して古典教育とも呼ぶ。

高等小學教育 *enseignement primaire supérieur* (四箇年)——尋常小學校修了者を入れる。これは第二段教育の前半をなすものであるが、此の種の教育のみの獨立機關を印度支那コレージュと稱する。

中等教育 *enseignement secondaire* (三箇年)——第二段教育の後半をなすもので、前項修了者を容れる。佛土リセーと稱するものは兩者を併有するものである。

實業教育(三箇年乃至四箇年)——高等小學教育と併行。
高等教育——フランス人と共通。

(一) 土着民第一段教育機關

土着民第一段教育最大の特色は其の多様性にある。土着民教育が單なる本國制度の移植たるフランス人教育と趣を異にするのは當然であるが、第二段教育に於ては、佛土リセーや印度支那コレージュが比較的大都市にあつて土着民の選良を入學せしめる關係上、兩者の差異は主として外面的なものに止まつてゐる。之に對して第一段教育に於ては半ば義務的に凡ゆる階層の兒童を入學せしめる關係からフランス人教育とは内容外觀共に著しく異つてゐる。

土着民第一段教育機關として①公立小學校、②普及學校、③私立小學校がある。公立小學校中には庶民教育たる前期三年の課程のみを有する公立初級學校と、前期後期を完備する全科(又は完全)尋常小學校とがあり、普及學校にはトンキンの村落學校、安南の聯合村落學校、カンボヂアの寺院學校、交趾支那の補助豫備學校、トンキン及安南の高原地帯に居住する少數民族の爲の山間普及學校等がある。以下公立小學校、普及學校の順に略述し、私立小學校に就ては後に各種の私立學校を一括して述べる。

A、公立小學校

三者中最も發達したもので、普及學校の如きは將來これに吸収せらるべきものである。最初一九一七年十二月二十一日の教育令に基きアルベール・サロー總督によつて立てられた大計畫(一九一八年三月)によれば、公立小學校は、フランス本國の制度に倣ひ、六歳より十三歳迄の兒童に對して第一段教育を施すことを目的とする修業年限六箇年の教育機關である」と考へられてゐた。然し、數箇年の後、一九二四年、即ち此の制度が初めて實施された年(一九一九年)に幼稚級に入學した生徒が上級(即ち第六學年)に進む年になつて、尋常小學校生徒數の大部分は最初の三學年の生徒より成り、後期三箇年の課程に進む者は全體の九分の一にも達せぬことが判明した。一九二七年、ラオス統監 *Resident Supérieur* は當時の状況を基として次の如く斷じてゐる。「前期(それは

尋常小學校最初の三箇年の課程を成すものである)は全生徒数の少くとも九割を下らぬ割合を占めてゐるが、その理由は、先づ兒童の大半が實際問題として三箇年以上も學校に行き得ぬ状態にあるからであり、次に、下級吏員や商店其の他の雇傭人の職に就かうとする者に取つて中級や上級(尋常小學校後期の三年)で教へる稍々高等のフランス語の知識等は左程痛切に必要な感じられぬからである。初級學校 *école élémentaire* の教育こそは印度支那民衆教育であり、將來もしかあるべきである。この教育こそは印度支那の現状に即し、要求に適ふものであるから、これをこそ到る處に普及すべきである云々」と。

一九二三年に眞理であつた事は現在も眞理であり、將來も當分は眞理たることを失はぬであらう。何となれば、かくの如き現象は總て經濟的社會的環境に基づくものであり、經濟的社會的環境は一朝にして改善され得るものではないからである。

其所で、これ等の實施經驗に基づいて、一九二四年、初等教育の組織に對して、改革が加へられ、現在では尋常小學校教育が更に前期と後期(各三箇年)の二段に分けられ、初級科 *cycle élémentaire* 三年の基礎の上に眞實の尋常小學校 *cycle primaire* が置かれてゐる。公立小學校には初級科のみを有する初級學校 *école élémentaire* と、初級科及尋常小學校を完備する全科尋常小學校 *école primaire (de plein exercice)* とがある。初級學校及初級科の生徒数は尋常小學校の全生徒数の約九割を占めるが、これとて全部が三箇年の課程を終了するものではなく、二年、甚だしきは一年だけで學校を去る者も尠くない。

(1) 初級學校又は庶民學校 *école élémentaire ou populaire*

教科目・教科課程の編成及教授用語——教科目及教授用語選擇の重要性に就ては中等教育を取扱ふに當つて改

めて検討するが、庶民を對象とする初級學校に於ては目標を餘り高い所に置かず、教授要目は出来る限り簡單化する必要のあることは明かである。所がフランスの印度支那經營の初期、即ち同化政策が未だ植民政策の主流を占めてゐた當時は、本國の尋常小學校の教授要目がそのまゝ用ひられ、土着民少年が「我等の祖先ゴール人」の風習に就て學ぶといふ状態であつた。當時土着民教員は未だ極めて少く、授業は専らフランス人訓導の手で行はれたため、教授用語としてはフランス語を用ひざるを得なかつた。加之、當時は教育の直接の目的が兒童にフランス語を修得せしめ「早く良く」之を語り得る様にする所にあつた關係上、フランス語を教授用語とし、フランス語を語る環境の中に兒童を入れることは最も有效な方法であつた。

一九二四年の改革によつて尋常小學校の課程が前後の二期に分割されると共に、此の點も改革せられた。即ち當時やうやく植民政策の主流を占めるに至つた「協同政策」の支援により、又着々實績を上げて行く優良土着民教員の養成により、土語による授業が可能となり「初級教育は全く土語による」こととなり、フランス語は原則として後期三年の課程に進む者にのみ教へることとなつた。

註 然し現在でも大部分の學校ではフランス語を教へ、一九三五—三六年度安南及トンキンの諸學校に於てフランス語を教へるものゝ割合は別表の如くであつた。

教材としても極く初歩的でしかもそれを以て完成するもの、即ち簡單で實用的なものを選ぶこととなつた。この改革によつて明かにされた民衆教育の基本的目標は、先づ第一に、兒童が母國語で「読み書き算數」が出来、自ら事を處理し、以て印度支那の痛とも云ふべき金貸から身を守り得る様にする所にあり、第二に、初歩の衛生と豫防方法に就て教へ、コレラ、マラリヤ、トラコーマ其の他の風土病の蔓延を防ぐにある。以上の實際的教育

の他に、印度支那民衆の傳統的道德たる儒教（安南人）及佛教（カンボジア人）を取入れ、其の掟の實行を促すことによつて良風美俗を保たしめることも其の重要目標である。最後に、低度の技術・技能教育として、地方農業に關する初步概念及地方的小工業に關する有用なる知識を與へることも目的の一つである。以上の目的に従つて選ばれた教科目は左の如くである。

幼稚級、準備級、初級を通じて——修身、體育、土語（地方によつて異なる）、フランス語（隨意）、算術、圖書、實物示教、地理、手工、漢字（安南人に限る、別表参照）

準備級及初級——歴史 準備級は其の他にフランス語唱歌

第五表 トンキン及安南の第一段教育機關中フランス語を教へるもの數
及漢字教育を行ふもの數

要 項	全 學 校 數			フランス語ノ授業ヲ行フモノ			漢字教育ヲ行フモノ		
	初 級	普 及	全 科	初 級	普 及	全 科	初 級	普 及	全 科
(安 南)									
一九三四—三五年	1,079	101	43	1,015	111	(註)	1,017	87	9
一九三五—三六年	1,055	43	100	1,014	43	(註)	1,015	8	9
(トンキン)									
一九三四—三五年	1,082	1,016	171	733	96	(註)	1,013	42	15
一九三五—三六年	1,123	1,018	172	445	1,002	(註)	73	47	15

(註) 全科尋常小學校の後期三年に於てはフランス語を教授用語とする。

學科課程編成上の他の一大特色はそれが「同心圓的」である點にある。フランス本國に於けると同様、否それ以上に、民衆學校の大多數は單級の村落學校である。しかもかくの如き學級編成上の制約から来る教授技術の點からだけでなく、前述の如く二年或は一年で退學する者の尠くない現状からも、出來得る限り各學年毎に完成教育を施し、中途退學者にも知識の斷片ではなく、程度は低くとも完成した知識を與へることは極めて有益なことであるから、此の點からも所謂同心圓的教授法、即ち一應完成教育として與へたものを順次擴充して行く方法を採用することは好ましいことである。

教授用語——今日では土語が用ひられる様になり、安南では安南語、カンボジアではクメール語、ラオスではラオス語が用ひられ、更に教員の供給のつく所では、例へば安南春陵山脈の高原地帯ではラヂ Hmongs やチャライ djarai の方言が、上トンキン地方ではトー tho、タイ thai、ン nung 等の諸語が用ひられてゐる。これは何と言つても偉大な進歩と言ふべきであらう。然し、同化の舊觀念は全く死滅したものではなく、時折は公的性質を有する出版物の中にも姿を現はすことがある。例へば一九三一年の萬國植民地博覽會の記念出版物中にも「本國は未だ植民地大衆に對する本國語普及の方針を放棄しては居ない」と言ふ様な所説が見られた。此の方針に従つて交趾支那ではフランス語が義務として課せられ、安南及トンキンでも（隨意科ではあるが）フランス語を教へる學校が前表の如く多數に上つてゐる。かくの如き教育の危險性に就ては後段に於て改めて検討したい。

初級教育終了證書——初級學校三箇年の課程を終へ、且毎學年末に行はれる試験に合格した者には Certificat d'études élémentaire franco-indigène と稱する資格が與へられる。この試験制度に就ては賛否兩論の對立が

激しく、他の各邦の賛成、擁護に對して交趾支那のみは強硬に反對し、その廢止を要請した。然し、賛否何れにもせよ、大議論をする程重要な問題ではなく、各邦の任意として差支へない事柄である。因に一九三七年に於けるこの試験の受験者は五三、七四三名で合格者は四八、七七五名、合格率は約九十五パーセントであつた。

尙、初級學校は勿論授業料を徴收せず、經費は市町村が負擔し、邦又は州豫算から補助を受ける。原則として各市町村に少くとも一校は設けることとなつてゐるが、小村では隣村と合同して一校を設けることが出来る。一九三六—三七年度に於ける初級學校の数は二、四九六校で生徒数は一六六、六二一名(内譯男一三五、三〇六名、女三一、三二五名)、全科尋常小學校初級科生徒を合算すれば二四二、五六一名であつた。

(2) 全科尋常小學校 *Ecole primaire de plein exercice*

正眞の尋常小學校教育を行ふ後期三箇年の課程を有する學校を補習小學校 *école primaire complémentaire* 又は全科尋常小學校と呼ぶが、此の種の學校は尋常小學校六箇年の全課程を完備するものであるから今後主として後者の呼稱を採用する。此の種の學校は中堅人物の養成を目的とし、所謂古典教育の最下部をなすものである。従つて全町村に設けられてゐる譯ではなく、一九三六—三七年度に於ける學校數は僅に四三〇校に過ぎず(主として主邑以上の都市に存する)第一段學校全生徒數の一割前後であるが(第六表)、印度支那の經濟的並に社會的發展に伴ひ、前述の初級學校及次に述べる普及學校等を昇格せしめることが考慮されてゐる。

入學資格は初級學校を修了し、且フランス語を隨意科として修めた者と限られてゐたが、後述の如くフランス語修得を主とする一學年が設けられることになつた結果、隨意科として修めなかつた者にも進學の道が開かれた。

教科目及教授用語——教科目は次の通りであるが、漢字の學習は隨意となつてゐる(安南及トンキンに於ける漢字教育を主とする)。
(安南及トンキンに於ける漢字教育を行ふ學校數は第五表を参照せられ)。

修身、フランス語(讀方・暗誦・習字・文法・作文)、土語、印度支那及フランスの歴史及地理、算術及初等幾何、實物教授による自然科學及博物の初歩、體育及衛生、圖畫、農業、漢字(安南人に限る)

教科目が本國小學校のそれに酷似してゐる上に、土語を除く各學科の教授用語として、フランス語が用ひられ、フランス同様の學校 "*l'école même chose France*" と言ひ得る。これは印度支那土着民自體の意を嚮へたものではあるが、彼等の利益でもなければフランスの爲にもならず、更にフランス語に取つては甚だ好ましからぬことである。即ち家庭でも村でも學校でも、フランス語を一言も聞いた事もない兒童に對して、フランス語の知識の極めて怪しげな土着民教員が印度支那流の勝手な語法や發音のフランス語で行ふ授業、殊に初級學校でフランス語を修めなかつた兒童に對する中級第二學年の授業といふものを想像して見るがよい。此の直接的困難を解決する爲に最初一年であつた中級を二年とし(一九二七年七月七日總督令)、最初の一箇年は専らフランス語の修得に當てさせることとしたが、これは姑息なる一時的鎮靜劑に過ぎず、フランス語を殆ど死地に陥れんとする大疾患の根源的治療を期待し得るものではない。ヴィアル氏はフランス語を教授用語とすることから起るフランス語の崩壞現象を指摘し、更にその救済策に就て大要左の如く述べてゐる(Enseignement Public)。

「自分は印度支那に於て多數の學校を視察したが、小學校のみならずコレージュ(印度支那コレージュ即高等小學校)に於てさへ教師の質問も兒童の答辯も一言も解出來なかつたことがある。自分は最初質疑應答が安南語かカンボジア語で行はれてゐるものと思つてゐたが、豈計らんやそれが印度支那訛のフランス語だつたのである。

そこで更に仔細に観察した結果、(彼等が意識的に作つたのではなく)フランス語の粗雑な用法の結果それが崩れてフランス語でもなければ安南語やカンボジア語でもない一種の野蠻な學校用語とも稱すべき新しい言語が出来かゝつてゐることを發見した。現在この新學校語 *langue nouvelle ad usum scholarum* は殆ど完成の域に達し、固有の語調、語法、發音を具有してゐる。この爲に佛土教育終了試験のフランス語の書取の際に、フランス人試験官の朗讀は全く分らぬので之を敬遠して平素聞きなれた土着民教員の朗讀によつて試験を行ふといふ珍風景が生れて来る。此所に一言語の崩壞過程が見られる。…かくの如き形のくづれた方言、何とも名づけ様のない一種の言語の修得に教師と生徒とが無駄な努力を續けてゐる間に、彼等は單にフランス語を學び得てゐないといふ無駄だけでなく(併もフランス語を學んでゐると誤信してゐるので弊害は一層大きい)、更に悪いことには、彼等は自己の母國語を忘れ、それを自ら語ることはおろか理解することさへ出来なくなつてしまふ。…かくて安南人作家の母國語擁護の運動は無爲に歸してしまふであらう。結局、學校は健全なる民衆の養成を一つの重要な目的としてゐるにも拘らず、かくの如き良き國民運動に聊かも益する所なく、却つて之を阻害することになる。…然らば之を改善する方途如何といふことになるが、それは極めて簡單である。然し既に病膏肓に入つてゐる現状からして、かなり過激にやらねば其の効果の程は疑はしい。即ちその改善方法は初級學校に於て既に決定した方針に従ひ「民衆生活及その要求に嚴密に適合する様に」全く印度支那的な教育を行ふことである。その爲には何を措いても先づ土語を教授用語とし、フランス語は上級學校に進む者に對してのみ隨意科として課する程度に止めることが必要である。」と。

「然し、この方針に従へば「協同政策」の遂行に不便を來しはせぬか、協同する爲には相互の理解が必要であり、

同一の言語を語るものでなければ相互の理解は困難である」との反對が起るに違ひない。ヴィアル氏はこの反對意見に答へ(反對者の憂ふる所を一應諒としつゝ)「同一の言語を話す」爲には二つの解決方法のあることを指摘してゐる。一は印度支那在住の僅か二萬五千のフランス人の爲に全印度支那民衆がフランス語を修得することであり、他は二千八百萬の印度支那人の使ふ言葉を二萬五千のフランス人が話し得る様に努めることである。

「從來は前者による解決方法以外考へられなかつたが、數的に見て後者の方法がより妥當性を持つてゐるのではないか。併も印度支那の言語が甚だしく語彙の貧弱なものであれば兎も角、それは A. Meillet 氏の所謂文明國語であり、本國のバックローレ試験 B 科の第二外國語八種中の一に數へられてゐるではないか。又、經費の點から見ても、印度支那にあるフランス人學校に安南語及カンボジア語の講座を設置する方が、土着民子弟の爲の尋常小學校、高等小學校、リセーの全部に優れたフランス語教師を配慮し、本當に通ずるフランス語を教へることよりは遙に經濟的でもあり容易でありはせぬか。尤も、印度支那人父兄の側で之に反對し、小學校に於けるフランス語による授業の繼續を希望してゐることは事實であるが、これは主として虚榮に基づくものであり叡智に根ざすものではない。従つてかゝる希望は無視する方が却つて親切ではないか」といふのがヴィアル氏の意見である。本國と植民地が眞に不可分の關係にあるのではなく、共通の言語を語り得る必要が單に植民地在住者にのみ感ぜられるが如き場合にはこの意見は確に眞理であらう。

土語修得に對するフランス人側の努力を主眼とする第二の解決策は其の後當局の容れる所となり、植民相ジュール・マンデル氏は、任地の土語の修得に努力し、これを語り得るに至りたる植民地フランス人官吏に對して特典を與へることとした。土語に通ずるといふことは單に植民地行政官としての任務遂行の助となるのみならず、土

着民の信頼を獲得し、民衆の内部に深く喰入るには必要缺くべからざる手段である。この意味からも、植民地在住のフランス人に對する土語學習の奨励は重要な意味を有する。

佛土尋常小學校修了證書——全科尋常小學校六箇年の課程を終了し、男子滿十三歳、女子滿十四歳に達した者には、毎學年末各邦の主都で行はれる試験の結果により、佛土尋常小學校修了證書 *Certificat d'études primaires franco-indigènes* が授與される。此の資格を有する者は初級學校其の他庶民教育を行ふ小學校の補助教員又は官廳の下級官吏等になり得る。

尙全科尋常小學校は地方廳(各邦)の管轄に屬し、其の經費は原則として市町村が負擔し、各邦豫算及州豫算より之に對して補助金を支出することとなつてゐたが、近來邦費負擔が原則となつてゐる模様である。州費と市町村費との割合は詳かでないが、初等教育全般に關する邦費と州及市町村費との割合は(邦により甚だ異なるが)一九三六年度に於ては前者百四十二萬ピアストル、後者が六百三十四萬ピアストルであつた(邦別内譯に就ては第廿)一然し、初級學校及次に述べる普及學校に對する邦費の補助金は比較的少額であるから、全科尋常小學校の經費中邦費の占める割合は遙かに大きく、(ヴィアル氏の言を借れば)殆ど邦の經費を以て建設、裝備、經營せられてゐるとも言ひ得る。その結果此の種の學校は概して豊かで、古い校舍を使用する様なことは少い。校舍の採光通風等には十分の考慮が拂はれ、教育内容に就ても、生徒の質が比較的良好のと、教員の養成・任免・俸給の支拂等の一切が邦の手で行はれ、定期的な視察も行はれるので、ほど模範的とも言ひ得る授業が行はれてゐる。

日、普及學校

全科尋常小學校は前述の如く邦の經費を以て經營、監督されてゐる所からほど理想的に行つてゐるが、地方豫

算の不足と教員養成の不十分との爲に到る處に設置して土着民族に安南人及カンボジア人の向學心を満足せしめる譯には行かない。しかも經濟的發展が漸く其の緒についたばかりの印度支那の如き土地では、かゝる状態が將來ともかなり長く續くものと覺悟せねばならない。この不足を補填する爲に左程經費を要せぬ簡素な學校の設置が考へられた。此の種の學校は土地の事情や住民の生活程度等により多少形態は異なるが、何れも同一の要求に基づくものであるから本質的な差異はなく、且、多くは將來設備内容を整へて公立學校に昇格することを目標としてゐる。此の種の學校を大別して

- (1) トンキンに於ける村落學校 *école communale*
- (2) 特に安南に發達した聯合村落學校 *école intercommunale*
- (3) カンボジア、ラオスの全土及交趾支那の數州に於ける改良寺院學校 *école de pagode (renouée)*
- (4) 安南のモイ族居住地域及上トンキン山岳地方に於ける(主として少數民族を對象とした)山間普及學校(*école de brousse* 又は *école d'apprivoisement* と稱する)

の四者に分つことが出来る。この他に交趾支那に於けるカンボジア人(人口約三十萬)、ラオスに於ける安南人等の爲の教育施設もあるが、これ等は第四の如き未開の少數民族とは異り、例へば前者にあつては、或は安南人の學校の中にカンボジア人の特別學級を設けるとか、或はカンボジア人のみの學校を設けるとかの方法を取つてゐるので、その内容は第一乃至第三のものと異なる(ラオスに於ける安南人に就ても同様)。

(1) 村落學校(トンキン)及聯合村落學校(安南)

公立學校の不足を補ふべき普及學校設置の運動が初に起つたのは古い學者の國・安南であつた。一九〇六年、

フランス領印度支那に於ける教育

早くも安南皇帝は勅令を以て初等教育の義務制を規定したが、勿論未だ時期尚早で、これは單なる紙上の計畫に止まつた。然し勅令の理想を實現したいといふ安南人の念願は、遂に邦の豫算による公立學校の不足を補ふべき農村豫算に依存する村落學校の設置となつたのである。

一九二六年十二月二日の總督令 *arrêté* によつて村落學校規程が制定せられ、トンキン及安南に此の種の學校が急速に普及發達した。村落が發達してそれが社會構成の單位となつてゐるトンキン地方では此の種の學校を村落學校 *école communale* と呼び、人口のやゝ稀薄な安南には村落學校の他に、數個の村又は部落が聯合して設置經營する聯合村落學校 *école intercommunale* と稱するものがある。交趾支那には公立初級學校が普及してゐるので此の種の學校の必要は比較的少いが、それでも各地に存在し、これを補助準備學級 *cours auxiliaire préparatoire* と呼んでゐる。カンボジアには従前から存した寺小屋を整備した(改良)寺院學校が存するが、之に就ては別に述べる。

村落學校規程によれば「公立學校を有せざる總ての村、又は村及部落の集團は初級學校一校を設立することを得。但、その經費は自ら負擔すること」と定められ、利害關係村民のみが經費を負擔する所に邦費又は州費の補助を受ける所謂公立學校との差異が見出される。その結果、設備其の他の點でも、村の經濟狀態によつて著しく異なる。多くの場合村の公會堂 *dinh* や寺院に設置されてゐるが、中には一時的措置として貧弱な藁小屋を用ひてゐるものもある。かやうに設備の點では概して貧弱であるが、然し其の半面これが村有に屬する所から、父兄は自分達のものと考へ、其の改善に深い熱意を示すのでその利害得失は一概に斷することは出来ない。

勿論、此の種の學校は多くの場合單級で、男女共學であるが、女生徒の數は極めて少い。教授要目は公立小學

校のものと同様であるが、環境に應じてやゝ單純化し、地方の特殊事情に適合させてある。全くの農村地帯では授業は午前半日で切り上げ、残りの半日は農場の作業や手仕事に當てる場合もある。

教員の選擇任用は一種の父兄代表とも云ふべき村の名士が行ふのであるが、所定の資格を有する者たることを要する。之に對して邦又は州當局は極めてさゝやかな教員給の補助を行ふ以外何等關與しない。但、教員及教育内容に關する監督權及視察權は之を留保してゐる。

此の種の學校は地方的事情に適合したので急速な普及發達を見せ、トンキンでは一九二七年から一九二九年迄の間に八一八校の創立を見たが(一九一九年五月現在八五三校)、其の後一九三六年までに約四百校の増加を示してゐる(生徒數は二七、六二七名から五、五、五四三名に激増してゐる)。其の他の各邦に於ても同様の狀況を示し一九三六—三七年度に於ける普及學校(次項の寺院學校を含む)の總數は三、七四〇校、生徒數は一六四、一〇八名に達した。

(2) 寺院學校(カンボジア)

カンボジアの寺院學校は前者に比べて更に獨創的なもので、美しく愛すべき此の國及其の住民の象徴とも見られる。宗教心の篤いカンボジア人に取つて佛教は單なる儀式や乾からびた因襲ではなく、生命と靈氣とを有するものである。従つて學校に利用されてゐる「寺院」は彼等の生活の中心であり、教鞭を取る「僧侶」は彼等の尊崇措く能はざる佛の御言葉の傳達者である。此の餘りにも強い宗教的色彩を除く爲にも交趾支那其の他で成功した公立學校の制度を此の地方に擴める必要があるとの考へから、前世紀末から今世紀にかけて爲政者は該制度の移植に努めたが、所期の成果を收め得なかつた。實利的で無宗派的な教育に對してカンボジア人は深い關心を示さなかつたのである。實際、小乗佛教派 *hināyāniste* の聖典たる經・律・論の三藏 *Tripitaka* に關する知識こそ

は人類に必要缺くべからざるものであると信じてゐる人々に取つて、功利的知識など何程の價値があらう。しかもカンボジアには古來、子弟を一定期間寺院に入れて僧侶の見習をさせる風習があり、其所では宗教教育の他に法律や醫術等に就ても教へて來たので、新しく公立學校の制度が定められても民衆はこれに對してさほどの魅力を感じなかつたのは寧ろ當然であらう。結局フランス側の學校に行く者は官職に就く野心を抱く者か、或は強制命令と給費の好餌で狩り出された者位で、生徒数は極めて少く、當初の目的たる下級官吏及職員養成の點から見ても、必要量の一小部分を充し得たに過ぎなかつた。其の爲、當局では必要な職員を得る爲に安南人官吏を募集せざるを得なかつたが、周知の如く、安南人はクメール人に取つては侵入者であり、宿命的な敵であつたので、止むを得なかつたといへこれは極めて拙劣な方法であつた。

公立學校の普及が意の如くならなかつたので方針を改めて、從來の寺小屋を改良し、此所で僧侶を教師として世俗的初級教育を施すことが考へられたが、此の際にも數名の先覺者とも云ふべき聰明なる人々の慧智が働いてゐることは見逃し難し。即ち一九〇八年、Kompong-cham 州の理事官 Beaudoin 氏及同州首邑の公立小學校長 Mémétier 氏によつて僧侶の力を利用する新寺院教育の試が爲され、次で十數年の後一九二四年、彼等の創意は Kampot 州長官 Richomme 氏及初等教育視學官 Manipoud 氏の手を受継がれて完成を見た。これ等の人々は先づクメール民族を知る事に努め(その爲には先づ同じ言語を語り之を通じ、その結果、カンボジアに於ては僧侶の援助なしには何事をも爲し得ぬとの結論に達したのである。而て僧侶の援助を借る新寺院教育の要旨は次の四點より成るものであつた。)

(a) 民衆教育は一切僧侶の手に委ねること、(僧侶の大多數は學校の經營を行ふのに必要な學識を有してゐた)。

(b) 一種の師範學校とも云ふべき Ecole d'application (以下教員養成所と譯す)を設けること。——教員養成所に於ては一面學力の完成をも圖るが、主として教授上の技術・方法を教へることを目的とすること。

(c) 寺院學校に於ける唯一の教授用語としてクメール語を用ひること。

(d) 寺院學校に於ては極めて單純且實用的な知識を授け、讀・書・算數の範圍に限ること(此の種の學校の目的は米田其の他に働く者を教育して一年乃至三年の後には自ら事を處理することが出来る様にし、不親切な物識りや狡猾な支那商人から保護する所にある)。

新寺院學校發展の上の最大難關は僧侶の協力を得ること、就中教員養成所で教職陶冶を受けさせることにあつた。然し創始者の信念と權威とは凡ゆる困難を克服するのに十分であつた。一九二四年三月四日、最初の教員養成所が Choeng Kriel の寺院に開かれ、其の翌年には早くも四名の聽講生が巢立ち、同州内に四つの寺院學校が開かれた。養成所は僧侶の宗教上の勤行の妨げとならぬ爲の心遣ひから午後だけ開かれ、俗人のカンボジア人教師が模範授業を行ひ、僧侶がそれを真似るといふやり方であつた。其の後數年の間に、免れ難い幾多の困難に打克つて、更に十箇所許りの養成所が開かれ、其所で養成された僧侶教師の手で五十八の寺院學校が開設され、約三千人の生徒を收容した。

この成功に鑑み一九三〇年十二月十六日の勅令によつて此の制度が全邦内に施行されることとなつた。一九三七年には邦内各州に養成所が設けられ(總數十二)、其所で養成された一、〇八〇名の僧侶教員の手によつて七〇四校の改良寺院學校が開かれ、其の生徒數は三一、一九五名に達した。

高等教員養成所——一九三六年には更にブノンペンに高等教員養成所 Ecole supérieure d'application が設

けられた。此所では既に教職にある僧侶教員が更に高等の教育を受け、各州の教員養成所の所長となる資格を與へられる。

寺院學校の教員として僧侶を起用する制度は民衆の宗教心を満足せしめ、社會的摩擦を除去した外に、經濟的に見ても比類なき特典を有する。即ち教職に就いた僧侶も他の一般僧侶と同じく佛教の戒律を守り、佛の榮光の爲にのみ働き金銭の贈與を受けず、従つて豫算編成上の負擔とならない。併も、無報酬であることが決して教育の弱體化を意味せず、僧侶教員と他のカンボジア人教員（師範學校で養成され公立學校に働く有資格教員）との間には、知的水準並に教職上の能力の點に於て殆ど差異が認められず、それは教育の結果によつて十分實證されてゐる。即ち僧侶教員側の要請によつて寺院學校修了者は他の公立學校修了者と共に土民初級教育修了試験を受け得ることになつたが、其の成績は極めて良好で後者に比べて殆ど遜色がない。しかも茲に銘記すべきは、寺院學校では午後半日しか授業を行はず、午前中は宗教上の勤を果す爲に空けてあることである。半分の時間で殆ど同様の成果を擧げ得た事實を如何に説明すれば良いだらうか。

ヴィアル氏は言ふ。「その理由は殆ど今迄説明した所に盡きる。即ち公立學校は西歐からの輸入人物であり、思想・傾向共にカンボジア人の心に深く訴へる所がなかつたのに對して、改良寺院學校は民衆の要求に基いて計畫され發展したものである。その差異は公立學校と寺院學校の教室内の模様を對比したゞけで明瞭である。前者では、特にフランス語の時間など、兒童の顔は束縛と倦怠そのものであり、自分も十分知らぬ言葉を語る教員にも熱意がないが、これに反して、寺院學校では、平素から良く知り且敬愛してゐる僧侶が、自分達の言葉でやる講義に、生徒達は眼を輝かせ體を乗り出して傾聴してゐる。母國語こそは一民族の過去の歴史及過去の文化を擔

ひ、民族的活動の原動力をなすものであり、従つて兒童をその民族に結びつける最も強力な絆である。印度支那諸民族、就中安南人及クメール人には民族的活動力は決して枯渇してゐるのではなく、單に不思議な・無表情な・物悲しげな微笑の奥深く包み隠されてゐるに過ぎない。この表面的無氣力を克服し、民族の精神的復興を行ふには母國語による教育を通じて行ふのが最捷徑であらう」。

(註) 同様の問題は蘭領東印度でも起つたが、一九〇七年來オランダ人が採用した方法は、取りも直さず、フランス人が幾多の誤謬と躊躇の後結局歸着したのとほぼ同様のものであつた。しかもオランダ人の方が一足先に着手したので（單に學校教育の問題に限らず、一般植民政策としても一歩進んでゐたので）、オランダ人の東印度經營に於ける經驗は、フランス人の印度支那經營に資する所大であるとヴィアル氏は主張してゐる。オランダの植民政策就中民衆教育政策を知るに最も適當なものとしてカト・アングリノ氏の植民地問題 A. D. A. de Kat Angelino, *Le Problème colonial* (Come II, p. 257 sqq) があるが、同氏も此の著書の中で民衆教育に於けるオランダ語教育が、多額の經費を要するにも拘らず無益であることを指摘してゐる。

(3) 山間普及學校（少數民族）

人口一千八百萬を有する安南人（トンキン、安南、交趾支那）及同じく三百萬を有するクメール人（カンボジア）が人口の點から言つても文化的水準の點から言つても二大民族の名に恥じぬものであるが、その他に諸種の少數民族が各所に占居し各異つた言語と風習とをもつて生活してゐる。所謂少數民族中には交趾支那に於けるカンボジア人（約三十萬）の如きものもあるが、これはカンボジアに於ける同族の者とは異なる生活を送んでゐて特筆すべきことも無い（彼等の爲にカンボジア語を用ひる特別學級又）。其の他の少數民族は主として安南脊梁山

脈の人に忘れられた谷の奥に住むインドネシア系のモイ族及トンキン高地地方に棲息するモンゴロイド系のマン、メオ、タイ、トー其の他の諸民族より成るが、嘗てチャンパ王国を建設した大民族の後裔たるチャム族 Cham (現在交趾支那及カンボジアの諸所に散在)も忘れ難い存在である。これ等の諸族は何れも原始的な未開人で、且、地(するが民族的團結心はかなり鞏固である)方により極めて不統一な言語を用ひ、中には文字を有せぬものもあつて、其の教育は甚だ困難であるが、フランスは之等の民族の爲に特殊の普及學校を設けてその教化に努めてゐる。これを *Ecole de Pousse* (茨の中の學校) とか *Ecole d'apprivoisement* (教化學校) とか呼んでゐる。以下これを總稱して山間普及學校とする。

此の種の學校は村落學校や寺院學校にもまして、對象とする民衆の生活程度・環境・文化等に適合する様に組織されてはゐるが、その性質上、これが普及發達には幾多の困難を克服する必要がある。先づ第一の困難は、教育しようとする對象が定住民族でないことである。彼等是一種の火田民とも稱すべき者で、餘りにも移動が激し、その巡回學校 *ecole ambulante* などは用をなさない。その爲、比較的人口の多い中心地帯に學校を設け、且生徒を引留める爲に寄宿制度を併用して無料でそこに收容した。野生的な生活に馴れた兒童は、最初の中は窮屈な寄宿舎生活に堪え切れず(勿論、寄宿舎の制度は極めて自由にしてあるのだが)捕へられた若い野生の獸の如く、自由を求めて遁走する者が一再ならずあつた。今日でも時折は狩の興味に誘はれて一兩日も姿を見せぬ生徒が屢々あるが、結局は歸つて來るといふ。寄宿舎の様式は矢張りモイ式ではあるが、附近の小屋に比べれば宮殿の様に立派であり、衣食は十分に醫療設備もかなり整つてゐるのであるから歸つて來るのは當然であらう。

教科内容も各學校毎に異なるが極めて單純化し、住民の生活上の要求及その知的能力に最も良く適合せしめ得る様にじてある。科目は一般に讀・書・算數と衛生及部族の風習の程度に限られ、程度に應じてそのほかに民衆文學

及部族の道德等が加へられる。その他、原始的な彼等の性能に適する手工及作業には最も多くの時間を割き、作業室内での簡單な手工、農耕に必要な機具の使用法等と共に其の地方に多い作物や樹木の栽培法を教へる。其の爲に必要な農園・菜園・作業場等は校舎に隣接して設けられてゐる。

教員及教授用語——教授用語としては各民族の母語を用ひるのが理想的であることは言ふ迄もないが、土着民の中から教員を得ることが困難であつたので、安南人を用ひ、多くは安南語を教授用語としてゐた(それ以前はフランス語を用ひ)。然るに、安南人は土地の言葉が出来ず加ふるに山岳地方の氣候が適せず、更に(一層悪いことには)同一又は類似の祖先に發するこれ等の少数民族を愛せず、寧ろ彼等の粗野な風習に恐を抱いた。結局、如何に困難ではあつても、各少数民族の中から教員を養成する以外に根本的解決の方法は見出されない。父兄、子弟共に教職に對して何等の魅力も感ぜず格別の尊敬も拂つてゐないモイ族(その中の或部族は文字をも有せぬ)の中から教員を養成することは特に困難ではあつたが、多年に亘る努力の結果は近年に至つて漸く實を結びかけてゐる。

現在トンキン高地地方には一一四名のトー族 *Tou* 教員と四名のタイ族教員とが既に教職に就き、又、モイの一部族たるラーデ族の教員も目下キ・ノン *Quinhon* のコレージュやユエの高等小學校附屬師範科で養成されてゐる。土着民教員の養成が完成して各民族の母語による教育が可能となれば生徒數は急激に増加するものと思はれる。現在の所、これ等少数民族の中ではタイ族及トー族が同族出身の教員等を有し、生徒數も最も多いが、其の他の部族(殊にラーデ族)の教育もかなり著しい進歩の跡を示してゐる。

例へば南安南ダラックなる *Moi-Rhades* 族居住地域の中心バン・メテオ *Ban-Méhuot* にある教化學校は一九二六年の創立にかゝるものであるが、現在の生徒數(ウイアル氏による)は八五〇名で、寄宿生のみで五〇〇

名以上に上るといふ。安南高地地方の學校に關する新しい統計を缺く爲詳細は明かにし得ないが、此の學校の授業はラーデ語によつて行はれてゐるので、生徒は殆どラーデ族であるとして差支へない。これを左表と對照して見る時、ラーデ族間に於ける教育の急速なる普及ぶりが察せられる（モイ族は一般に勇敢であるが、その中で、ラーデ族は知的にもかなり優れてゐる）。又チャライ族の學校が Pleiku 及 Cheores に、バーナル族の學校が Kontun に一校設けられ、其の他のモイ族を加へれば生徒數は一、五〇〇名に達するといふ。又、チャム族の學校も交趾支那及安南に數校存する。

かくの如く印度支那に於ける少數民族の學校は未だ漸く其の緒に着いたに過ぎぬが、前途に對する期待は極めて大きい。幾多の艱難と孤獨とを物ともせず、熱帯風土病の危険に身を曝しつゝ原始林の奥深く分け入つて、これ等未開の少數民族に光を投じ、現代文化の恩澤に浴せしめる端緒を作つた幾多の先覺者の努力に對しては民族の利害を超越して感謝と敬意とを捧ぐべきであらう。一九三七年度の印度支那統計年鑑に載せられた最近二箇年の各民族別の生徒數を五年前のものと比較すれば左表の如く、其の急速な發達の跡が見られる。

第六表 安南及トンキン高原地方に於ける民族別生徒數

(イ) 安南脊梁山脈高原地方

人種	一九三〇—三一年度	一九三四—三五年	一九三五—三六年度
安南人	一、二七九	一、三一一	一、六一六
タイ族 (thais)	八一八	二九三	二三五
ムン族 (muongs)	八八	四六三	五〇一

合計	moi			
	ラーデ族 (rhades)	バーナル族 (bahars)	チャライ族 (djirais)	其の他のモイ族
合計	二、五五六	三、一六四	三、七七三	
セダン族 (sedangs)	六	二七	四〇	
チャム族 (chams)	一七六	二五〇	三三〇	
ラーデ族 (rhades)	一八七	四六〇	六五九	
バーナル族 (bahars)	二〇	二八	五八	
チャライ族 (djirais)	六四	一二七	一八七	
其の他のモイ族	一九	二〇三	一三八	

(ロ) トンキン高地地方

人種	一九三〇—三一年度	一九三五—三六年度	一九三六—三七年度
安南人	四、五七二	五、四九六	七、三〇八
タイ族 (thais)	六、二九〇	六、三四五	四七八
トイ族 (chos)	一、一一〇	一、三九〇	六、〇五八
ヌン族 (nungs)	一一一	二九九	一、二五九
ムン族 (muongs)	四〇	九七	三二二
マン族 (mans)			六二

メ オ 族 (Métis)	一二	二	一一
支 那 人	四九九	四七九	四七三
其 の 他	一一一	一〇八	九三
合 計	一二、八五五	一四、二一六	一六、一六四

(註) 一九三〇—三一年度統計にはコロロ (Colos) 族一名が記載されてゐるが、新しい統計には別にあげられてゐぬ故、之を其の他の中に算入した。

○土着民初等教育に関する諸問題

印度支那の土着民教育に於ける最大の問題は何と言つても、如何にして教育を山間僻地にまで浸透せしめるかといふことである。此の問題を解決する爲に先づ普及學校の制度を採用して經濟的負擔の緩和を圖ると共に教育を地方的經濟的事情及住民の知的水準に適合せしめることとしたが、教科書の編纂、教員の養成、學科課程の編成等すべて此の觀點から爲されてゐる。上記の中、學科課程の編成に就ては既述の如く、又、教科書及教材に關しては單に土着民第一段教育のみに關する問題ではないから、後に一括して述べるが、フランス本國とは異り國定教科書を採用してゐる。教員の養成に就てはラーデ族其他の少數民族以外の一般教員に關しては未だ觸れなかつたが、之は教員養成機關たる高等小學校コレージュの附屬師範科の項に譲る。

其他一般に教育の普及を圖る爲の補助的施設として林間學校、養護學級、成人講座、移動學校等があり、學校基金及之を基礎とする學校給食の制度も大々的に行はれてゐるが、これ等に就ては第六節(學校教育に關聯す

る補助的施設)を参照せられたい。

以上要するに尋常小學校、就中初級學校は大學や中等學校とは異り、全く地方の社會的經濟的事情及要求並に兒童の能力に即して組織された極めて獨創的なもので、これこそはフランスが最近約三十年の間に何もなから一つ一つ新しく創り上げた最も意義あるものであらう。

尙、印度支那社會の現状より見て、目下の所第一段教育に全力を傾注すべき事情にあり、且、この状態は今後とも相當長く續くであらう。初等教育の普及に關しては一九〇六年、安南皇帝は教育に對する熱情に驅られ、現實を無視して教育の義務制を定めたことは先に述べた通りである。次で——之は別に非難すべきことではないのだが——一種の競争心から、カンボジア王も一九一一年に同様の勅令を發し、最後に一九二七年には交趾支那も亦教育の義務制を定めた。然しこれ等の勅令や法律も現實の前には如何ともし難く、纔に交趾支那のみが(男子のみについて)曲りなりにも之を實施し得る程度に過ぎない。

一九三六—三七年度に於ける生徒數の統計は別表(一四三頁参照)の如くであるが、尙ヴィアル氏によれば、一九三八年現在に於ける公立初級學校(全科尋常小學校、初級科を含む)、村落學校及山間普及學校等の生徒數合計は四二、七七八名、尋常小學校(Cycle primaire 即ち全科尋常小學校の後期三年)の生徒數は六一、五四〇名であつた。これ以外に私立學校の生徒が約九五、〇〇〇名あり、公立小學校初級科、尋常小學校を通じて合計約五十七萬に達するが、之に對して學齡兒童數は百萬を遙かに突破し、就學率は公私立を合算して漸く五〇パーセントを僅かに超える程度である。殊に女子の就學率は極めて低く、僅かに一五パーセントに過ぎず、將來この方面に努力を傾注する必要が痛感されてゐる。

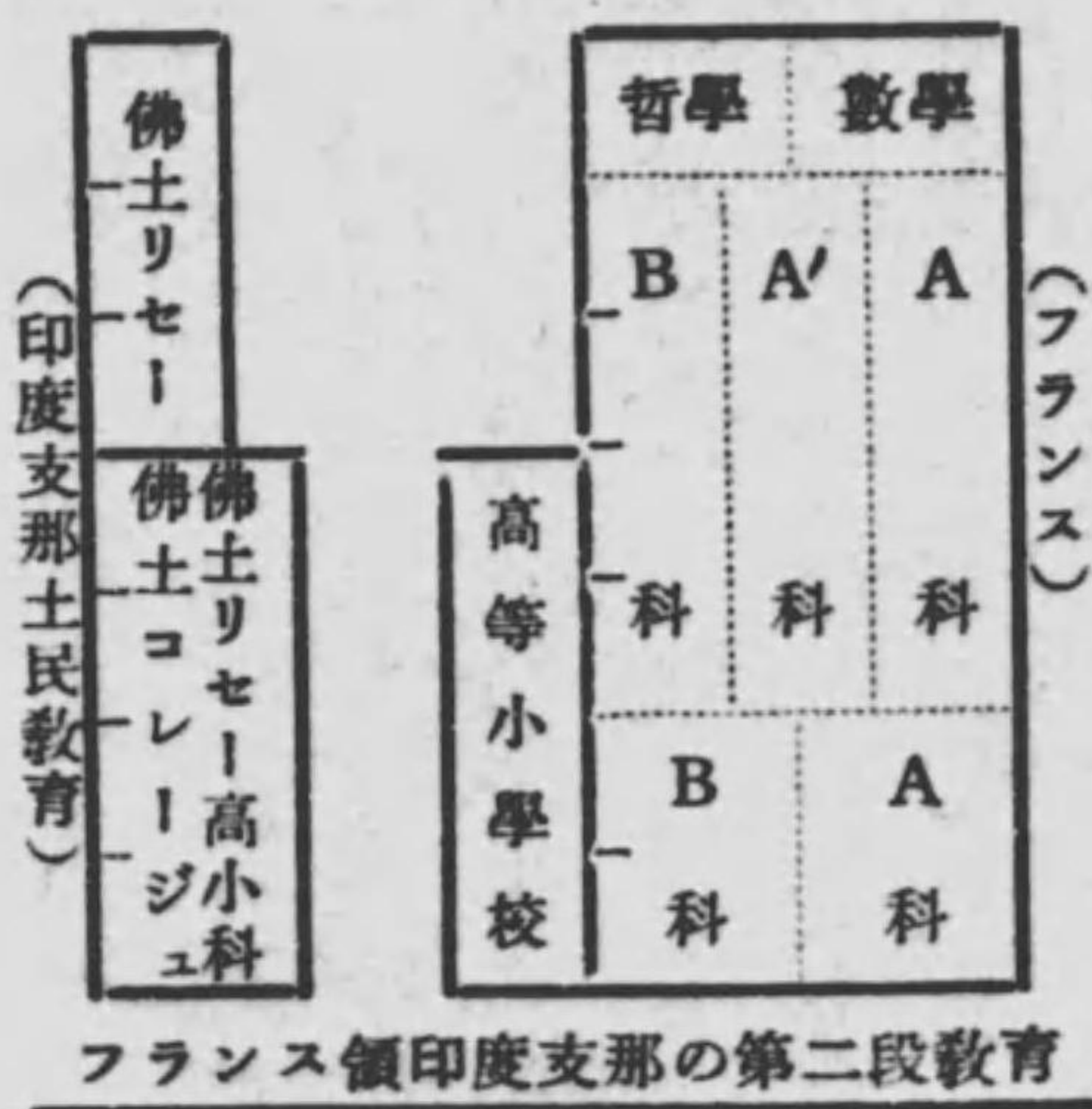
(二) 土着民第二段教育機關

(附 教員養成機關)

土着民第二段教育は先づ第一にフランス人教育とは違つて何か新しいものを持つてゐること、第二にフランスの植民政策の移り變りを辿り得べき痕跡を止めてゐること、最後に殆ど相反するとさへ思はれる二つの思想、二つの文化の間を往還する印度支那の深刻な悲劇を如實に示すことから、フランス本國の教育制度を知る者に取つては此の地に於けるフランス人教育よりは遙かに興味ある問題である。

土着民第二段教育の最も重要とは言ひ得ぬ迄も最も興味ある特徴はその組織にある。フランス本國に於ては高等小學校 *école primaire supérieure* と近代的中等學校 *école secondaire moderne* と古典的中等學校 *école secondaire classique* の三種の第二段教育機關を併行的に存続せしめようとする希望と、所謂統一學校の運動即ち大學入學資格獲得に至る迄受験地獄に煩はされぬ單一の教育機關を設けようとする計畫とが對立し、之に政治上の利害關係が絡んで問題が紛糾したが、印度支那に於ては唯一種の中等教育機關が存するのみで、本國に於けるが如き數種の中等教育機關の對立は見られない。且又、所謂試験地獄の問題も、中等教育が純然たる選良の爲の機關であり、且、科擧の制度によつて鍛へられた印度支那の住民は、競争試験に打勝つて入學を認められることを名譽とこそ思へ之を忌避するが如き傾向は少いので殆ど問題とならない。

第二段教育の修業年限は七箇年で、佛士高等小學校と佛士リセーとがあるが、既述の如く、これは併行的存在ではなく縦に連る一聯の組織をなすもので、この兩者は縦の學校種別を示すものではなく横の段階を示すもので



ある。フランス本國の第二段教育との差異を圖示すれば左の如く、本國の學校が中等學校と高等小學校との區別の他に、リセー内部でも古典的な學科と近代的な學科との區別があるのに對して印度支那のそれは單一科より成り、他面、後者にあつては嚴然たる横の段階の存する所に歴然たる差異が認められる。而て第一期のみにて終る者にも完成した知識を與へる爲に、第一期第二期共に完成教育を施すことになつてゐる。

然し、以上の如き差異は單に外見的なものに止まり、より重要なのは教育の本質、即ち學科内容に關する問題である。政治的・社會的思想及組織が學校教育に及ぼす影響、或は經濟的財政的環境が之に加へる壓力は印度支那の如き新しい國では殊に著しく、現在の印度支那に於ける土着民第二段教育の教授要目の甚だ奇異にさへ感ぜられる盛澤山の構成は、之を歴史的に考察せぬ限り説明がつかない。

土着民第二段教育發達の歴史的考察(土着民教育とフランス人教育の同一性に伴ふ缺陷)——フランスが印度支那の經營に着手した當時、其所には既に古くから固有の學校があり、教員は政府當局から任命されて一般大衆の尊敬の的となつてゐた。新しく經營に乗り出したフランス側では之が消滅せぬ様に心掛けると同時に、政治的・經濟的必要から、之に代るべき新しいものを急速に作る必要があつた。然るに最初の頃は資金・建築物・教職員から指導理念や教育計畫に到るまで凡ゆるものが缺けてゐたので、先づ差迫つた最も急を要するものから着手されることとなりフランス人子女を入れるリセーが創立された。即ち印度支那に於ける凡ゆる公教育の中でフラン

ス人第二段教育が先づ第一に取上げられたのである。

フランスの印度支那占領後暫く續いた全面的な西歐排撃と統治者に對する反抗が治まり、一部の住民はサイゴンやハノイに設けられたリセーに大きな魅力を感じ、競つて入學を希望する様になつた。統治者側でも主として政治的理由から土着民子弟の入學を許可することゝしたので、生徒數が急激に増加し校舍は狹隘を告げるに至つた。そこでリセーの擴張が必要となつたが、其の際兩様の方法が考へられた。第一は現存のリセーとほぼ同様の分校を作り、一方にフランス人子弟を入れ、他方を土着民子弟に開放することで、之は比較的容易な方法であり、同時にフランス人と同一の教育を受けることを望む土着民の希望とも合し、且又、當時の植民政策の信條たる同化の精神とも合致するので一應歓迎された。然し既に當時から、事情に通じた一部の心ある人々は印度支那の住民は未開のアフリカ土民等とは異り、固有の傳統・歴史・文化・思想を有し、之に對して純粹にフランス的な教育制度を適用することは決して望ましいことではなく、甚だしい弊害を生ずる虞さへあることを察知し得てゐた。第二の方法は印度支那土着民だけの爲に新しい形式のリセーを作り、彼等に地中海的・西歐的教養ではなく、極東固有の特性を備へた教養を與へることで、これは總てを新しく造り出す必要があり、前者に比べて遙かに困難な方法である。此の方法はその困難さの故から（又、主として虚榮心に基く土着民側の單純な希望とも合致しなかつたので）一應考慮の外に置かれたが、第一の方法の危険性を論ずる識者の聲も高まつたので、後者の方法を多少考慮に入れた妥協的な佛土リセー *lycée franco-indigène* が考へ出された。

フランコ土民なる名稱の下に兩者の長所を採り入れた新形態の學校が考へられたものではあらうが、實際はそれは單なる希望乃至理想に止まり、印度支那的要素は極めて少く、少くとも地理・歴史・博物の如き具體的性質

を有する學科の授業に際してはなるべく其の實例を印度支那の環境・歴史・生物等の中から選ぶ様に」といふ教師に對する勸奨の程度を出せず、フランス本國の教授要目をそのまま採用してゐた。教員にしても未だ土着民教員が得られなかつた所から總てフランス人で、それも主としてフランス人リセーの教授を借りて來たので、間もなくフランコ土民教育とフランス人教育との區別はなくなり佛土といふのは名のみとなつた。

然し印度支那の住民に就ての認識が深まり、彼等の能力、現在の環境、過去の歴史等に就て深く知るに及んでかくの如き教育の藏する危険性が明かになつた。殊に所謂「フランス歸り」の青年、即ち知能・性質共に優れた土着民青年の中から選ばれて本國への留學を命ぜられ、本國の大學で法律・文學・醫學・自然科學等を修めた優秀なるべきフランス歸りの青年の歸國後の狀況がこの危険性を一層明白に裏書した。フランスと印度支那との精神的交流を目的として計畫された「土着民青年を本國に留學せしめる」給費制度は決して無益ではなく、自己の得た教養に相應しい地位又は職業に就き得た一部の者は期待に背かぬ仕事を成し遂げた。然し其の他の大多數の者は、得た教養が却つて禍して適當な職が得られず、社會生活では勿論、家庭生活でも少しも滿されることなく、甚だしい失望と落膽を感じさせられてゐる。實際、父祖傳來の儒教的或は佛教的教養を捨て去り周圍の者から理解されなくなつたにも拘らず、他面、新しい西歐文化には接する事日尙淺く、且、本質的に相容れぬものがあるため之を完全に身につけるには至らず、自信もなく指標もなく東洋と西洋との間を浮遊し續ける彼等の苦惱は察するに餘がある。本國留學から歸つた或安南青年は彼等青年層の苦衷を訴へて大要左の如く述べてゐる。

「我々今日の青年層の最も著しい特色は前代との完全な絶縁であり、それは一種の轉換を示し、新しい時代の開始を告げるものである。實際、我々のすぐ前の時代の者には儒教の名残があり、西歐文化は未だ吸收期であり或

は西歐の侵入に對する抗爭期であつた。然るに現代の青年層は既に出生の時からフランス文化の洗禮を受け、フランス的秩序と平和の中に成長して來た。儒教的傳統も持たず、過去の歴史に就ても知らぬ白紙の状態でフランス的教養を受けた幼年期には、恰も金髮のゴール人を祖先とするかの如き錯覺に陥つてゐた。更にリセーに入ればフランス人の學友と共にユークリッドの幾何學やデカルトの哲學を學び、フランス語で語り、考へ、感じ、生活環境こそは安南であるが、全くフランス人同様の思想感情を持つに至つた。これが更にフランス本國に留學して農村に、或はパリにフランス人の生活を送つた結果は知的・情的・社會的生活、換言すれば人間生活の總ての點でフランス化し、彼等に殘された安南的なものは單にその外貌のみに止まつた。

かゝる青年が魂の故郷とも云ふべきフランスに別れて盡きぬ名殘を惜みつゝ故國に歸るとき、彼等の唯一の希望は「安南の爲に奉仕することであつたが、之が逆に彼等の失望の種となり上陸第一歩に於て彼等の希望は悉く裏切られるのである。若し彼等が左程有能でなければ人々の輕蔑的となり、餘りに有能であれば嫉妬を受ける。偶々妥協が成立して提携が行はれるかに見える時も、實は青年達が到底受諾し得ぬ様な職場を當がつて青年の方から斷らざるを得ない様にするといふ様な偽善的な瞞着が行はれ、青年達は自己の得た教養の爲に却つて飢餓に瀕するか或は向上の希望もなく無氣力となつてしまふ。かゝる氣の毒な青年層に對して安南人社會は同情の眼を注ぐどころが、常に惡意を以て臨み、彼等の思想・感情・態度・物腰は勿論、彼等の近代性に至る迄悉くを非難する。

かくて社會的環境の中に於ける精神的支柱を失ひ、社會生活の自信を失つた青年達は纔に象牙の塔に立籠つて其所で心の靜謐を得たいとのさゝやかな願を持つ。然しそれすらも家族的環境より來る障礙の爲に容易に得られ

ない。新舊兩時代の隔りから來る兩親の無理解は何處にもあり勝のことではあるが、印度支那では特殊の事情からそれが特に著しく、青年の不幸は更に悲劇の様相を帯びて來る。即ち現在の青年層の兩親は千年來民族の精神を養ひ來つた儒教的精神を未だ失はず、西歐的な影響は外面的なものに過ぎぬが、之に對して青年層にあつては西歐的なものは彼等の血液の中に浸潤し、特にフランスに留學した程の者では、東洋的なものは殆ど失はれてしまつてゐる。かゝる青年が故郷の社會には容れられず兩親には理解されず堪え難い孤獨に陥るとき、彼等はせめて同年輩の乙女達の中に心の理解者を求めようとするが、安南の女子教育が男子の教育に比べて甚だしく遅れてゐると、舊時代に生きて來た兩親達が兩性の不平等性を堅持して譲らぬ所からこれ又徒勞に歸する。……かゝる不幸を孤獨と苦惱との中にあつて尙かつ生きて行くことが出來、生きて行かうと努めるのは、來るべき次の時代の者に自分達が甜めたと同様の苦惱を甜めさせまいと冀ふからである云々」。 (Nguyen-manh-tuong:—Sours et l'arnes d'une jeunesse p. 102 sqq.)

かくの如き怖るべき「世紀病」の最大の原因は教育にあり、しかもそれは今日始まつたことではなく、根源は遠く「同化政策」を初めて採用した日に迄遡り得る。従つて之を癒すには政策を變更して「協同政策」を採用する以外に方法はない。茲に云ふ協同政策とは「偉大なる兩民族が相手の思想・傳統・生活様式を尊重し、その特殊性を保持しつゝ、共通の目標、共通の利益に向つて各々その分を盡す」政策である。而て此の政策は既に二十年來印度支那總督府植民政策の底流を爲すものであつた。

第一次改革とその失敗——前記の協同政策が表面化し具體化するに従つて土着民教育の組織及指導方針も變化せざるを得なくなり、一九一八年三月、總督アルベール・サローの有名な教育に關する通牒となつて現はれた。

此の通牒は非常に重要な意義を有するもので今日でも尙「印度支那教育の大憲章」と考へられてゐる。此の通牒では先づ「印度支那民族がヨーロッパ民族とは根底から異つた性格を有し、其の児童はヨーロッパの児童とは全く異つた物質的社會的環境の下に成長する」ことを指摘し、そこから直に「印度支那民衆の爲に新しい別系統の中等教育を創造することが得策である」と結論した。かくて印度支那には、(1)ヨーロッパ人児童を對象とする純粹にフランス的教育と、(2)土着民の知的精神的陶冶を目的とし「(前記)純粹に印度支那民衆を對象とする獨立のフランコル土民教育の兩者が必要となつて来る。その爲には互に異なる兩様の條件、兩様の要求に應ずべき別種の學科課程及教授要目が必要となるが、遺憾ながら前記通牒で兩種の教育の差異を極めて的確に指摘した後、最後の章で不用意にも兩者の接近を認める様な口吻を漏した爲に、(新教育の方向に多大の混亂を惹起した。即ち「普通教育の理想の達成に向ふ共通の努力は結局兩種の教育の質的量的の一致を招來し、土着民教育の教材は特殊の環境下に於けるフランス人教育教材の適用となるであらう」と述べた爲、先に自主的獨創的であるべきものと定めた印度支那教育を、單なるフランス教育の譚案乃至模倣に過ぎぬものと考へしめる虞を生じたのである。

何故にかゝる註釋を加へたかに就て總督アルベール・サローは「改革に對する反對は寧ろ印度支那住民の側から起つて來た」と説明してゐる。即ちフランス人爲政者側で漸く同化政策が印度支那民衆に取つてもフランス側に取つても決して好ましいものでない事に氣付き始めた頃になつて、印度支那民衆側で無性に之を望み始めたのである。従つて彼等の無分別な希望に反する改革案の利得を納得させ之を受入れさせる爲には、機に臨んで善處し得る才能と、徐々に解決を圖る忍耐とが必要である。所が不幸にして偶々新改革案の實施責任者たるべき地位にあつたタラマ總長 Recteur Thalamas は甚だ急進的な、眞理に對しては如何なる障礙をも顧慮することなく突

進する型の人物であつた爲、新指導理念に従つて一九二八—一九二九年に彼が行つた改革はかなり過激なものであつた。改革の内容は大要次の如くである。

- (a) 修業年限は本國の中等教育と同じく七箇年であるが、總ての生徒が同一の教育を受け、文科理科等の區別がない。修了者には一定の試験を経て“Brevet de capacité de l'enseignement secondaire franco-indigène”と稱する資格證書を與へる。此の試験は二部に分れ、第一部試験はリセー中等科第二學年(通算第六學年)修了を以て受験資格とし、第二部試験は第一部試験の合格者にして中等科第三學年修了者を受験資格とする。試験の種類も免狀の種類も單一である。
- (b) 中等教育七箇年の課程が全く獨立した二つの段階に分れ、第一段の四箇年は修業年限、生徒の年齢、教材の構成、教育精神等の點で本國の高等小學校教育に類似し、第二段教育は第一段課程の修了者を入れ、これこそ正眞の中等教育を行ふ所である。

(c) 教科目はフランスの中等教育と同一の科目即ちフランス語(これは他の諸學科の教授用語でもあつた)、歴史、地理、哲學(一學年に集中せず、最後の三箇年に分割教授した)、數學、物理、博物等と、「極東古典科」(或は極東人文科)と名付けられる諸科目とから成る。後者は本國の中等教育に於ける古典科 humanités anciennes 及近代人文科 humanités modernes の占める地位と役割とを受持つもので、母國語(母國語及カンボジア語)、母國語の元となつた諸國語(支那語、パリ語、梵語等)、文學(安南、カンボジア、パリ、梵語等の極東諸國語で書かれた傑作の研究及註釋)、西洋哲學と對照させた極東の哲學(ソクラテスと孔子、佛教とキリスト教等)、極東史及隆盛時の印度支那史(特にチャム、クメール、支那、安南等の印度支那藝術に就て強調)、印度支那の地文地理及

人文地理等より成る。

改革案は一九三〇年から実施に移されることとなつたが、パスキエ總督、タラマ總長以下の大努力にも拘らず印度支那民衆の反撃にあひ、頭初から蹉跌を來した。蹉跌の最大原因は改革案が生徒の父兄の誇を傷付け、希望に反したことである。先づ第一に改革案は餘りに理想にはしり、美し過ぎた。即ち改革案では特に“humanités extrême-orientales”（極東人文科又は古典科）なるものを強調してゐるが、之は現存するものではなく寧ろ今後生み出すべきものであつた。教育學上から見た古典科なるものは、高度に人間的な一文化の表現たる凡ゆる傑作の中からその精華を抽出し、之を生徒の精神の糧とする目的を有するものであるが、安南文學の傑作といふものは恰もヨーロッパに於ける中世の文學作品の如く、一般學生には近寄り難いもので、少くとも教室で使用するには之を撰抄する必要があり、しかも撰抄の元となるべき原典が容易に入手出来なかつた。カンボジア文學や支那文學に就ても同様で、梵文學に至つてはこの困難は更に甚だしかつた。歴史に就ても部分的研究には見るべきものがあつたが、教科書として使用するに足る概括的な完成したものではなかつた。

教材の不足に加へて、更に、かゝる新しい學問を教へ得る教員の存しなかつた所に第二の難點がある。如何に立派な改革でも之を實施して行く人間が居なければ實施不能に陥るが、特に一つ一つに就て新しく創造して行く必要のある學問に關する場合、特にその影響は著しい。

第三に生徒の負擔が餘り重過ぎた所に致命的な缺陷があつた。印度支那中等教育の修了を證明する Brevet de capacité が本國のバツカローレアと同等と認められる爲には——それなくては誰一人入學する者はなくなるであらう——バツカローレア試験に含まれた全科目を教へることを要し、更にその上に印度支那古典科なるものを

附加するので本國の中等教育より遙かに負擔が増大した。

更に又、改革案の現はれた時期が恰も印度支那民衆のフランス的なもの特にフランス的教養に對する心酔の最も激しい時期であつた。一時代を風靡する思潮には抗すべくもなく、改革案は纔に實現の端緒についたゞけで早くも挫折し、教授達は間もなく舊來のフランス的な方法に還り、生徒達は Brevet de capacité よりは一層容易なバツカローレア試験に趨つた。その結果、遂に印度支那教育局長ベルトラン氏は、一九三七年度の公教育に關する報告書の中で、この地方的バツカローレアとも呼ぶべき Brevet de capacité に對する弔辭を述べるに至つた……「一九三七年六月に行はれた第一部試験の志願者は全印度支那を通じて僅かに七名に過ぎず、而もその全部が實際の受験を中止するか、或は受験した者も全部不合格に終つた。假令志願者が一人でもある限り今後も續けては行くだらうが、然し此の試験は極東古典科の上には何物をも齎すことなく、唯一の貢獻は佛土リセーの人員過剰を防ぐ位のものである」云々。

第二次改革——第二段教育に地方的特色を與へ、之を地方的事情に適合した計畫の上に打立て、行かうとする第二の試は、ベルトラン總長 Recteur Bertrand（前掲の局長と同一人）によつて始められた。この改革は次の二點を根幹とするもので、第一次改革に比べて遙かに穩健であり、效果的でもあつた。

①フランス中等教育の學科課程及教授要目に準據しつゝ、それを出来る限り印度支那の土地・環境・歴史・制度・風俗習慣及生活の實際に近付けること。

②印度支那の諸國語を重んじ、且、その教授法としては、フランス人が外國語の學習に用ふる方法ではなく、自國語の學習に用ふる方法を採用すること。——（之は印度支那諸國語が一世紀以上も放置されてゐた間に起つ

た口語と文語との甚だしい相違によりかなりの困難があるに違ひないが、母國語の學習は民族復興に貢獻する所大なるものがあり、多少の困難は克服せねばならない。

備考 修業年限及前期後期の別等に就ては第一次改革と同様。

改革の要旨はかくの如くであつたが、眞に効果ある印度支那古典教育を爲し得る材料は少く、更に教授用語が母語でなくフランス語である點に尠からぬ困難の存することを認めねばならぬ。印度支那に於ける第二段教育が母語を教授用語とし、極東的な教材を用ひ、フランス語（語學、文學及文化）が本國中等教育に於ける英語、ドイツ語其の他の現代外國語と同等の地位と役割に立戻る日が近い將來に來るか否かはかなり疑問であるが、今日では、印度支那青年は西歐に對する盲目的な心醉から醒めて、より中庸を得た健全なフランス文化に對する尊敬の時代に入つてゐることは確である。従つて印度支那土着民の穩健な國民的自覺を確立し、印度支那の傳統的文化を保持しつゝ、西歐文化の最も良きもの、最も人間のものを取入れて之を發展せしめることも不可能ではないといふ認識の下に識者の努力は進められてゐる。

以上述べ來つた所により、**印度支那の學校教育に於ける最大の問題は、印度支那民族を援けて自ら自己の文化を建設せしめるのに最も適した教育の様式を發見し樹立する所にあること**、即ち「同程度の教育を受けたフランス青年と同等の知識教養を有し、同じ程度に新しく開けて居り、二十世紀人としての資格を備へ、加之、フランスに於けるフランス青年ではなく印度支那に於ける印度支那青年として心得べきことを心得て居り、民族的なもの及祖國的なものを失はぬ者」を養成することには明かである。而て其の現況に就て見れば、人口が最も多く最も豊かなトンキンと交趾支那が最も發達し、安南、カンボヂアが之に次ぎ、ラオスが最も遅れてゐる。

分布—第二段教育全七箇年の課程を有するものを佛土リセーと稱し、前期（高等小學科）四箇年の課程のみを有するものをコレージュ・Collègeと稱するが、前者はラオスを除く各邦の主都即ちサイゴン（Lycée Pétrus-Truong-Vinh-Ky）^{（ノイ）}（Lycée du Protectorat）^{（カイ）}（Lycée Kai Dinh）及フノンキン（Lycée Sisowath）であり、後者は合計十八校（リセー高等小學科を含む）存するが、その中フノイの男子コレージュ（生徒數三六〇名）及女子コレージュ（四〇〇名）、サイゴンの女子コレージュ（六〇〇名）、ユエの女子コレージュの四校は設備及生徒數の點で特に重要視されてゐる。これ等のコレージュは將來、内容の充實、上級進學希望者の増加により、リセーに昇格するであらう。次に各邦に於ける第二段教育機關の分布状況を記す。括弧内の數字はヴィアル氏の記述による一九三八—三九年度の生徒數概數でリセーにあつては高等小學科の生徒をも含むものである。

トンキン地方

リセー……Lycée du Protectorat（ノイ）、生徒數九〇〇名、サイゴンのリセーと共に佛土リセーとしての完全な形態を備へてゐる。

コレージュ……フノイ男子及女子（既出）、ナムディン Nam-dinh（三〇〇）、バクニン Bac-ninh（一三〇）、ハイフン Haiphong（一五〇）、ランソン Langson（一三〇）

交趾支那地方

リセー……Lycée Pétrus-Ky（サイゴン）、生徒數九〇〇名以上、校舍宏壯、運動場の設備もよす。

コレージュ……サイゴン女子（既出）、ミト Mytho（三〇〇）、カント Cantho（三〇〇以上）

安南地方

フランス領印度支那に於ける教育

リヤー……Lycée Kai Dinh(トエ)、安南人生徒と共にフランス人も容れ、生徒数は六〇〇名以上、最近の設立にかゝる。

コレージュ……ユエ(既出)、ヴァン Vinh(五〇〇)、キ・ノン Qui-nhon(四六〇)、一九三九—四〇年度フランス學事年鑑によれば更に Than-Hoa に一校設立されてゐる。

尙、ユエに Collège Quoc-Ju-Gian と稱するものがある(上記年鑑)。之は安南王朝時代から存した國立學校國子監の名残で、以前は官吏子弟のみを教育したが、一九二〇年九月改組して尋常小學校卒業生を入學せしめ土着民官吏の養成に當ることとなつた。普通の高等小學校と組織が異なる爲か、ヴィアル氏の記述には見られぬが、便宜上ここに附記する。

カンボヂア地方

リセー……Lycée Sisowath (フノンベン)、最近迄 Collège Sisowath と稱してゐた。佛土リセーであると同時にフランス人リセーとしての形態を備へ、生徒数は約七五〇名。

コレージュ……前記リセーの高等小學校のみ。

ラオス地方(リセーを缺く)

コレージュ……ヴィエンシアン Vientiane (一一〇)

以上の諸學校は總て初級科及尋常科を併有し、リセーの生徒数中にはこれ等全部を包含してゐる。又、一二の例外を除いて、リセー及コレージュは總て寄宿制度を採用し、サイゴンのリセーは三〇〇名、女子コレージュは三二〇名、カントのコレージュは一〇〇名の寄宿生を有し、寄宿舎の設備も整つてゐる。其の他注目すべきこと

は、各學校がそれ〴〵地方的事情及住民の性格を反映し、獨特の様相を備へてゐることである。例へば宮廷に仕へる官吏の子女を入れる女學校はフランス本國の Saint-Cyr を憶はせるものがあり、米田耕作者の子女の多い地方のコレージュはフランス農村地帯の高等小學校に酷似してゐる。これは是等の諸學校が漸く大地に根を下した一證左とも見るべきであらう。

教員——リセー、高等小學校共に本國から來たフランス人教員と、印度支那人教員とから成るが、多くの場合後者の方が多い。原則として、フランス人教員は特にフランス語を以て教へるに適するもの、例へばフランス語、フランス文學、哲學等の授業を擔當することとなつてゐるが、この規則は絶對的なものではなく、各々自己の得意とする所のものを教へてゐる。

安南人教授の中にはフランス本國の教授資格を有する者が居り、數學及文法の教授中には本國の最高の資格たるアグレガシオンの有資格者もある。リサンス資格の所有者に至つては甚だ多い。フランス人教員と印度支那人教員との併用は結果から見て極めて良好な成績を収めてゐる。

○附屬師範科

佛土第二段教育機關中最も設備の整つた重要性を有するものに、小學校教員養成科 Cours préparatoire aux fonctions d'instituteurs が附設されてゐる。ヴィアル氏によれば、第二段教育の第一部(四箇年)を成す高等小學校教育の終了を證明する "Diplôme d'études primaires supérieures franco-indigènes" が同時に尋常小學校教員の資格となると云ふが、後述の如く將來の需要を豫測して師範科の生徒を募集するのであるから、普通の高等小學校のみを卒業して前記の資格を得て公立の全科尋常小學校の正教員となる者は少いものと考へら

れる。

印度支那經營の初に當つては、本國の教育制度をそのまま此の地に移植することとした爲、教員の養成に就ても、各邦に男女各一校の土着民師範學校 *Ecole normale d'Instituteurs (ou d'Institutrices)* を設けることとなつてゐた(一九三〇年當時はハノイ男女師範、サイゴン男子師範及女子師範科、ユエ男女師範科、アノンベン男子師範の七校、師範科は高等小學校附設)。

此の學校は修業年限四箇年で、満十八歳以下(カンボチア人の場合は二十歳以下)の尋常小學校卒業者を選抜の上入學せしめ、官費寄宿制度を採用し、卒業者は卒業後少くとも十箇年以上教職に就くべき義務を負はされてゐた。

土地の事情や將來の需要等を考慮せずに立てられた此の計畫を實施に移した結果は、忽ち卒業生の過剩を來し、師範學校の卒業生中、職がない爲に商人になる者等も現はれた。これは決して喜ぶべき現象ではなく、遂に一九三三年に、經濟的不況及豫算編成難を口實に、師範學校を廢止することとなつた。

其の後三箇年を経て一九三六年に至り、再び教員の需要に迫られて多數のリセー及高等小學校に師範科 *Cours normal* を附設することとなつたが、前轍に鑑み、募集すべき生徒の数は將來の需要豫定數に基いて定め、卒業生の失職を防ぐこととした。

師範科の修業年限は一箇年で、全く教職的陶冶と實習より成り、衛生、農業、體育等も單に理論として教へるのではなく、實地指導を主とした。又、各種の見習の制度を設けて陶冶の完璧を期してゐる。一箇年の修業年限は何と言つても短いので、現職教員に對する三週間乃至六週間の講習(見習)を行つて強化する計畫もあり、且、修業年限を二箇年に延長する案もある。

以上要するに、印度支那に於ける土着民第二段教育は最初は本國の制度をそのまま移入したものであつたが、其の弊に鑑み、その後之を整備・單純化し、印度支那の土地・環境・住民の生活及知能の程度に適合する様に改正を加へて今日に至つた。然し乍ら、現段階に於ては未だ初等教育に全力を傾注すべき事情にあること、第二段教育が義務教育ではなく選良の教育であるといふことから、將來第二段教育が急激に發達するか否かに就ては疑問なきを得ない。

一九三六—三七年度に於ける各邦別の土着民第一段及第二段教育機關の學校數及生徒數は次表の如くである。

第七表 土着民第一段・第二段教育機關(公立)學校數及生徒數(一九三六—三七年度)

要 項	安 南	カンボチア	交趾支那	ラオス	トンキン	合 計	一 九 三 五 — 三 六 年 度			
							學 校 數	生 徒 數	計	女
リ セ ー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高 等 小 學 校 (含 リ セ ー 高 小 科)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
學 校 數	四	一	四	—	—	八	一八	—	—	—
生 徒 數	八二	三六	一五九	—	—	二七六	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- 註
- ① 全科尋常小學校の初級科で、學校数は當然、尋常小學校尋小科と同数である。
 - ② カンボジアの普及學校中には改良せられざる寺院學校(舊式の寺小屋)に關するものはこれを算入せず。
 - ③ 交趾支那に於ける普及學校中にはカンボジア人子弟の爲の寺院學校二八五校、生徒數六、四五〇名を含む。
 - ④ 全科尋常小學校を含まず。

第三節 實業教育機關

實業教育はフランス本國に於ても、他の教育分野に比べて發達が甚だ遅れてゐるが、印度支那に於ては更に困難な事情があり、發達は極めて遅れ、漸く第一步を踏み出したに過ぎない。即ち初等・中等・高等普通教育が凡ゆる社會活動に必要な一般的な人間の教養を與へることを目的とするのに對して、實業教育は、専門的職業に従事すべき有能な職人の養成を目的とし、印度支那に於ける近代工業が尙初期の發達段階に止まつてゐる現状では此の種の技術者を要求することは極めて少い。従つて、求人側の需要に比べて、兎もすれば實業學校卒業生の人員が過剰を來し、失職の憂き目に逢ふか、學校で受けた教育を無駄にして新規に他の職業を覚えねばならぬ破目に陥る。此の意味から實業學校は國家に取つて最も有用な人間と、特殊技能を持ちながらも職が無いので非常な不満を感じてゐる型の人間と兩種の人間を社會に送り出すものと言へる。後者の弊を避ける爲には量的にも質的にも(凡ゆる職業上の統計と睨み合はせ、雇傭主と連絡を保ち)豫測し得る就職口の數を基礎として養成すべき人員を決定する必要がある、經濟的開發の十分でない現段階に於ては實業教育が振はぬ理由も亦茲にある。

先づ最初に一九二一年、總督アルベール・サローによつて樹てられた實業教育に關する計畫は全く頭の中で考

へ出された純理論的なもので、實業教育を第二段教育の範疇に屬せしめ、第二段教育の様式に従つて前期四箇年、後期三箇年の二期に分つこととした。而て、前期四箇年の課程を有するものを商工實科學校 *Ecole pratique de commerce et d'industrie* と稱し尋常小學校修了證書 *Certificat d'études primaires* を有する者のみを入學せしめ、後期三箇年の課程を有するものを實業學校 *Ecole technique* と稱して高等小學校修了證書 *Diplôme d'études primaires supérieures* 所有者のみを入學せしめることとなつてゐた。一見して明かな様に、この計畫は全く純理論的な机上計畫で、地方的環境に對して聊かも考慮が拂はれて居らず、印度支那聯邦の經濟状態にも適合しなかつたので、遂に實施されるに至らなかつた。

其の後一九二六年に至り、實業教育は緊密に地方的要求に適合すべきであるといふ事に氣付き、印度支那に於ける職業的要求(技術者及技能者を必要とする部門及必要數等)に關する完全な豫備調査を行ふことに決定した。調査には一九二七年から一九二九年に亘る滿二箇年を要した。此の調査を基礎として樹てられた計畫は、以前の計畫に比れば遙かに實際的でもあり整つてもゐたが、種々の理由によりそのまま實施するには難色があつた。

實施不能に陥つた第一の理由は、當時偶々起つた世界的不況に基く財政の不如意と求人側の需要の減少とにあつたが、その他にも、地方的要求に基いて無計畫に所々に設置された既存の學校や實習場等との間に支障が生じたことも亦大きな理由であつた。即ち本計畫の立案者は、焦ることなく、全般の見透しの下に、着々と計畫的に事を運ばうと努めるのに對して、實際家は當面の要求や利害關係者の要請に負け、全般的な計畫を無視して勝手な所に勝手な學校(又は養成所)を建てたのである。此の種の機關には判然と區別し得る二つの型があり、これが實業學校を相異なる二方向に發展せしめた。一は *Atelier de réparations* (修理工場を利用した工務員養成所)

であり、他は工藝學校 *Ecole d'art* であつた。前者は發展して今日の工業實科學校 *Ecole pratique d'industrie* となり、後者はそのまま存続して印度支那の工藝美術の復興に役立つてゐる。

實業教育は、法規上はフランス人と土着民に共通であるが、實際上はフランス人で之を受ける者は殆どない。尙、實業教育機關としては工業實科學校、工藝學校の他に徒弟學校がある、以上何れも各邦長官の管轄に屬し、その經費は邦費の負擔である。

(一) 工業學校(修理工場——工業實科學校)

先づ差當つて當面の必要を満す爲に設けられたのが修理工場を利用した工務員養成の方法である。例へば土木事業を起さうとすれば貨物自動車其の他の輸送用車輛を要し、又、サイゴンの如き商港に於ては港の荷役や河川交通の爲に舢舨その他の小舟が必要である。かゝる輸送力の維持に關する何等の私的企業も存しなかつたので、差當り政府當局の手で各邦の主都サイゴン、ハノイ、ユエ、ブノンベン等に管理修理工場 *ateliers administratifs (de réparation)* を設け、フランス人の技師及職工長指導の下に、土着民の勞力により必要な作業を行ふと共に、全く經驗による土着民技能者の養成に當ることゝなつた。この時代には、管理工場で仕事をやりながら自然に技術を覚えて行くといふ程度で、工場附設の養成所といふ程度にも到らなかつた。従つて之を目して教育機關といふのは聊か無理であらう。

其の後工業實科學校 *Ecole pratique d'industrie* が管理工場に附設されたが、當時は工場内に講座 *cours* が設けられたといふ程度のものであつた。その名残が今日も尙残つてゐて、サイゴンにあるアジア機械士學校の如き大規模の學校ですら「修理」の重荷に喘いでゐる。この修理といふのは、實習として時折行ふのではなく、そ

の仕事に追はれて教育に支障を來す例も尠くない。然し、他に之を行ふ所がなく、政府が此の種の學校を經營する目的の一つは其處にあるのであつて、全經費を邦豫算に仰いでゐる以上は多少の不便はやむを得ぬ所であらう。此の點を除いて(否寧ろ此の點をも含めて)工業實科學校は印度支那の土地の事情に極めて良く適合し、規則も簡單で弾力性に富み、甚だ賢明な制度であると言ひ得る。

現在の工業實科學校は、主として將來職工長となるのに必要な知識技能を授けることを目的としてゐる。入學資格は「滿十五歳以上のフランス市民、臣民及保護民にして工業に従事するに足る身體上の適性を有する者」と定められてゐるだけで、特に學歴に就ての規定はない。然し個々の學校の募集規程には入學資格として特定の學歴を要求せるものもある模様であるが、その程度は學校所在地に於ける生徒募集の難易によつて多少異るといふ(在ハノイ、帝國總領事)以上の資格を備へた者に對して選抜試験を行つた上で入學を許可する。

修業年限は最初は三箇年であつたが、現在は四箇年に延長されてゐる。第一學年は一般的豫備教育の期間で、全生徒が同一の授業を受け、第二學年以後分科して、各自専門の學科を修める。學科は最少限度(全印度支那を通じて必要な三つの職業に相應する)金工、木工及電氣の三科を設けることゝ定められ、其の他地方的事情により鑄金、旋盤、機械模型製造、發動機等の諸科を設け得ることゝなつてゐる。最後の學年(少くともその一部)は當該地方の工場に於ける實習に當てられる。

學科内容に就ては行政官、技師、當該地方の商工業界代表、教授、實習工場主任、並に保護領にあつては宮廷の役人等より成る委員會 *Conseil de perfectionnement* によつて検討せられ、且、其の實施狀況につき監督を受ける。實習工場主任及教授は當該邦の母語を解する者たることを要する。

四箇年の課程を終へ、卒業試験に合格した者には工業、学校卒業證書、Certificat d'études industrielles が與へられる。卒業生は直に工場、鐵道、鑛山等に就職し、一名の失職者もない。時には陸海軍關係の工業技術員となる者もあるが、民間（乃至管理）工場の職工長となる者が最も多い。實は、此の種の學校設置の目的は此の點にあるので、單なる勞務者の養成には次に述べる徒弟學校其の他の養成機關が當る。

此の種の實業學校は工業實科學校と稱するもの六校と、アジア機械士學校 Ecole de Mécaniciens asiatiques と稱するもの一校、合計七校存する。前者は各邦の主都（ハノイ、ユエ、サイゴン、フ）及ハイフォンにあり、後者はサイゴンにある。各校共一九三〇年頃から三五—三六年頃にかけて一進一退を續けてゐたが、近年は著しい發展を示し交趾支那が最も盛で、安南及トンキンが之に續いてゐる（後者）。又、何れも寄宿舎の設備を有する。寄宿生の割合は地方によつて異なるが、大體二分の一乃至四分の三を占め、ハイフォンの如きは九十八名中九十一名の多數に上つてゐる。

工業教育の現況は以上の如くであるが、近來國際關係の險惡化につれて主として國防上の必要から、金屬工業及大軍需工業の創始が計畫され、今次大戰前、植民省は「植民地防衛の爲に、植民地に」航空機工場を直に設置すべきことを決定した。かくの如き軍需工業、國防工業の發達は必然的に他の一般重工業及輕工業の發達を促進する。従つて將來印度支那は、フランス本國の工業生産品の大販路たる現在の地位に甘んずることなく「極東のフランス」として、自ら必要とするものを生産し、經濟的にも自主獨往の道を進み得るであらうと期待されてゐた（之は印度支那人自體の希望といふよりは、寧ろヴィアル氏等の）。フランス本國の敗戦により事態は多少變つたが、サイゴンを中心とする軍備熱は却つて昂まつてゐる。更に印度支那が將來東亞共榮圈の一翼として積極的に參加

することゝなれば産業の開發は大いに進み、經濟状態も好轉しよう。その曉には教育の發達亦見るべきものがあるであらうが、特に實業教育はこの産業上の一大轉換に對して大きな役割を果すものであるから、他の如何なる教育部門にもまして急速な發達が期待される。

(二) 徒弟學校（附女子職業學校）

Ecole d'apprentissage 又は Atelier d'apprentissage と稱するものゝ中には工場の一般勞務者の養成を目的とするものもあるが、多くは都市及農村に於ける小工業従事者の養成を目的とするものであつて、地方經濟生活の現狀に適合した施設である。これ等の徒弟學校は、各地方の工場主との協力の下に經營されてゐるので、その目的及内容は千差萬別である。

徒弟教育も工業教育と同様、交趾支那が最も發達し、atelier d'apprentissage と稱するものが多數の都市に存する。之に次ぐのは矢張り安南及トンキンで、ハノイ及キノン（安南）Qui-nhon には金工、タン・ホア Than-hoa には鐵工、トゥーラン Tourane には石工の職業學級が設けられてゐる。これ等は何れも大工場の職工養成を目的とするものではなく、手工業の職人養成を目的としてゐる。

女子の實務教育に就ても決して忘れられてゐる譯ではなく、最近家事教育 enseignement ménager が勃興して來た。ト一織 tapis tho の機織學校 cours de tissage がトンキン北部のカオ・バン Cao-bang（廣西省境附近の都市）に設けられ、裁縫學校及刺繡學校も各地に設けられた。各邦を通じて女子實務教育の近年の發達は特に注目に値し、將來第一段女子教育が普及し現在十數パーセントに過ぎぬ就學率が、せめて現在の男子就學率の程度に迄引上げられれば、實務教育の發展も亦期して待つべきものがある。

(三) 工藝學校

前記生産部門と關聯する實業教育(工業教育及徒弟教育)と全く對蹠的な方向に發展したものに工藝學校 *Ecole d'arts* がある。これを最初に始めたのは新邦交趾支那であつた。

美術愛好者達はサイゴンや其の他の小都市の骨董屋の店先で(或はもつと田舎の方を漁つて)、古代安南の匂も豊かな美しい珍奇な美術品、例へば家具、陶器、七寶、銅器、素描、繪畫、象眼、寶石、革細工、祭祀用具、日用品等を發見した。然るにこれ等の美術品は数が少く、その上古代美術を復興して現代の息吹を通はせ得る藝術家もなければ職匠もゐない。かゝる美術に對する愛好心は失はれ、技法は亡びてしまつたのである。これを復興し、教育の力で弘めることは可能の筈である。かう云ふ希望の下に、北アフリカに於ける土民美術學校の輝かしい先例に倣ひ、交趾支那及カンボジアに幾つかの工藝學校が創設された。

交趾支那の工藝學校は次の三校で、何れもサイゴン附近の都市にあり、それぞれ數科に分たれてゐる。

Ecole de Bienhoa——青銅工藝科及陶器科。一九〇三年創立

Ecole de Giadinh——繪畫科、版畫科及印刷科。一九一三年創立

Ecole de Thudamot——家具製造科、漆器科及木彫科

カンボジアに於ても略々同様の目的を持つカンボジア工藝學校 *Ecole des arts cambodgiens* が主都プノンペンに設けられてゐるが、これは金銀細工、彫刻、鑄造、漆器、鍍金、銅器、織物等の諸科に分れてゐる。

修業年限はカンボジア工藝學校を除き、何れも前記の工業實科學校と同様四箇年で、第一學年は準備期間として共通の學科を修め、最後の學年では實務を練習させることゝなつてゐる。教科内容や教員構成は學校によつて

大いに異なるが、一面、共通の性格を有し同一の組織を有する部分もある。主なる共通部分を拾ひ上げれば次の如くである。

先づ第一に、各校共フランス人を校長とし、校長は單に校務を統轄するに止まらず、思想上、藝術上(技法上)の最高指導者で、學校の藝術的、行政的並に商業的生命の支柱である。このことは學校經營の上に多大の便益を齎すが、その半面大きな缺陷ともなつてゐる。即ち學校の良否は一に校長の良否にかゝり、しかも同一人が創意に富む藝術家としての資格と、規則に通じ人を統禦し得る行政的才能と、財政的並に事務的才能とを同時に兼ね備へることは稀有の例に屬する。

第二の共通的性格は製作品の商品化と販賣とに努めることである。その結果、顧客の満足を買ふことが重大關心事となり、教育本來の目的が制約され歪められることがある。例へばモデルの選定に當つても最も美しいものとか最も教育的効果のあるものを選ばず、陳列効果の高い、賣れ易いものを選ぶことゝなり、又生産能率を高める爲に生徒に各生産課程を分擔せしめることゝなる。その結果、確に生産高は増し、良い製品が出来ることゝなるが、教育としては不完全であることを免れない。即ち生徒は卒業しても、一人で完全なものを造り上げることが出来ぬことは勿論、全工程を知悉せぬ爲、他人の仕事を監督することも出来ない。従つて經營者や親方とはなり得ず、一生職人として過ぎねばならぬことゝなる。これは教育上誠に憂ふべきことで、各校共その弊害の軽減に努めてゐる。

同業組合 *Corporation* の形成——各學校共、未だ發展の最高段階に達してゐないこと、即ち立派な作品を作つてそれで生活して行くことの出来る完成した職匠の養成と、地方美術の復興といふ兩面の目的を何れも完成し

得てゐないことは事實である。其處から所謂同業組合、即ち卒業生の全員を會員として之に適當な職を與へ、外部からの註文を處理按配して全會員に利益を均霑せしめる團體の必要が生じて來る。

之は卒業生の失職を防ぐには極めて有効な手段ではあるが、その半面、同業組合の存在が私的な製作所 *maîsons d'arts* の設立を阻害することも亦明かである。即ち同業組合は學校の施設や器具を利用し、學校で仕事をすることが出来るので、低廉な價格で製品を提供し得て、如何なる競争者をも寄せつけない。その結果、卒業生は自立して工場を設ける機会を失ひ、第一その様なことを考へようともしなくなる。この様な事情からピアンホー工藝學校 *Ecole de Bienhoa* では全卒業生が組合に加入し、カンボヂア工藝學校でも唯一人の例外を除き全員が加入してゐる。之に對してテドモ工藝學校 *Ecole de Thudamot* だけは、卒業生が組合を組織せず、それぞれ自立して製作所を経営し、親方となつてゐる。之は家具(本校は前記の如く家具製造科を有する)が青銅器や寶石や花瓶に比べて一層實用的であり、又陶器や鑄物の製造に比べて施設を要せぬため同業組合の如き強力な組織を必要とせぬからである。

尙、現在の所では印度支那の工藝學校はアルジェリ、テニス、モロッコ等北アフリカの土民工藝學校に比べれば一籌を輸するが、ピアンホー工藝學校の陶器や、カンボヂア工藝學校の寶石、金銀細工、織物等は一九三一年の植民地博覽會や、一九三七年の萬國博覽會(植民地部)の機會に紹介されて大いに賞讃を博した。次に四工藝學校中特色を有するカンボヂア及ジャディンの二校に就て略説する。

Ecole des arts cambodgiens——本校の生徒は全部カンボヂア人で、指導者 *moniteurs* は全部本校の卒業生である。教材、標本等には總て傳統的形式によるクメール藝術の粹を選んでゐる。その影響で、本校の製作品は傳統的技法を傳へ、古代ツメール藝術の薫り豊かなものとして好評を博し、前記の博覽會を機に、フランス本國各地に販路が開けた。生徒は半給費生で、食費は無料である。大多數の生徒はフランス語は知らないが、母國語による読み書きは出来る。二箇年の修業の後、卒業製作 "*chefs-d'oeuvre de sortie*" を作製し、これが合格すれば「同業組合」の名簿に登録される。

Ecole de Giadinh——交趾支那の三校中、東西文化の交流と云ふ意味から最も期待を持たれてゐる。本校には現在、版畫 *gravure* と石版印刷 *lithographie* の兩科があつてそれぞれ立派な卒業生を出してゐるが、更に近しい印刷科 *section d'imprimerie* を設置する計畫がある。之が完成の曉には印刷、版畫兩科の協同による優れた美術書の出版が可能とならう。現在既に印度支那文學のフランス語譯や、フランス文學の安南語譯及カンボヂア語譯等があつて夫々の面で東西文化の交流に貢献してゐる。極東美術及泰西美術に關する優れた美術書の出版は兩者の協同の一證左たるに止まらず、更に兩者の交流から新しい美の發足も豫想され、其の萌芽は既に現はれてゐる。

附 其の他の實業學校

交趾支那盲學校 *Ecole des Aveugles de Cochinchine*——特殊實業學校として盲學校をあげることは一見奇異の感を與へるであらうが、本校は單に盲人に對する一般普通教育を施すに止まらず、併せて十分の職業的陶冶をも行ひ、卒業生が自ら生活の糧を得るに困難のない様にしてゐる。

河内レーズ織學校 *Ecole dentelière de Hanoi*——本校の内容に就ては詳かでないが、前記の徒弟學校に類するものではなく、ヴィアル氏は前項の盲學校と共に、地方的要求に基いて設置された特殊な實業學校として、

工業實科學校に關する記述に引續き之に言及してゐる。尙、一九三八年度に於ける本校の生徒數は百名に達し、卒業生は製作所に勤めるか、或は自立して何れも十分自活し得るだけの收入を得てゐる。

以上要するに印度支那に於ける實業教育は主として財政的不如意と工業發達段階の遅れてゐることにより、更に支那の影響で安南知識階級に瀰漫してゐる勤勞蔑視の弊風により——歴史の新しい印度支那の教育の中でも、他の分野に比して進んでゐるとは言ひ難いが、次表に見られる如く、最近の發達には稍々見るべきものがある。尙次表の一九三八年度の分はヴァアル氏の記述中に掲げられた數で、ヴァアル氏は之を工業實科學校（アジア機械士學校を含む）七校のみに關するものとして掲げてゐるが、印度支那總督府當局で年々發表する統計には工業學校を含み、且交趾支那に關しては前記盲學校及小學校附設職業科の生徒をも含むものであるから、之も亦同様のものとして解すべきであらう。尙、生徒數中女子の占める割合は年々大差を認め得ない。

第八表 各邦別實業學校生徒數（一九三六—七年度 一九三七年一月一日現在）

要 項	學 校 數 ^②		交 趾 支 那 ^③	合 計
	男	女		
安 南	—	—	—	—
カンボヂア	二四三	二五七	二六	五〇〇
ラオス	—	—	—	—
トンキン	二四三	二九四	—	五三七
計	四八六	五五一	二六	一、〇六三

年 度	學 校 數 ^②		交 趾 支 那 ^③	合 計
	男	女		
一九三〇年	二〇六	—	—	二〇六
一九三一年	二六三	—	—	二六三
一九三二年	一七六	—	—	一七六
一九三三年	三四二	—	—	三四二
一九三四年	—	—	—	—
一九三五年	—	—	—	—
一九三六年	二四五	—	—	二四五
一九三七年	二四三	—	—	二四三
一九三八年	三一九	—	—	三一九

註 ① 毎年一月一日現在、従つて一九三〇年とあるは一九二九—三〇年度に屬する。

② 交趾支那を除く各邦は工業實科學校及工藝學校（カンボヂアに一校）のみを含み、徒弟學校及ハノイ・レース織學校等は含まず。

③ 交趾支那二十六校の内譯は、工學實科學校（二）、工藝學校（三）、盲學校（一）、小學校附設職業科（二〇）

④ 一九二九—三〇年度に於ける學校數は安南（一）、カンボヂア（二）、交趾支那（七）、ラオス（一）、トンキン（二）、合計（三三）

第四節 高等教育機關

印度支那に於ける高等教育機關創設當初（一九〇二年頃）の目的は良き官吏と良き技術者とを供給することにフランス領印度支那に於ける教育

あつたが、中等程度の教育が發達し上級學校を志望する者が増加すると共に、この目的は變化し、現在では大學卒業と官途への任用とは切り離され、それと共に特に印度支那的特殊性と云ふべきものも薄れ、フランス本國の綜合大學と大差ないものとなつた。

印度支那の高等教育を構成するものはハノイ綜合大學 Université d'Hanoi とバストール研究所を初とする各種の研究所である。

ハノイ大學の前身たる土木、醫療、衛生、司法等に關する土着民教育機關が最初に設けられたのは一九〇二年頃からであるが、漸次之を改良し更に農林、獸醫、高等師範、商業等の學校を増設し、これ等を總稱して印度支那綜合大學 Université Indochinoise と稱する様になつたのは一九一七年のことである（一九一七年十二月二十一日の總督令）。創立以來綜合大學としての實を備へんが爲に孜々として努め、次々に醫療助手學校 Ecole des Médecins auxiliaires（醫藥學校の前身）、獸醫學校 Ecole Vétérinaire、印度支那高等研究學校 Ecole des Hautes Etudes Indochinoises（法律學校の前身）、高等農林學校 Ecole supérieure d'Agriculture et du Sylviculture、高等師範 Ecole de Pédagogie、土木學校 Ecole des Travaux publics、高等商業學校 Ecole supérieure de Commerce、印度支那美術學校 Ecole des Beaux-arts de l'Indochine 等を創設し、一九三一年（昭和六年）のハノイ總領事からの報告書、一九三三年度の總督府報告を基として作製された東亞經濟調査局の調査書（南洋叢書印 印度支那編）等にも印度支那大學の構成分子として上記の八校が記載されてゐる。然しこれ等は學科内容の點で多種多様であるのみならず、その程度に於ても甚だしく不均衡なものであつた。而てその過半数は其の後自ら消滅し、今日では醫學、法律、美術の三大學 grandes écoles のみが存續してゐる。（一九四〇年度のフランス學事年鑑にも上記の八校

の名が記載されてゐるが、第十表の如く、一九三三—三四年度以降の統計には生徒数が記載されず、一九三七年及三八年年度の印度支那行政年鑑にも其の名が見られぬから、大體一九三〇年前後から募集を中止し三三—三四年度以降決定的に廢止されたものと考へられる。）

(1) 印度支那醫藥學校 Ecole de Médecine et de Pharmacie de pleine exercice de l'Indochine

印度支那の高等教育機關中最も古く、既に四十年の歴史を有する。一九〇二年創立當時は Ecole des Médecins auxiliaires と稱し土着民醫療助手養成を目的とし、之にトンキン獸醫學校 Ecole vétérinaire du Tonkin が附屬してゐたが、一九一七年、綜合大學の一部となると共に醫科、藥科、助産婦科の三科に分れ獸醫學校は獨立した。其の後一九一九年に P.C.B 科（豫科）を加へ、一九二三年に改組して醫藥學校 Ecole de Médecine et de Pharmacie と稱することとなつた。更に最近に至つて、十分に設備の整つた附屬病院や解剖學研究所 Institut d'anatomie 等も設けられた。

現在ではフランス本國の綜合大學醫學部とほぼ同一の組織・形態・内容を備へ、醫學科（一九三三—三八年度に於ける講座數九、專任教授一）の兩科のほか、助産婦科 Section des Sages-femmes d'Etat（教授一名）及豫科（動物生理、植物生理、物理、）を有する。教授は合計十七名であるが、その中六名は本國のアグレガシオン試験合格者で、其の他の者も最も優秀な醫師の中から選ばれてゐる。教授以外に各科を通じて十五名の講師、助手等 (personnels auxiliaires) がゐるが、之は全部印度支那人である。

修業年限は最初豫科一年本科四年で修了者はフランス本國に送られ、パリ大學で更に一箇年間研究に従事した上、試験に合格した者には本國の大學出身者と同じの資格が與へられることとなつてゐたが、現在では修業年限は七箇年に延長され、パリ留學を要せず、本校で學位 Doctorat を得ることが出来る。入學資格はバカローレ

アの所有者たることである。

學生数は約二〇〇名で、所在地がハノイである關係から大部分が安南人で、一九三六—三七年度の印度支那統計年鑑によればカンボジア人は一人もゐない。

附屬助産婦科の修業年限は二年で、近來その内容はかなり充實してゐる。生徒数は毎年二十名内外であるが、他科に比べてフランス人の割合が多いことが眼につく。

註 醫科及法科に於て行はれる *Aggrégation* 試験は大體教授資格試験と解して差支へない。即ち教授を任命する際文科、理科等であれば博士號を有する者であれば良いが、フランス本國では醫師となる爲には醫學博士號を絶対に必要とする關係から醫學博士の数は極めて多い。従つて教授の前提として助教に任命する際既に之だけでは有資格者が多過ぎて選擇に標準が立たない。その爲に此の試験制度を設けて優秀者を簡拔することにしてゐる。

(2) 高等法律學校 *Ecole Supérieure de Droit*

本校は一九二四年十月二十三日の總督令によつて創立されたのであるが、之は元來ハノイの法政學校（トンキン、安南及交趾支那の官吏養成を目的とするもの）及ユエの印度支那法政學校（安南古典研究及官吏養成の爲に安南理事廳で設立したもの）を合併したもので、當初は印度支那高等研究學校 *Ecole des Hautes Etudes Indochinoises* と稱し、安南人官吏の養成を目的とし、法律及行政に關する學科の他に歴史、文學等を教へ、修業年限は三箇年であつた。

其の後一九三二年の改組（一九三一年九月十一日の總督令による）によつて、醫藥學校と同様、本國の *Faculté*（綜合大學の構成單位たる單科大學）と全く同一の組織・形態を備へることとなり、名稱も *Ecole Supérieure de Droit* と改められた。

バックローレア又は之に相當する印度支那バックローレアを入學資格とし、修業年限は合計四箇年で、最初の三箇年はリサンス *licence* 資格を得る爲の準備に當てられ、第四學年は専ら印度支那の法律及經濟の研究に當てられる。博士號を得る爲には、更に一年間フランス本國に留學することを要する。此の點、醫藥學部が學位授與權を有するのと趣を異にする。一九三八年末に於ける學生数は三七七名、教授は八名（一九三六—三七年度は第九表の）で、教授は殆ど全部フランス本國のアグレガシオン資格を持つてゐる。尚リサンス資格を得て後、更に研究を續ける者の數は極めて少く、印度支那法律經濟研究科の生徒數は年々十數名位である。

(3) 美術學校 *Ecole des Beaux-Arts et des Arts Appliqués*

本校は一九二四年十月十七日の創立で、舊印度支那大學（ハノイ大學の前身）に屬した八校中でも最も新しく、前記の二校に比べれば、設備其の他の點で聊か遜色が認められる。

設立當時は印度支那美術學校 *Ecole des Beaux Arts de l'Indochine* と稱し、美術科（繪畫及彫刻）のみを有し、次で一九二六年十月一日の總督令によつて建築科が附設された。本校設立の主たる目的は「フランスの思想及技法の影響によつて、將に瀕死の状態にある傳統的藝術を復活せしめ得る土着民藝術家の養成」にあつたが、第二義的な目的としては佛土教育を施す諸學校（小學校及實業學校）教員の養成をも目指してゐた。前者の目的を達成する爲に、美術科内に裝飾美術に關する講座が設けられ、*Inguibert* 氏が之を擔當してゐた。

其の後裝飾美術（又は應用美術）教育の目的が「有能なる工藝家を養成して印度支那藝術を復興せしめるにあ

る」所から、この種の教育を發展せしめることこそ最も機宜を得たものであると考へられ、一九三八年五月二十四日の總督令によつて美術學校の改組が行はれ、同時に名稱も *Ecole des Beaux-Arts et des Arts Appliqués* (美術應用美術學校) と改められた。

改組後の本校には、高等教育に屬する狹義の美術科が二科と、これに附設された應用美術科が三科存する。

(美術科)

- ① 繪畫・彫刻・漆工科
- ② 建築科

(應用美術科)

- ① 家具科 (第一段)
- ② 金銀細工・鍍金科 (第一段、職匠養成)
- ③ 陶器科 (第一段)

上記の他、デザイン及裝飾美術の補習講座が一講座存する。更に青銅鑄造科も近く設けられようとしてゐる。

修業年限は高等教育に屬する二科は共に五箇年で、第二段及職匠科は三乃至五箇年である。以上の學習期間を通じて職業的陶冶が中心となることは勿論であるが、その他、フランス語、美術史、測量、解剖學、考古學的建築的學製圖等をも修める。

卒業生は全部、本校同窓生の團體たる「印度支那美術家組合」*Coopérative des Artistes Indochinois* に加盟する。本組合は一九三八年、時の美術學校長 *Jonchère* 氏及裝飾美術家教授 *Inguibert* 氏によつて創設されたもので、工藝學校卒業生の組織する同業組合 *Corporation* と同様、組合員(卒業生)の必要とする物質的・藝術的・精神的援助を與へることを目的とするものである。然し、後者の如く組合員に一種の強制を加へて生産品の工業化を行はうとするものではなく。

以上三校共、學生の大多數は寄宿生で、*ハノイ* 市の建設を理想とし、夏季大學の施設もある。

第九表 ハノイ大學・出身地別學生數 (一九三六―三七年度)

要項	教員數		出身地別學生數							同 一九三 六年度		
	教授	講師	キ ン ト ン	安 南	交 趾	カ ン ボ ジ ア	ラ オ ス	印 度 支 那	フ ラ ン ス		支 那	合 計
醫學科			四九	一八	五			二二			二六	二二
豫學科			一五	四	三			三			三〇	二〇
藥學科			二六	五	二			三			三〇	二〇
助産婦科			五	三	二			一〇			一六	二〇
計	三	一〇	五	三〇	六			一〇			二〇	一〇
醫學學校												
高等法律學校												
リサ ン ス 科			一九	二	四			二八〇			三〇六	二七
研究科			八	一	四			二二			三三	二〇
計	六	一〇	二七	三	八			三〇二			三三六	二七
美術學校												
美術科			二四	一	四			二九			三三	二六
建築科			二	一	一			二			三	三
計	五	三	二六	二	五			三一			三六	三〇

合	計	三	三	三三	七	三三	三	二	五三	六六	三	六三	五八
---	---	---	---	----	---	----	---	---	----	----	---	----	----

註 ①印度支那法律經濟研究科(即ち第四學年)

②印度支那統計年鑑には Peinture とあるが、本文中の美術(繪畫・彫刻)科を指すものである。

以上概観するに、印度支那の如き新天地に高等教育を創造しようとする企は當時の本國人は勿論、植民地關係者をも驚かせたが、實施の結果は見事に成功し、現在では内容外觀共に略々綜合大學の實を備へるに至つてゐる。現在尙、理學部を缺いてゐるが、印度支那の如き土地に於て先づ最初に着手されるのは法政及醫學に關するものであることは容易に諾かれる。即ち占領後先づ第一に問題になるのは治安の恢復、政治的秩序の恢復であり、直接的效用を示し得る文化工作たる醫學による民心の收攬であるからである。政治的秩序の恢復に就ての關心に續いて、當面の行政上の必要から法律的知識を有する土着民を必要とするに至るが、この要求に對しては現在の法律學校は十分之に應じ得る。従つて植民政策の遂行に關して法學部及醫學部に對して發せられる要求に就ては問題はない。唯、法學部の學生と同様に醫學部の學生も最後の一箇年間フランス本國に留學させることとする方が良くはないかといふ意見に對しては大いに考慮が拂はれてゐる。これは、フランスに留學した者に對して在留フランス人の信用が増すのは勿論、同時に一般の印度支那民衆の信頼と敬意も深まることは必然であるといふ理由と、更に留學が齎すフランスに對する親近の情が、フランスと印度支那とを結びつける緊帶をより一層鞏固ならしめるだらうとの期待に基くものである。

醫、法兩學部がほど完成の域に達した今日では、理科大學の設置が何を措いても先づ考慮すべき當面の問題とされてゐる。これによつて安南及カンボヂアの學生に科學的研究の要求する精密にして正確なる研究方法及態度を植ゑつけ、徒に空理空論に趨る傾向から彼等を救ひ出すことが出來れば、それだけでも相當重大な意義を有する。

更に、理科大學の發展の方向が必然的に實驗科學の方向に向ふものとするれば、必ずや其所から相當の成果が生れ、實質的な利益を伴ふ發明發見が生れて來るであらう。その結果は、全く未開とは言ひ得ぬ迄も、未だ完全な組織的探索の手の伸ばされてゐない印度支那の天然資源の開發に大いに益するに違ひない。

現在既にバスターール研究所 Institut Pasteur を初めとしてラディウム、海洋學、農學、米穀、地理、地質等の多數の研究がある。後述の如く(第四章學術研究)是等の研究所が現在迄に成し遂げた事業も決して無視すべきではないが、同時に是等の研究所中の或物は、主として人的構成の不備から、十分その機能を發揮し得てゐないことも亦事實である。特に是等の研究所は、それぞれ孤立し、協同して組織的活動を行ふことがない爲に、十分の生産的能力を發揮し得てゐないことは甚だしい缺陷である。理科大學の設置はこの缺陷を是正すると共に、更に地方産業と密接な關係を有する各種の研究所の創設を促すであらう。如何なる研究所が設けらるべきかに就ては、全印度支那の踏査が完了せぬ今日ではまだ明言することは出來ぬが、少くともゴム研究所 Institut de l'Hévea 及エタン研究所 Institut de l'Etain は遠からず出現するであらうし、その曉には之が印度支那産業界に貢獻すること大なるべきは言を俟たぬ所である。

最後に附言すべきことは、理科大學の設置が「フランス文化の光を極東の地に及ぼすに最も適したものである」、「西歐文明の中でアジアに取つて最も魅力のあるのは科學文明である」ところから、必然的に「理科大學こそ

は支那、タイ、更にマレイ半島の學生をハノイ大學に吸引する最大の魅力となるであらう」といふのが識者の意見である。支那、タイ國、フィリッピン等より多數の留學生を迎へてゐる我國として相當考慮に値するものである。

次表は印度支那大學學生數の増減を示すものであるが、近年獸醫學校其の他が廢止されると共に、從來これ等の學校で養成されてゐた技術關係者がパストゥール研究所其他の研究所に委託養成されることゝなつた。但、其の學生數は次表に含まれてゐない。従つて一九三三―三四年度に於ける大減少も此の點を考慮する必要がある。實質的には年々増加の一路を辿つてゐると言つて差支へない。

第十表 ハノイ大學學生數累年表

(自一九二七―二八年度至一九三六―三七年度フランス共和國統計年鑑による)

要 項	一九二七―二八年度	一九二八―二九年度	一九二九―三〇年度	一九三〇―三一年度	一九三一―三二年度	一九三二―三三年度
醫 業	二〇九	二五四	二八九	二七	二七	二四八
獸 醫	二二	二七	三三	三三	三三	二五
高等法律	三九	二六	二四	二二	二二	一四〇
教 育	三三	三三	四六	三三	三三	二六
農 業	三三	三三	三三	三三	三三	四
土 木	七九	八四	九四	八六	八二	五三
商 業	五八	五三	五二	五三	四四	一
美 術	四三	六九	六九	六九	六九	六八
合 計	四四三	五〇九	五〇一	五五	五七	五九二

年 度	一 九 三 三	一 九 三 四	一 九 三 五	一 九 三 六	一 九 三 七	一 九 三 八
醫 業	二二	二六	二六	二八	二九	二〇〇
獸 醫	三三	三三	三三	三三	三三	二〇
高等法律	三九	二六	二六	二六	二六	一三
教 育	三三	三三	三三	三三	三三	一三
農 業	三三	三三	三三	三三	三三	一三
土 木	七九	八四	九四	八六	八二	五三
商 業	五八	五三	五二	五三	四四	一
美 術	四三	六九	六九	六九	六九	六八
合 計	四四三	五〇九	五〇一	五五	五七	五九二

註 ①教員數は教授及講師の合計で數學部を兼任するものは再度之を計上せず。

②本欄は印度支那統計年鑑による。尙之によれば一九三五―三六年度の醫藥學校學生數がフランス共和國統計年鑑のより二十三名少いが之は調査時期の相違によるものであらう。

第五節 私立教育機關

印度支那に於ける私學の性質、重要性、學校教育中に於て占める地位及役割等を正當に理解する爲には、フランス本國に於ける私學に就ての通有概念を清算する必要がある。フランス本國では思想上の對立、政治上の抗争が直に教育制度の上に影響を及ぼし、大革明の思想を支持する者と舊政體の支持者との間に起つた闘争が直に教育界に於ける非宗派的公教育と宗派的私教育との對立摩擦となつて現はれたが、かゝる弊害は幸にして印度支那には輸出されなかつた。印度支那に於ては公教育と私教育とは別種のもではなく、兩者は同一の教授要目により

同一の教科書と同一の教授方法とを採用し、此の點では寧ろ我國の公立中學校と私立中學校の關係に似通つてゐる。現在印度支那では公立私立の兩者を合せて、就學兒童が未だ全學齡兒童の半ばに満たぬ状態にあるので、生徒爭奪戰の愚を演ずる必要がなく、此の點でも兩者は併立し得る。否、併立といふよりは寧ろ、私立學校は、主として財政的理由により公立學校を設置し得ぬ時と場所に設けられ、公立學校の缺を補つてゐるとも言ひ得る。

私立學校には少くとも部分的には古來の傳統教育の名残を留めてゐるであらうとは誰しも考へるであらう。茲で傳統的教育といふのは安南系諸邦にあつては皇帝に對する臣下の義務を中心とし、常用漢字、家庭内の行儀作法、日常生活に必要な知識等を教へることを目的とし、カンボヂアにあつては寺院で僧侶が行ふ宗教教育を意味する。ところが此の様な傳統的教育の名残は現在では何處を探しても殆ど痕跡を止めてゐない。之は公立小學校の成功が余りに目覺しかつたので、前記の如き傳統的教育を施す學校は消滅するか、或は公立學校と同一形式に組織を變更した爲である。尤も現在でもまだ舊制度の寺院學校が多少残つてはゐるが、之も間もなく改組して土着民第一段教育の項で述べた改良寺院學校となるであらう。現在特に内部から改組要望の聲が高く。

私立學校を經營主體校長及教員の國籍の上から分類すれば次の三種に分ち得る。

- (1) 宗派學校(殆ど全部フランス人)(但生徒は印度支那人の方が多い)
- (2) 非宗派私立學校(殆ど全部印度支那人)
- (3) 外國人私立學校(殆ど全部支那人、他にマレイ人及ビルマ人のもの十數校)

これ等の私立學校の開設及經營に就ては、原則として一九二四年五月十四日の大統領令によつて定められた(一九二六年一月二十七日の總督令)印度支那私立學校一般規程 Statut général de l'enseignement libre en Indo-

chine の適用を受ける。但、前二者に對する適用が極めて嚴密であるのに對して、外國人私立學校に對しては遙かに緩やかである。此の規程はフランス本國の私立學校規程を模したもので、次の如き項目を含んでゐる。

- (1) 教員はフランス本國に於けると同等の資格を有し、同一條件による見習を終へたる者なること。
- (2) 各段階の私立學校とも、同段階の公立學校と同一水準の教育を施すこと(教科目は公立學校と同一、但、教科書選擇及教授の方法は道德及法律と違反せぬ限り自由)
- (3) 公立學校に於ける衛生に關する規定に従ふこと。
- (4) 資格試験を受けんとする科にあつては、各學年に於ける教授要目の配列順序を公立學校のそれに従はしめること。
- (5) 教授用語は初級科に於ては公立土着民小學校と同様にその地方の母語を用ひ(但、フランス人子弟を主とする學校はフランス式)其他の場合にはフランス語のみを用ひること。
- (6) 行政當局の監督を受けること。

然し右の法令の實施後も支那人の私立學校では教授用語として支那語のみを用ひ、右の規定を嚴密に適用しようとするれば全支那入學校に閉鎖を命ずる外なく、これは到底不可能なことであつた。且又、全般的に見ても行き過ぎを訂正する必要があつたので、一九三〇年八月十三日の大統領によつて大修正が加へられ、印度支那社會の一般的环境と學校教育の現状とに適合する様に緩和された。この修正により、外國人私立學校に於ては、除外例として、支那語、ビルマ語及マレイ語の使用が認められることとなつた。

尙、私立學校は總て中央及地方(各邦)教育課の二重監督の下に置かれてゐる。

(1) 宗派學校 Ecole confessionnelle

私立學校の中で最も古い歴史を有し、經營狀態も最も良く、施設、教材の整備、教育内容等の點でも最も優れてゐる。經營主體は大多數はフランス系の傳道會であるが、スペイン傳道會 Missions espagnoles の設立にかゝるものも幾らかある。

フランスが印度支那に侵入し植民を開始した頃既に交趾支那には此の種の學校が數校あつた。中でも最も古いのはサイゴンのタベル學校 Ecole Taberd で、一八七二年、外國人傳道會の神父 Père de Kerlan の創立にかゝり、フランス人、混血兒、歸化土着民等混淆の教育機關である。之に續いて多數の宗教學校が傳道會の手で設けられた。其の多くは第一段教育を施す機關(土民初級學校五五八、全科尋常小學)であるが、高等小學教育及中等教育を施すものも存する(フランス人第二段教育機關校三九、フランス人尋常小學校一八)。例へば安南の主都エエにある Institut de la Province は最近の設立にかゝるものであるが、此の學校は同じ町にある公立の佛土リセー Lycée Kai-Dinh との無用の競争を避ける爲に、兩者の差異を明かにし A 科 Section A (latin-grec) のみを置くのである。

又多くは男子のみを入れるが、女子の爲の學校も數校存する。例へばダラト Dalat の Pensionnat de Notre-Dame de Langbian (或は單に les Oiseaux) と呼ばれるものがあるが、他の宗派立の學校と同様に寄宿制度を根幹とし、娘を普通のリセーに入れたがらぬ兩親も尠くないので、かなり志望者も多い。

前述の如く此の種の私立學校は主としてフランス及スペインのカトリック教團の經營にかゝるが、教育の對象としては印度支那人子弟が壓倒的に多數を占め、フランス人子弟を入れるものは學校數も少く、生徒も千人餘に過ぎない。

第十一表 宗派學校(フランス人及佛土)の學校數、教員數及生徒數 (一九三六—三七年度)

要 項	フ ラ ン ス 人			安 南	カンボヂア	交趾支那 (附設)	ラオス	トンキン	合 計	一九三五 — 三六年度
	第 一 段	第 二 段	計							
學 校 數	二	四	七	二	二	二	—	—	二	—
教 員 數	二	六	一四	二	二	二	—	—	二	—
生 徒 數	二	七	二四	二	二	二	—	—	二	—
學 校 數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 員 數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生 徒 數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二	四	七	二	二	二	—	—	二	—
計	二	四	七	二	二	二	—	—	二	—
計	二	四	七	二	二	二	—	—	二	—

校 計	及 士 民 學 校		初 級 學 校		小 學 校		及 士 民 學 校	
	生 徒 數	教 員 數	生 徒 數	教 員 數	生 徒 數	教 員 數	生 徒 數	教 員 數
六五七	二四〇	九六	四三八	一四三	一、四六九	二六	一四	一四
三、〇〇五	六四	四二	二、八〇五	五五	三三〇	八	一	一
一八、四八九	五八二	三三六	一六、五五四	五〇三	一、七四一	七	八	八
二二	三	二	三三	一	二六	二	一	一
三、五二九	四七三	三三九	一〇、四四六	三三八	二、八八六	三	五	五
四一、七〇九	一、三六一	六〇四	三九、二三四	一、〇八四	六、四四四	三	三九	三九
四〇、五三四	一、三三七	六〇四	三九、六九六	一、〇九四	五、六三三	三	三九	三九

(2) 非宗派私立學校 Ecole privée laïque

宗教團體に關係のない私立學校は殆ど全部印度支那人、主として安南人の經營にかゝる。安南には古來漢字教育を主とする私塾が榮えていたが、之は一九一七年に廢止され、其の後無認可で存在してゐたものも今日では殆ど絶えてしまつた。カンボヂアの寺小屋が今日でも多少残つてゐるが、これも大多數は改良寺院學校となり舊態を止めてゐるものゝ數は少く、その勢力は言ふに足りない。従つてこゝでいふ非宗派の私立學校は殆ど全部公立の土着民教育機關と類似のものである。

教育の對象に就て見れば、フランス人子弟の爲のものは宗派學校の場合に比べて遙かに少く(第一段六校、第二段三校に過ぎぬ)

土着民を對象とするものが壓倒的多數を占める。

此の種のものも、宗派關係のものと同じく、大多數は第一段教育機關(フランス人尋常小學校、佛土)であるが、中には尋常小學校、高等小學校、中等の各課程を完全に備へた大規模のものもある。例へばヘノイのタン・ロン學校 Ecole Than-Long 及 シ・ロン中學校 Lycéum Gia-Long、サイゴンのポール・ドゥーメ中學校 Lycéum Paul Doumer 等がそれである。

右の中、Ecole Than-Long は印度支那の公立私立の全學校を通じて生徒數が最も多く、その數一、八〇〇名を超える。同じくヘノイにある Lycéum Gia-Long も、設立後日尙淺いにも拘らず、生徒數は既に中等科のみで二〇〇名に近い。本校は最近の設立にかゝるだけに施設も整ひ、教材の整備並に教員の素質の點でも極めて優秀である。

サイゴンの Lycéum Paul Doumer は一九三四年フランス協會の設立にかゝる。本校は交趾支那の主都サイゴンと支那人商業都市シ・ロンとの中間の景勝の地に位し、敷地は廣く、競技場・馬場・プール等を備へ、六百人以上を收容し得る大寄宿舎を有してゐるが、かゝる物的施設の他に、本校は種々の新しい試をなしてゐることで注目されてゐる。①男女双方を入れること——他の學校がすべて男子又は女子のみを入れるのに對して本校は双方を入れ、男子寄宿舎及女子寄宿舎を有する。②凡ゆる國籍の者を無差別に入れること——他の學校がフランス人又は土着民の子弟を對象とし、他の者は例外的に入學を許すか或は特別學級を附設して入學せしめてゐるが、本校ではフランス人、安南人、カンボヂア人、ラオス人、支那人、タイ人等が共學してゐる。③教授方法に特別の工夫をし、氣候や環境に適合せしめようと試みてゐること——本校では授業は午前中(六時から正午まで)

に集中され、午後は休養・趣味の藝術・スポーツ等に當てることとなつてゐる。

尙、序にこゝで大規模の私立學校に於ける體育及スポーツの流行に就て一言する必要がある。これ等の大規模の私立學校は皆、かなり設備の整つた廣大な運動場を有し、運動部 associations sportives や少年團の分團 section de scoutisme 等をも有してゐる。一般に印度支那では近來、體育及スポーツにはかなり關心が拂はれ、選手は大きな名譽を以て迎へられてゐる。スポーツの中では特に蹴球が盛である。

これ等の大規模の學校を初めとして、總計六百以上の非宗派私立學校があるが、その生徒數は約四萬人で、宗派立のものに比べてやゝ少い。尙、この種の私立學校の中には職業學校も數校存する。

第十二表 非宗派私立學校（フランス人及印度支那人）學校數、教員數及生徒數

（一九三六—三七年度）

要 項	フ ラ ン ス 人		安 南	カンボヂア	交趾支那	ラオス	トンキン	合 計	一九三五 — 三六年度
	第 一 段	第 二 段							
學校數	1	1	1	1	1	1	1	7	7
教員數	1	1	1	1	1	1	1	7	7
生徒數	1	1	1	1	1	1	1	7	7
合計	2	2	2	2	2	2	2	14	14

學 業	民 士		佛 士		校 學
	第 二 段	第 一 段	初 級	小 學	
學校數	4	1,380	29	3,451	1
教員數	4	1,380	29	3,451	1
生徒數	4	1,380	29	3,451	1
合計	8	2,760	58	6,902	2

校計	學校數		教員數		生徒數	
	數	數	數	數	數	數
八、六〇三	二一八	二八三	一〇	一四〇	五	三三
五九五	二五	四三	五	五	五	六〇
九、三三三	二四三	三二〇	一〇	一四〇	五	三三
一、四〇	五	五	五	五	五	六〇
一七、五〇三	三三	六〇	五	一〇	五	一、三三
三、二二二	五	五	五	五	五	五
三、七九七	五	五	五	五	五	五

家庭學校——非宗派私立學校の中に數ふべきではあるが非常に變つた種類のものに家庭學校 *Ecole familiale* と稱するものがある。これは全印度支那に擴がつてゐるが、特に安南に盛である。

一家の家長たる父親は、申告さへすれば、家庭級 *une classe "familiale"* を開くことを許され、其所で自分の子供に自ら初級教育を施すか或は適當な教師を選んで代行せしめることが出来る。原則としてこのクラスには其の一家内の子女以外の者を入れることは出来ない。實際印度支那の家庭では家族の人員が非常に多く、小さなクラス位出来ることは珍しくないが、その上、前記の原則はさほど嚴密に適用されず、黙認の形で、家族の他に甥や従兄弟等を加へることも許されてゐる。所が、小さな村などでは村中が多少共血の繋がりを持つてゐるので、家庭學校の範圍が段々擴がつて、甚だしきに至つては其の構成が村落學校や聯合村落學校と大差なくなつて来る。

此の種の學校は學務當局 *Administration universitaire* の監督を受け、學科課程は公立小學校のそれに従ひ、一般の小學校の生徒と共通の試験を受けて初級學校及尋常小學校の修了資格 *Certificat d'études élémentaires (ou primaire) indochinoises* を獲得することが出来る。安南及トンキンには此の種の學校が特に多く、その生徒數は約三萬人に達する。但、此の數は前表の中には算入されてゐない。

以上要するに私立學校は少數の例外を除いては、總ての點で完全といふはおろか、公立學校との比較に於てもかなり劣つてゐる。然し、それにはそれ相當の存在理由もあり、教育の普及と云ふ點から見て貢献する所も尠くない。従つて爲政者は十分な注意を拂つて之を監督すると共に、寛容の心を以て之に接し、好意を以て助成して行くことが望ましいこととされてゐる。

此の種の學校の特殊機能としては、先づ第一に（フランス本國その他の場合と同様に）公立學校で普通の生徒と一緒に取扱ふには若過ぎたり、年を取り過ぎたりした者を入れ、進級試験に不合格となつた者や年齢・健康・智能等の點で公立學校の要求する條件を満し得ぬ者を救済してゐる。更に右の特殊機能の他に、公立學校の缺を補ふといふ大きな任務を帯びてゐることは既に述べた通りである。しかも、公立學校の不足は必ずしも財政の乏しい貧弱村落のみに限らず、サイゴン、ハノイ、シロン、ユエ等の如き大都市でも屢々見られる現象で、今後この現象は早急には解消する見込がない。従つて此の意味からも私立學校に對する要求は當分減少せぬものと思はれる。

宗派立、非宗派立を合算した私立學校の總計は次表の如くであつて、その生徒數はフランス人學校にあつては公立學校生徒數の約四〇パーセントに上つてゐる。尙、次表は第一段教育及第二段教育の學校を合算したもので、その内譯に就ては第十一表及第十二表を参照せられたい。

第十三表 私立學校學校數、教員數及生徒數（一九三六—三七年度）
(1) フランス人學校

私立學校生徒數ノ公立學校ニ對スル比	公立學校生徒數	學 校			安南	カンボヂア	交趾支那	ラオス	トンキン	合 計
		生徒數	員數	校數						
100.7%	553	556	34	7						
8.1%	37	184	8	4						
3.9%	2,288	903	43	8						
0%	49									
3.9%	3,037	1,080	36	2						
39.9%	6,623									
		2,622	33							

(口) 佛土及土民學校

私立學校生徒數ノ公立學校ニ對スル比	公立學校生徒數	學 校			安南	カンボヂア	交趾支那	ラオス	トンキン	合 計
		生徒數	員數	校數						
15.7%	9,755	15,129	533	224						
7.4%	49,238	3,200	89	51						
19.1%	145,224	27,768	1,077	352						
2.3%	3,326	279	8	7						
19.1%	123,277	30,933	1,071	580						
16.7%	46,720	77,729	2,708	1,334						

第六節 外國人學校

單に私立學校の一種として取扱ふには印度支那の外國人學校は餘りに有力であり、多くの問題を含んでゐるから他の宗派、非宗派の私立學校とは切離して述べる。然し、私立學校には違ひないから、一應原則的には、印度支那私立學校規程の適用を受けるが、それも私立學校の項で述べた様に、他の私立學校に比べれば極めて緩やかである。

外國人學校としては、カンボヂアにビルマ人及マレイ人學校があるが、これは總數僅か十七校に過ぎず、その勢力は殆ど無視しても差支へない程度のものであるから、以下主として支那人學校に就て述べる。

支那人の印度支那移住の歴史は古く、一説には黄河、揚子江、珠江流域の支那人が南下してタイ、マン、メオ等と混血して今日の安南人を形成したとも言ふが、之は論外としても、漢朝滅亡以後南下移民は極めて多く、彼等が安南人に與へた影響は顯著である。更に其の後に於ける支那歷朝の政變と、特に南支那に於ける人口數に對する耕作地の狭少とは、支那人の海外移住と移住地に於ける定着とを促した。これ等の支那人(華僑)は殆ど全部がシロンを中心とする交趾支那及カンボヂア地方に集中し、シロンは一七七八年頃には既に一大支那人町となつてゐた。一九三六年に於ける印度支那在留華僑の數は三二六、〇〇〇人で總人口の一・四%に過ぎず、マレー半島、蘭印、タイ國の華僑に比べて決して多いとは云へぬが、商權を把握して居り、其の勢力は牢固として抜くべからざるものがある。上記の三十餘萬の華僑の他に安南人との混血兒が七萬三千、カンボヂア人との混血兒が約七萬居り、其の勢力も無視し難い。更に今次の支那事變勃發以來支那移民の入國する者多く、且又、後述の如く

フランス領印度支那に於ける教育

移民の多くは定住する可能性がある。

一九三八年に於ける華僑學校の總數は三一八校、生徒數は一萬七千人以上に達し、華僑の八五%が交趾支那及カンボジアに居住する關係から、學校も殆ど全部がこの二邦に集中してゐる。三一八校といふ校數は必ずしも驚くには當らぬが、日支事變の影響による華僑入國者の増加と共に、華僑學校も最近急激な増加を示した爲に問題が重大化したのである。即ち一九三六—三七年度には學校數二五七(合、華僑中學)生徒數一萬三千であつたものが、一九三八年には前記の様に三一八校、一萬七千人に激増した。同時にシ・ロンにある佛支リセー Lycée franco-chinois de Cholon の生徒數も二二七名から四二九名に増加した。しかも此の増加の波は平和の恢復と共に退くものとは思はれない。一般に支那人といふ人種は何所にでも移住して、生活の手段さへ見出されれば其所に定住する人種である。従つて戰爭の爲に餘儀なく印度支那へ渡航した者の大部分は、何等かの特殊の事情が発生せぬ限り此の地に留まるものと考へられる。かくて華僑の増加と共に華僑學校の擴張・増加が考慮され、監督者側ではその取扱に腐心してゐる。

華僑學校の問題が重大化する他の一つの與件といふべきものがある。即ち支那人は自發的に(時には故郷に愛想をつかして)海外に移住した場合でさへ、何處に行つても支那人たることを止めない。彼等は支那を運んで歩き、支那の習慣・生活様式・社會的集團的生活・言語・學校から教師に至るまでを持つて行く。彼等は仲間の者と寄り合ひ・集り・一緒になつて生活し、支那人の集團を作り、國家の中の一小國家ともいふべきものを形成する。移住地の民族及その社會の中に融け込む代りに印度支那人の町の隣に自分達の町を作り、或は一つの町の中でもフランス人土着民居住地域に隣接して、自分達だけの別の一廓を作り上げる。前者の例で最も著しいのは

サイゴン附近の經濟都市シ・ロンで、後者の例はブノンベン、ハノイ其他至る所の南京町に見られる。學校に就ても同様で、彼等は純粹に支那式の學校を持つてゐる。

華僑學校には、無職の教員が開設し授業料を取つてそれを職業とする小さなものから、都市に於ける支那人幫(註) Congrégation 設立の大きなものに至る迄色々あるが、何れも純支那式である點には變りがない。Congrégation 設立の學校は無月謝で、設備もかなり整つてゐる。

(註) Congrégation chinoise は同じ町に住む同省出身者の協會で、在留華僑は殆ど義務的に登録され、之を通じて當局と交渉を行ひ、其他種々の便宜を受ける。フランス側では華僑の取締及納税の上に之を利用してゐる。

授業は全く支那の學校のそれで、常用漢字、計算、理科、地理等の概略を含み、子弟を實用向に教育すること、換言すれば、商人として立つて行くに必要な教育を施することを目的としてゐる。従つてシ・ロンにある佛支リセーを除いてはフランス人學校や土着民學校の資格試験に對する準備教育を行ふ學校は一枚もない。又、佛支リセー以外ではフランス語を教へず、時には華僑の中にも子弟にフランス語を學ばせたい希望を有する者もあるが、公立初級學校では教授用語が其の地方の母語である爲、彼等の目的には適はぬので、結局華僑學校に入れることとなり、フランス語學習の機會は失はれる。

訓育、學習組織等の點でも總て支那式で、殆ど在るがまゝの状態に置かれ、授業時間の如きも不規則で、朝の中にやつたり、午後によつたり、時とすれば夕刻食事が済んだ後にやることさへある。誰でも行ける時に *comme il peut (=cha-que-fois)* 行くと言つても差支へない。

要するに之は支那であり、しかも古い支那、即ち不動にして、變化することも環境の動きに順應することも欲
フランス領印度支那に於ける教育

せぬ因襲的な支那の姿である。一九二四年五月十四日に制定された私立學校規程が華僑學校にも適用されようとした時、これが極めてはつきりと見受けられた。フランス人經營の私立學校を初めとして、印度支那人經營の私立學校も總て易々諸々とこの規程に従つたが、ひとり支那人學校のみは何とかしてこの規程の適用を免れようとして、時としては學校の存在を秘め隠してまでも現状を維持しようとする努力がなされた。この點に將來に對する禍根がひそみ、テニリスに於けるイタリア人學校以外には考へられぬ危険性が感ぜられる。テニリスに於ても印度支那に於ても、問題は根本的には全く同一である。

この弊害に對する解決策は支那人——少くとも知識階級に屬する人々——の側から提出された。一九〇八年のこと、シロンに住む幾名かの裕福な華僑が、植民地在住の子弟の爲に、フランス人學校及土着民學校に做つた一つの教育機關を設けようとの考へを抱いた。この思ひつきは、慧眼にもその利益を察知し得たボー總督 Paul Beau の熱烈な支持を受け、一九一三年、サイゴンとシロンの中間に位するシ・カン Cho-Kuan の地に、ベトリス・キ中學校と並んで佛土リセー Lycée franco-chinois が設けられた。敷地は華僑出身でフランスに歸化した大貿易商チャ・マー・ヤン氏 M. Tja-Mah-Yan の寄附にかゝる。

本校の管理には一名のフランス人(校長?)と支那人及フランス人半々より成る理事會 Conseil d'Administration が當る。學科課程は一部フランス式、一部支那式で、教員構成も亦同様である。本校は華僑子弟に程度の高い普通教育を施すと共に、フランス語を教へる唯一の學校である。フランス語を教へるので、別に學習組織を變へなくても、卒業生が他の中學やハノイ大學の講義を聴く場合にも、大した困難を生ぜぬものと考へられる。かくの如くフランス的學科と支那的學科を併行的に行ひ、固有文化の背景を失はしめることなくフランス文化

の眞髓に觸れしめることを目的とする本校は、現代に於ける人類最高の問題とも云ふべき東西兩洋文化の融合を極く小規模に温和な貌で達成してゐるとも云へる。

この目的達成の爲に後述のフランス極東學院等が設けられ、フランスは此の方面に對して多大の努力を傾注してゐる。佛支リセー自體の目的がその方向に副つてゐることは勿論、更に其の卒業生をして此の事業に協力せしめることが出来れば、彼等の素質の點から見ても或は又彼等の社會的環境及經濟的實力の點から見ても、かなり有効であらう。然しその爲には確乎たる支那政策(少くとも對華僑政策)の樹立が必要であり、戰前、フランスの植民政策がその方向に進む傾向を見せてはゐたが、本國が戰敗れた今日、果してこの人類至高の目的を達成する力を有するや否やは疑はしい。

一九三六—三七年度に於ける華僑學校の學校數、教員數及生徒數は左表の如くであるが、前述の如く、日支事變の影響で激増した。激増後の詳細な數(各邦別)を知るに足る統計類を手許に有せぬ爲に、ヴィアル氏の記述による概數を下欄に附記する。

第十四表 外國人學校の學校數、教員數及生徒數 (一九三六—三七年度)
(1) 華僑小學校

要 項	安 南	カンボヂア	交趾支那	ラオス	トンキン	合 計	一九三五—三六年	一九三八年
學 校 數	二四	五	一三	二	三	二六	二四	三八
教 員 數	三三	二四	二六	三	八	五三	五〇	不詳

生徒数	五六	三、三九	六、六四	八	二、三九	三、九四	二、六四	約七、〇〇
(ロ) 華僑中學								

シロン・佛土中學 (交趾支那)	教員数	一九三五—三六年度	一九三六—三七年度	一九三八年
生徒数	七	一三三	一五六	不詳
(註) 學年末の数か(ヴィアル氏による)				

(ハ) マレイ人・ビルマ人學校 (カンボジア)

學校数	一九三五—三六年度	一九三六—三七年度
生徒数	一四	一七
生徒数	五五二	五二三

第七節 補助的施設

(特殊教育機關及學校基金)

林間學校其の他の補助的教育施設の整備に對する努力は近年始められたばかりであるが、既に相當の域に達し、フランス本國にある此の種の施設及卒業生に對する有益な施設で少くともその一二の例を印度支那の地に見出し得ぬものは殆どない。

これ等の施設の中で最も數も多く、最も發達してゐるのは虛弱兒童の爲の林間學校 *Colonie de vacance* と、之は或は林間學校の設置を目的として特に組織された協會、或は非宗派の團體、個人の資格による有志、教授等によつて設けられてゐる。現在ではハノイ、サイゴン、フノンペン其の他總ての大都市にあり、一九三八年には約一、五〇〇名の兒童を數週間づゝ海濱又は山に送り、極めて良好な成績を收めた。勿論、この種の事業は、最も豊かな最も西歐化した地方に特に發達し、一般の教育の場合と同様に、交趾支那が常に先驅を勤めてゐる。即ち最近サイゴンより程遠からぬ *Phu Lam* に、身體虛弱にして普通の教育に堪え難い安南人子弟のための養護學校 *Preventorium* を設け、喜ぶべき好結果を收めてゐる。

交趾支那には又、同窓會 *associations d'anciens élèves* や父兄會 *associations de parents d'élèves* 等も多數設けられてゐる。

又、同地方には學校基金 *Caisse des écoles* の制度も發達し、僅か三州を除き交趾支那全州に設けられ、學校給食、圖書館、徒弟教育實習室、運動部及ボーイ・スカウト等の基金として有効に使用されてゐる。交趾支那邦内のみでも一一〇件の學校給食 *cautine scolaire* が行はれ、學校より遠隔の地に住む榮養不良の土着民兒童四、〇〇〇人に對して給食を行つてゐる。

交趾支那に於ける程發達してはゐないが、他の諸邦でも之に倣つて、學校基金の制度を設けてゐる。